

2017~2026

奥州市総合計画

～地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市～

Oshu City: a Self-Governing and Collaborative Community
Where Each Area's Individuality Shines



奥州市



はじめに

奥州市長 小沢昌記

奥州市は、合併後の平成19年3月に、長期ビジョンとなる基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示した基本計画からなる「奥州市総合計画」を策定し、「協働」を主眼に、奥州市のまちづくりに取り組んできました。

この間、国においては、急速に進む少子高齢化に対応し、人口問題に歯止めをかけるとともに、各地方自治体がワークライフバランスを保って、日本の社会全体を活気あるものにしていくため、「地方創生」を掲げ、地方がその特徴を活用して自律的かつ魅力ある社会を築きあげていくことを目指しております。

本市においても、人口減少と超高齢社会を迎えており、福祉・医療への負担増加や、地域内における人口構造の歪みなど、様々な偏在が危惧されております。また、地域における人間関係の希薄化も進んでおり、地域社会の内部において、子育て世代、若者、高齢者などが様々な不安や悩みを抱えている現状にもあり、本市が魅力と活力あるまちとしてさらに発展していくためには、これらの課題にしっかりと向き合いまちづくりを進めていく必要があります。

地方を取り巻く状況が著しく変化している今こそ、地方自治の本旨を見つめ直し、全ての人々が情報を共有し、市政に参画し、力を合わせて明日の奥州市を創造する仕組みをつくり、安全・安心な暮らしの確保、地域コミュニティの維持・再生、そして未来を担う子どもたちをはじめとした地域社会を支える人材の育成などへの取組が重要となっております。

このような現状を踏まえ、市民や企業等との連携・協働のもと、時代の変化に的確に対応し効果的なまちづくりを進め、奥州市の発展をさらに持続させるため、中期的な行政運営の指針となる「第2次奥州市総合計画（基本構想・基本計画）」を策定いたしました。

この計画においては、「誇りと幸せを実感できるまちづくり」としての人口プロジェクトと「世界へ発信するまちづくり」としてのILCプロジェクトを戦略プロジェクトに位置付け、これまでの分野ごとへの集中投資から、横断的な取組によっての相乗効果を期待しているものであります。

戦略プロジェクトを基軸に、目指すべき都市像に掲げた「地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち 奥州市」の実現に向けて邁進してまいりますので、市民の皆様の、より一層の参画と協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、中心となって進めていただいた総合計画審議会の皆様、市民アンケートなどを通じ貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

目 次

第1章 基本構想

I	総合計画の策定に当たって	1
II	総合計画の構成と期間	3
III	市の現状と見通し	4
IV	まちづくりの課題	7
V	めざすべき都市像	13
VI	まちづくりの目標（施策の大綱）	14
VII	めざすべき都市像を実現するための進め方	17

第2章 基本計画

奥州市総合計画体系図	20
部門別計画	
大綱1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり	22
1－1 市民参画と協働によるまちづくりの推進	24
1－2 豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進	30
1－3 潤い豊かなスポーツライフの推進	34
大綱2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり	38
2－1 「生きる力」を育む学校教育環境の充実	40
2－2 次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用	43
大綱3 健康で安心して暮らせるまちづくり	48
3－1 みんなで支え合う地域福祉の推進	51
3－2 子育て環境の充実	56
3－3 健康づくりの推進	61
3－4 高齢者支援の推進	64
3－5 障がい福祉の推進	68
3－6 医療の充実	71
大綱4 豊かさと魅力のあるまちづくり	74
4－1 農林業の振興	77
4－2 商工業の振興	85
4－3 観光物産の振興	91
4－4 雇用環境の向上と人材育成	96

大綱5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり	99
5－1 良好な自然・生活環境の保全と循環型社会の形成	100
5－2 安全・安心な市民生活の実現	105
5－3 災害に強いまちづくりの推進	108
5－4 持続可能な公共交通体系の確保	111
大綱6 快適な暮らしを支えるまちづくり	113
6－1 道路環境の充実	115
6－2 快適な住環境の実現	118
6－3 地域の特性を生かしたまちづくりの推進	126

第3章 実施計画

【大綱1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり】	131
【大綱2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり】	134
【大綱3 健康で安心して暮らせるまちづくり】	138
【大綱4 豊かさと魅力のあるまちづくり】	145
【大綱5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり】	150
【大綱6 快適な暮らしを支えるまちづくり】	151

資料編

総合計画策定の経過	157
奥州市総合計画審議会条例	159
奥州市総合計画審議会委員名簿	160
奥州市総合計画について（諮問）	161
奥州市総合計画（案）について（答申）	162
奥州市総合計画策定委員会設置要綱	163
奥州市総合計画策定委員会委員名簿	165
アンケート調査結果	166
用語解説	182
(文中の用語右上※はこちらで解説しています)	

奥州市総合計画

基本構想

平成29年度～平成38年度

奥州市民憲章

わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれた
このまちの市民であることを誇りとし、
さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。

一 ふるさとを愛し

いきいきと働くことができるまちをつくります

一 すすんで学び

文化のかおり高いまちをつくります

一 みんなが手をつなぎ

健康で明るいまちをつくります

【平成十九年二月二十日制定】

I 総合計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

現在、人口減少と超高齢社会を迎えており、福祉・医療への負担増加や、地域内における人口構造の歪みなど、様々な偏在が危惧されております。また、地域における人間関係の希薄化も進んでおり、地域社会の内部において、子育て世代、若者、高齢者などが様々な不安や悩みを抱えている現状にもあります。

こうした中にあって、自治体においては、まちづくりの新たな課題や市民等の多様化・高度化するニーズへの対応が求められるとともに、今まで以上に自らの責任で政策を決定し、実施していかなければなりません。

市民一人ひとりが誇れる地域づくりに向かって、働き、学び、そして健康で安心して暮らしていける社会を実現させるとともに、この豊かな自然と先人たちが培ってきた産業や歴史・文化に誇りを持ち、それらを財産として、未来を担う子どもたちが「大好き」と思えるふるさとを築き、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

地方を取り巻く状況が著しく変化している今こそ、地方自治の本旨を見つめ直し、全ての人々が情報を共有し、市政に参画し、力を合わせて明日の奥州市を創造する仕組みをつくり、安全・安心な暮らしの確保、地域コミュニティの維持・再生、そして未来を担う子どもたちをはじめとした地域社会を支える人材の育成などへの取組が重要であります。

しかしながら、これらの取組は行政だけができるものではありません。市民をはじめ、地区振興会、企業、NPO、行政など、地域社会を構成する様々な「力」を結集し、目指すべき奥州市と一緒に創りあげていく「協働」こそが、新しい時代を切り拓く最大の「力」となります。

この計画は、平成23年に策定した奥州市総合計画を基本とし、概ね10年後の奥州市を展望しながら、誰もがここに住んで良かったと幸せを感じできるまちづくりを進めるため策定したものです。

(2) 計画策定の視点

市民や企業等との連携のもと、時代の変化に的確に対応し、効率的なまちづくりを進め、奥州市の発展をさらに持続させるため、次に掲げる視点を基本とし、中期的な行政運営の指針となる総合計画の策定を進めることとしました。

① 市民憲章の理念を具現化する計画づくり

市民憲章の理念である「ふるさとを愛し、いきいきと働くことができるまちをつくります」、「すすんで学び、文化のかおり高いまちをつくります」、「みんなが手をつなぎ、健康で明るいまちをつくります」の実現に向けた計画を目指しました。

② 各種計画を包括した計画づくり

既存の各種計画を十分に尊重しながらも包括し、より具体的かつ発展的に計画行政を推進するための総合的な計画を目指しました。

③ 市民と行政の「協働」による計画づくり

まちづくりの主体である市民の意向を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画を目指しました。

④ 実効性を担保する計画づくり

厳しい財政状況の中で計画の実現を図るため、経営的視点に立つ「選択と集中」を念頭に、財源や人員といった行財政資源の配分と整合を図り、行財政改革の実効性を重視した計画を目指しました。

⑤ 成果を評価できる計画づくり

可能な限り目標を可視化、数値化し、計画目標の達成度を市民にわかりやすい形で公表するとともに、市民との協働による進行管理を行うことができる計画を目指しました。

II 総合計画の構成と期間

「奥州市総合計画」は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれの内容と計画期間は次のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、奥州市の現状とまちづくりの課題を明らかにし、長期的・広域的な視点から「めざすべき都市像」とまちづくりの基本方針としての「施策の大綱」などを定めたもので、市の総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針となるべきものです。

なお、基本構想の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために必要となる施策や事業を部門別に体系化し、それぞれの個別施策を明らかにしたものです。

前期の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

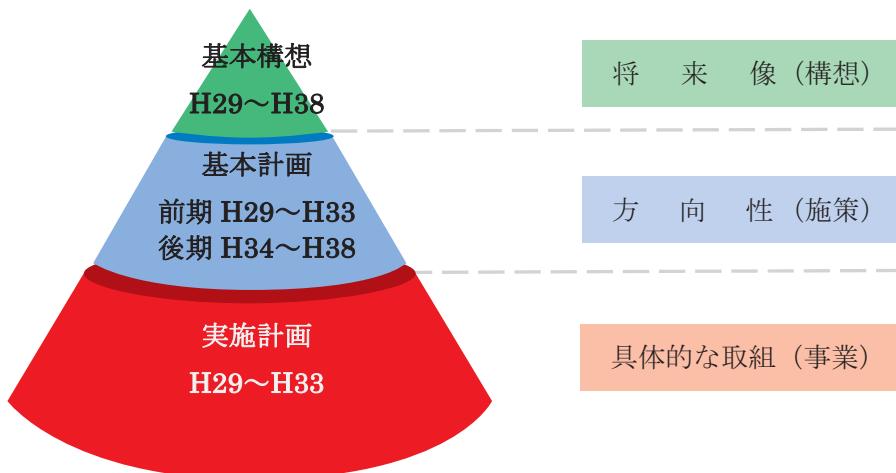
(3) 実施計画

実施計画は、基本構想及び基本計画を実現するための具体的な事務事業を表すものです。

前期の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、実施計画は、計画期間中の社会情勢が大きく変動することも想定されることから、計画の確実な実施や新たな行政課題への対応などを行うため、3年を単位として、毎年度ローリング方式により見直すこととします。※

総合計画の構成（イメージ図）



III 市の現状と見通し

(1) 総人口・世帯

平成27年国勢調査によると、本市の人口は 119,422人で人口の減少傾向は依然として続いており、平成22年国勢調査と比較した人口減少率は、岩手県全体の減少率（3.8%）を上回る4.3%となって います。また、一時減少となった世帯数は41,593世帯と増加に転じましたが、一世帯当たりの人員は2.87人と減少傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいます。

表 人口の推移

（単位：人、世帯、%）

区分	平成17年		平成22年		平成27年		平成32年		平成37年	
総人口	総数	構成比								
	130,171	100.0	124,746	100.0	119,422	100.0	112,682	100.0	107,169	100.0
0～14歳	17,998	13.8	15,966	12.8	14,400	12.1	12,880	11.4	12,429	11.6
15～64歳	77,170	59.3	72,529	58.1	66,315	55.6	60,534	53.7	55,885	52.1
65歳以上	34,945	26.8	36,075	28.9	38,526	32.3	39,268	34.9	38,855	36.3
一般世帯数	41,369		41,308		41,593		—		—	
1世帯当たり人員	3.15		3.02		2.87		—		—	
高齢者のみの世帯数	6,989		7,831		9,107		—		—	

※ 平成27年以前は、「国勢調査」より引用（総数には年齢不詳も含むため、合計が合わない場合があります。）

※ 平成32年以降の人口は、奥州市人口ビジョン（H28.3）による。

(2) 年齢別人口

平成27年国勢調査によると、本市の年齢構成は、年少人口（0～14歳人口）比率が12.1%、生産年齢人口（15～64歳）比率が55.6%、高齢人口（65歳以上）比率が32.3%となっており、年少人口については全国平均の12.6%に近い割合ですが、高齢人口は、全国平均の26.6%より5.7%高い高齢化率を示しています。

また、奥州市人口ビジョンによる将来推計では、平成37年には、年少人口比率が11.6%、生産年齢人口比率が52.1%、高齢人口比率が36.3%と少子高齢化が進む見通しとなっています。

(3) 土地利用

土地の利用状況は、都市化の進展とともに農用地の割合が減少し、都市的土地区画整理事業の割合が増加しています。平成28年の土地利用状況は、農用地が全体の21.9%、宅地が3.8%、山林原野が23.5%となっています。

表 地目別面積

(単位 : km²、%)

年	区分	田	畠	宅地	山林原野	その他	計
平成23年	地 積	174.22	46.14	36.05	239.76	497.18	993.35
	構成比	17.5	4.7	3.6	24.2	50.0	100.0
平成28年	地 積	172.80	44.90	37.58	233.21	504.81	993.30
	構成比	17.4	4.5	3.8	23.5	50.8	100.0
比較 (H28-H23)	地 積	△1.42	△1.24	1.53	△6.55	7.63	△0.05

※ 奥州市財務部税務課資料より引用（各年1月1日現在）

※ その他は、保安林のほか雑種地、公衆用道路、用悪水路などが含まれています。

本市の土地利用に当たっては、市民の豊かな生活空間の維持、創造とより効率的な土地利用を基本的な考え方とし、画一的な土地利用にとらわれない自然・生活・産業が身近に調和する、個性ある住みよい環境形成を進めます。

なお、奥州市の地形に応じたまちづくりの考え方は次のとおりです。

① 平地におけるまちづくり

都市地域においては、人口減少を見据え、道路・橋りょう等の長寿命化を図るとともに、無秩序な市街化を抑制するため、都市計画マスタープランや用途地域の見直し等により適正な土地利用を誘導し、良好な住環境と自然環境の調和の取れた、利便性の高い集約型の市街地の形成を進めることにより、都市機能の維持・向上を図ります。

また、水沢・江刺・前沢の重点商店街活性化や地域の商店街への新規出店補助の実施のほか、新たな工業団地整備等により産業の集積を図るとともに、広域的連携機能を発揮するスマートICやそれら都市機能を結ぶ交通基盤を整備することにより、都市機能の拡充と賑わいのある市街地の形成を誘導します。

さらに、農村地域においては、主力产品である米の生産拡大を図るため、基盤整備事業を重点的に進めるとともに、耕作放棄地や後継者問題を解決するための人・農地問題解決加速化支援事業、集落営農の組織化等の農業経営力支援事業、担い手育成対策、意欲ある農業者による高収益作物への転換を図る産地パワーアップ事業のほか、経営体育成支援事業による農業機械・ハウス等への支援や農畜産物の高品質・高付加価値化等を進める共同利用施設の整備のための強い農業づくり交付金事業等、ソフト・ハードの両面から支援し、基幹産業である農業の振興を図ります。

また、散居集落など美しい独自の景観を保全し、米や肉用牛、野菜や雑穀、花きなど、特色ある農業を振興するほか、前沢牛や江刺りんごの生産拡大及び販路拡大を図る地域ブランド推進事業等により、強みを活かした安心・安全な食料生産拠点の形成を目指します。

② 中山間地におけるまちづくり

農村地域においては、中山間地域等直接支払制度による農業生産の維持や、公共牧野の維持管理のほか、県営中山間地域総合整備事業等による区画整理事業や用排水路整備、水田の汎用化による畑地化を進めるなど、基幹産業としての農林業に必要な農用地及び林地等を保全し、県内屈指の品質や生産量を誇る米、りんご、野菜等の生産体制の強化を図るとともに、安心・安全な食料生産拠点の形成を目指します。

また、生態系・環境保全ため池維持管理事業等を通じ、安らぎのある農村環境の整備や生活環境の維持・向上を図る一方、里山の身近な自然や地域独自の美しい景観、丘陵部に広がる自然環境を活かしながら、自然に親しむ健康づくりの拠点形成を目指すとともに、こどもエコクラブ事業等の環境学習や衣川ふるさと自然塾等を活用した自然体験の場としての活用を目指します。

山間地においては、林道整備や市有林造林事業、広葉樹林再生実証事業等により、良好な森林の整備と生産性の向上を図り、木材生産等の経済的機能をはじめ、水源かん養など森林の持つ多目的な機能の維持・向上を目指します。

また、種山高原星座の森の管理運営や胆沢ダム周辺の観光拠点化を進める等、自然環境や自然景観の保全をしつつ、豊かな自然環境を活かしながら、自然に親しむ観光レクリエーション拠点等の形成を目指します。

さらに、生活道や平地と山間地・中山間地を結ぶ道路については、道路整備計画を定め、必要性や緊急性の高い箇所から整備を推進しつつ、トンネル、擁壁等の道路ストックの長寿命化を進めるほか、地域情報格差解消のための光ファイバーネットワークの維持管理を行う等、人口流出を抑制し、住み慣れた地域で生活できるよう、地域の特性に応じた快適な住環境の形成を目指します。

IV まちづくりの課題

(1) 奥州市の課題

① 人口減少に対応したまちづくり

- ・ 人口規模が全体的に縮小するとともに、とりわけ、生産年齢人口が減少し、人口構造が大きく変化することが見込まれています。平成22年に人口の6割ほどであった生産年齢人口の割合は、平成52年には5割程度まで低下し、地域において労働力不足やそれに伴う生産量の低下が懸念されます。
- ・ 地域の人口減少は、地域経済の衰退等につながる可能性があり、特に子育て世代の減少は、地域の消費を減少させることが懸念され、地域経済の縮小に伴い、税収等の落込みが予想されます。高齢化に伴い社会保障関連経費等の増加が見込まれる一方、人件費及び公債費等、歳入の減少に応じた削減が厳しく、市の財政が硬直化してしまう恐れがあります。

② ILCの実現に向けたまちづくり

- ・ ILCの建設には、世界の研究者や技術者が携わるとともに、運用時には、世界の国際研究機関等が集積する一大研究拠点が建設地周辺に形成されることが見込まれます。その波及効果を地域産業へ活かす取組が必要です。
- ・ ILCが実現すると、世界中から研究者等とその家族が訪れます。この方々が安心して生活できる環境の整備を進めることが必要であり、そのため、様々な国籍や多様な価値観・文化をもつ人々が安全・快適に暮らせる環境の創出や、国際人としての素養を身につけ、世界に羽ばたく若者を輩出する教育や体験機会の提供によりグローバル人材の育成に向けた取組が必要です。

③ 協働社会の形成と生涯学習・スポーツの推進

- ・ 市民憲章を理念とするよりよい郷土づくりを目指した各種活動は徐々に広がりを見せています。しかしながら、市民が同じ理念を共有した郷土愛あふれるまちづくりの推進は道半ばです。市民憲章の精神を基本とした住民運動がさらに前進するように、普及啓発活動の取組が必要です。
- ・ 地域を活性化させ、発展させるためには、行政だけでなく市民や地区振興会、企業、NPOなどが情報を共有しながら、協働でまちづくりに取り組むことが必要です。また、地域づくりにおいては、自分たちの地域は自分たちで創るという地域自治の考え方のもと、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を推進することが求められます。
- ・ 市民一人ひとりが、学びの成果を生かして豊かで生きがいのある人生を構築するためには、行政と地域がそれぞれの役割を担い、学習機会の創出などを積極的に進めることができます。また、多くの市民に優れた芸術作品や舞台にふれる機会を提供するとともに、市民自らが芸術文化活動に参加できる環境の整備が必要です。
- ・ 健康づくりのための市民の主体的なスポーツ活動を推進するとともに、選手の育成と指導者の養成により、スポーツ活動の意識の向上と安全にスポーツ活動が行える環境の整備、さらに適正な施設の維持管理が必要です。

④ 教育文化の振興

- ・ 児童生徒の「学力」の現状は、標準学力検査の結果から、小学校は実施した全学年・全教科において全国平均を上回っていますが、中学校は上回る教科が少なく、数学・英語を中心に課題が見られます。児童生徒に確かな学力を保障するために、基礎・基本の確実な定着を図る取り組みや、協働的な学びを活かした学習内容の理解・習得につながる授業改善の推進が必要です。
- ・ 幼小の連携は様々な活動を通して図られているものの、接続のための取組は十分とは言えない状況です。子どもたちの小学校生活への円滑な移行を図る上で、「接続カリキュラム」を基にした教育課程上の更なる連携が必要です。
- ・ 児童生徒数の減少により、学校及び学級の小規模化が進んでいます。教育活動を行うまでの適正規模を検討し、学校再編の推進が必要です。
- ・ 老朽化した教育施設や文化財施設が多く、適正な維持管理を行うためには、修繕のほか計画的な統廃合、改築及び耐震改修が必要です。
- ・ 本市には、国指定 18 件、県指定 51 件、市指定 227 件の指定文化財をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が約 1,100 ヶ所を数えるなど、多くの文化財が残されており、これらの保存と活用が必要です。
- ・ 世界遺産「平泉」登録決定においては、本市の重要遺跡を含め除外扱いの課題が残りました。「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」の指導のもとに、早期の拡張登録の実現に向けた取組が必要です。

⑤ 保健、医療、福祉の充実

- ・ 支援を必要とする状況になっていても、地域や関係機関から把握されずに、必要な支援を受けられない社会的弱者の孤立や潜在的な生活困窮者の増加などの新たな課題が生じています。多様化する生活支援のニーズに柔軟に対応できる福祉サービス基盤の充実に加え、住民相互が支え合う仕組みづくりなどの構築が求められています。
- ・ 増加する待機児童の解消が課題となっているほか、経済的支援、養育支援を必要とする家庭への支援や「妊娠」、「出産」、「子育て」と切れ目のない支援の充実など、子育てを支える環境づくりが求められています。
- ・ 死亡率の高い心疾患、脳血管疾患を減らすための取組の強化や、特定健診・各種がん検診等の受診率向上が課題です。自殺死亡率が全国平均を上回っていることから、心の健康づくりと誰もが生きやすい地域づくりが求められています
- ・ 高齢化の進展に伴い、単身高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、「医療」、「介護」、「住まい」、「予防」、「生活支援」が一体的に確保される『地域包括ケアシステム』の構築が求められています。そのため、地域ぐるみで介護予防や生活支援サービスを提供する体制づくり、在宅医療・介護連携によるネットワークの強化、総合的な認知症施策の推進、さらには、不足している介護サービス施設の計画的な整備や介護人材の確保などの取組が必要です。

- ・ 障がいを持つ人が社会の一員として健やかな生活を送るために、「障害者差別解消法」や「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が目指すノーマライゼーションの理念のもと、障がいに対する偏見や差別をなくす取組が必要です。また、地域で自立して生活するために、多様な働く場の確保や、地域で安心して生活するための福祉サービスの提供、積極的に社会参加を促す支援などが必要です。
- ・ 将来にわたり安定的な地域医療体制を充実させていくためにも、この地域に不足している産婦人科や小児科、脳神経外科などへの対応や、老朽化した市立病院への対策及び在宅医療・介護連携の推進が求められています。

⑥ 農林商工業の活性化

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足が進んでいること及び米価等の下落により農家所得が低迷していることから、農業所得の向上と経営の安定化、担い手の確保と育成が必要です。そのために、ほ場整備による生産コストの圧縮、担い手への農地集積や集団化、新たな作目の導入による高収益化や6次産業への取組などの積極的な推進が必要です。
- ・ 農家所得を向上させるには、市内各地にある産直施設で農畜産物や加工品を販売することが一助となります。消費者にとっては新鮮な農畜産物を手に入れることができ、地産地消の観点からも、生産者と消費者をつなぐ取組の後押しが必要です。
- ・ 農山村は、農畜林産物の生産地としての役割のほかに、自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能を担っていますが、農林家の高齢化等によりその維持が難しくなっています。地域住民と農林家の協働により、農山村の景観や多面的機能の維持が必要です。
- ・ 森林は、利用可能な林齢に達しておりますが、木材価格の低迷、従事者の高齢化や後継者不足等により、森林の保育、管理が十分に行われていない箇所が見受けられます。水源のかん養や山地災害の防止など森林の持つ多面的な機能を確保するため、森林施業の集約化等、林業生産資源の有効活用による森林整備の促進が必要です。
- ・ 商業は、空き店舗の増加等、商店街の魅力が低下していることから、買い物客等を商店街へ誘導する仕組みの構築や、店舗数を増加させる等、商店街の賑わい創出のための支援が必要です。
- ・ 製造業は、事業所数や従業員数の減少など、停滞傾向が続き、製造品出荷額も様々な生産環境悪化の影響により伸び悩んでいることから、製造業の成長力を強化するために、経営基盤の強化、生産性向上、売上拡大、産業集積などへの支援が必要です。また、地域雇用の確保、地域経済の活性化のための企業誘致活動に併せ、若年労働者の定着支援、就職支援が必要です。
- ・ 恵まれた観光資源を活かしきれておらず、観光客を本市に十分呼び込むことができていません。新たな観光資源の掘り起こしとともに、本市の特色を活かした滞在型・体験型観光のメニュー化やストーリー性をもった観光のルート化が必要です。また、訪日外国人観光客が全国的に増加傾向にあり、この誘致のための取組にも支援が必要です。
- ・ 前沢牛、江刺りんご、南部鉄器、岩谷堂簾笥など、質の高い農畜工芸品を生産しているにもかかわらず、奥州ブランドとしての知名度は低い状況です。相乗効果を高めるためにも、奥州ブランドとしての戦略的なPRが必要です。

⑦ 生活環境の充実

- ・ 奥州市環境基本条例の基本理念の普及活動を推進し、環境の保全に努める必要があります。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型といった経済活動のあり方から廃棄物の減量化やリサイクルの推進、食品ロスの削減、省エネルギーへの取組など、環境への負荷の少ない循環型社会に対応した社会経済システムへの転換が求められており、資源循環型の環境にやさしいまちづくりの推進が必要です。
- ・ 人口減少を背景として、適切な管理が行われていない空き家が増加しており、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家の利活用と適正管理の促進が必要です。
- ・ 近年、大規模な地震や地球温暖化の影響とされる集中豪雨など自然災害が発生しており、環境問題や災害対策への関心が高まっていることから、市民の防災に対する意識啓発や災害発生の危険度が高い地域を周知するなど、災害予防活動の推進が必要です。また、多様化・大規模化する災害に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防水利や消防施設などの整備に取り組むとともに、消防団員の減少が続いていることから、団員確保に向けた取組の強化が必要です。
- ・ 交通事故発生件数は全国的に減少傾向にある中、依然として高齢者が被害者となる割合が全体の半数以上を占めている状況にあり、高齢者の交通事故を抑止することが全体的な減少につながることから、特に高齢者に重点を置いた交通安全思想の普及啓発活動を継続して行っていくことが必要です。また、犯罪発生件数は年々減少していますが、特殊詐欺被害の前兆となる不審電話などが多発し、実際に被害が発生していることや、侵入窃盗被害の多くが無施錠で発生していることから、重点的な広報啓発活動を行っていくことが必要です。
- ・ 自家用車の普及、過疎化や少子高齢化の進行により、バス利用者が年々減少しており、地域公共交通の継続的運行が懸念されていることから、運行システム、運営方法などの検討が必要です。

⑧ 都市環境の整備

- ・ 交通量の増加に伴う、交通渋滞の解消や歩行者等の安全確保のための歩道整備など、多くの要望が寄せられている中、今後整備すべき道路の位置づけを明確にし、計画的な整備が必要です。また、高度経済成長期に整備された多くの橋りょうなどの道路構造物が更新期を迎えるため、更新事業の平準化や長寿命化の取組が必要です。
- ・ 災害から住まいの安全を確保して財産と暮らしを守るため、危険住宅の防火や耐震化などの対策が必要です。また、市営住宅は老朽化が進んでいるため、計画的な整備が必要です。
- ・ 水道施設は、老朽化した施設及び管理の増加や水需要の低下に伴い、施設等の計画的な更新・耐震化や適正規模への見直しが必要であるとともに、これらの事業実施に当たり、水道事業を持続できるよう、水道料金の適正化についての検討が必要です。
- ・ 汚水処理施設は、日常生活に必要な施設であり、代替手段の確保が困難であることから、持続可能な事業を実施することが必要です。そのためには、維持管理に係る予算の平準化及び施設の最適化を図ることが重要であり、計画的な維持管理が必要です。

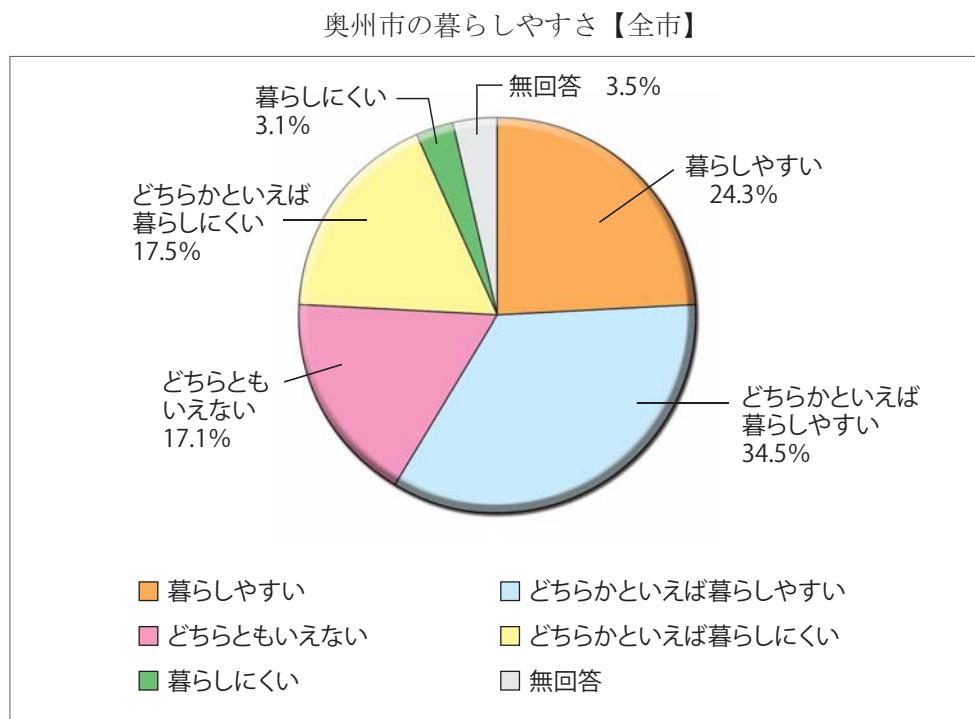
- 都市の緑とオープンスペースとなる公園は、市民が集う憩いの場として、市民生活に潤いを与える快適な都市空間の形成など、重要な役割を担っていますが、老朽化による施設の修繕や更新などの計画的な整備が必要です。また、地域の大切な財産となるため、地域住民との役割分担など、協働事業となる維持管理のあり方の検討が必要です。
- 田園とエグネを配した散居集落や、蔵等を活かした歴史的な街並みの蔵町モールなどは、本市の特徴的な景観であり、後世に継承していくため、景観の保全と育成の検討が必要です。景観形成重点地区の平泉文化遺産地区（白鳥館遺跡と長者ヶ原廃寺跡周辺）については、さらに良好な景観形成の確立が必要です。**
- 産業構造の変化により、工業跡地に住宅、商業施設に業務施設が立地するなど土地利用が混在しており、適切な見直しが必要です。

(2) 市民の意識からみたまちづくりの課題 ~市民アンケートの結果に基づくまちづくりの課題~

① 奥州市の暮らしやすさ

総合計画の策定に当たり実施した市民アンケートの結果によれば、市民の半数以上が奥州市は暮らしやすいと感じています。その理由として、恵まれた自然環境、地域コミュニティにおける良好な人間関係・近隣関係、買い物の便利さなどが挙げられています。こうした優れた点については、一層の充実を図るとともに、他の施策との横断的な取組を進める必要があります。

また、暮らしやすさの反面、暮らしにくい理由として挙げられているのは、まちの活気のなさ、交通の不便さ、安心して受診する医療機関がないといった点であり、これらの点を克服する施策をいかに展開していくかが課題であるといえます。



[総合計画策定に係るH27年度市民アンケート結果から]

② これからのまちづくり

施策の分野別の満足度と重要度に関するアンケート結果によると、現状の暮らしにおいて、環境保護、ごみの減量化、リサイクルの取組といった自然・生活環境の保全及び維持に関する項目や、防災、防犯など安全・安心な暮らしに関する項目は、重要度、満足度とも高いと感じる市民が多いことから、これまでの取組が一定の成果を上げているといえます。

反面、医療サービス、高齢者介護福祉、地域における雇用の確保などに関しては、市民が感じる重要度は高いものの、満足度については不満とする回答が多く、これらの項目については、市民ニーズを踏まえて重点的に資源を投入するなどの取組が求められています。

③ 市民参画意識と活動状況

市民参画意識のアンケート結果をみると、町内会など地域活動に対する参画の意識は高いものの、積極的に市政参画したいとする回答は必ずしも多くありません。また、市民活動への参画状況については、全般的に若年層が少なく、比較的高い年齢層が、その活動を支えている現状があります。

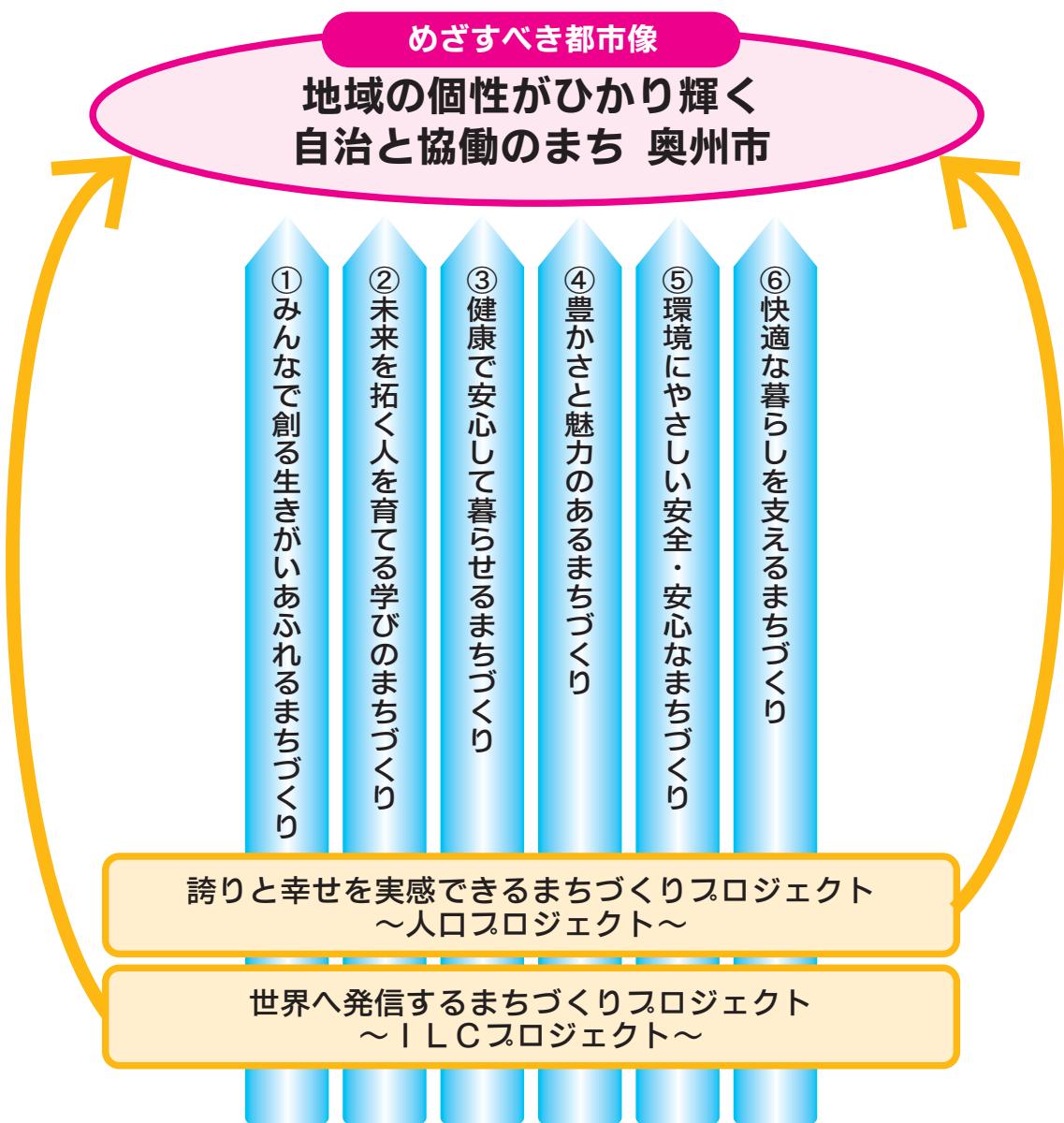
市民や各種団体、行政など地域社会を構成するさまざまな力を結集し、まちづくりを進めるためには、意見公募や意向調査を効果的に実施するなど老若男女が幅広く市政に参画できる「土壤」を整えるとともに、積極的な情報発信に努めるなど、市民が市政に関心を寄せるような取組を進めることができます。

V めざすべき都市像

地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市

地域ごとの歴史や伝統、文化といった個性や特徴を生かしつつ、市民一人ひとりがまちづくりの主役となりながら積極的に市政に参画し、協働していくことで、新しい時代にふさわしい自治のまちづくりを進めます。

めざすべき都市像の実現（イメージ図）



VII まちづくりの目標（施策の大綱）

めざすべき都市像を実現するため、次の2つの戦略プロジェクトと6つの各大綱を定めて、まちづくりを進めます。

● 戰略プロジェクト

1 誇りと幸せを実感できるまちづくりプロジェクト～人口プロジェクト～

- 奥州市人口ビジョンに掲げる人口目標を達成するため、本市の観光資源と品質の高い農畜産物や工芸品を内外に発信するとともに、基幹産業である1次産業の基盤強化と企業誘致の促進による雇用環境の一層の充実、そして、起業の推奨による新産業の創出を図り、豊かな自然と快適な都市基盤が調和した生活利便性の高いまち、子育て環境に優れたまち、さらに、ふるさとに誇りを持ち、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

なお、具体的な取組については、平成28年3月に策定した「奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本的施策（※1）を基本としながら進めるものです。

※1 「奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本的施策

- (1) 安定した雇用と新しい産業の創出
 - ① 農・商・工・伝統工芸産業などの産業基盤の強化と新産業の創出
 - ② 地の利を活かした企業誘致等による雇用拡大
 - ③ 観光を核とした交流人口の拡大による関連産業の活性化
- (2) 出会いを通じた結婚支援、子育て環境ナンバーワンへ
 - ① 出会いの機会の創出
 - ② 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- (3) 体験を通じた新たな奥州ファンの開拓
 - ① 移住・定住の促進
 - ② 移住者等の就業・起業支援
 - ③ 魅力ある奥州市の地域資源を生かした交流人口の拡大
- (4) 地域愛の醸成と、安心・安全に生活できる個性豊かな地域社会の実現
 - ① 生涯を通じた学習支援による、人づくりの推進
 - ② 地域住民が主役となるまちづくりの推進
 - ③ 災害に強く、犯罪のない、安心・安全な地域づくりの推進

2 世界へ発信するまちづくりプロジェクト～ILCプロジェクト～

- ILCを積極的に施策に取り入れ、多彩な科学・技術・教育・産業を効果的に融合させ、次世代の人材の育成や新産業の創出を図ることによって、国際科学技術イノベーション拠点の実現を取り組みます。また、その実現に必要な文化、居住、就業、教育、保育、医療、交通等の充実を図ります。さらに、研究施設等の運用にあたっては、再生可能エネルギーによる循環型システムを構築し、自然の恵みを有効に活用するなど、持続可能な環境と共生したまちづくりを進めます。

なお、具体的な取組については、平成28年4月に策定した「奥州市ILCまちづくりビジョン」に掲げる行動指針（※2）を基本としながら進めるものです。

※2 「奥州市ILCまちづくりビジョン」に掲げる行動指針

- (1) 地域産業振興に向けた行動指針
 - ① ILCを契機とした世界に直結するものづくりの振興
 - ② 奥州が誇る地域資源を活用した農林業の振興
 - ③ 奥州らしさを活かした世界中から人が集まる空間と体験の創出
- (2) 多文化共生の推進と快適な生活環境向上に向けた行動指針
 - ① 誰もが快適で安心して暮らせるまちづくり
 - ② 多様な文化が交じり合い、地域に誇りを持てるまちづくり
- (3) 次代の人材を育成できる国際教育都市に向けた行動指針
 - ① 国際社会で活躍できる人材を育むまちづくり

● 施策の大綱

1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

- ・ これからまちづくりは、市民や行政が単独では解決できない地域の問題や取り組むべき課題を共有し、より良い結果を得るために、ともに力を合わせていく必要があります。そのため、様々な情報の発信と共有により、市民と行政のパートナーシップをより強固なものとするとともに、市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働のまちづくりを目指します。
- また、市民の自主的な学習やスポーツ、芸術を通じて、心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるまちを目指します。

2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

- ・ 「学ぶことが奥州市の伝統であり未来である」という教育理念を実現するため、未来を担う子どもたちが、豊かな心を持つとともに、創造力に富んだ人材として成長することを目指した教育を実践し、児童生徒が「生きる力」を育むまちを目指します。
- また、文化財は、先人の知恵を秘めた歴史遺産であり、魅力ある郷土づくりや市民の学習活動における人づくりの資源でもあります。そのため、地域の歴史と文化を保全するとともに魅力を発信し、地域に誇りを持てるまちを目指します。

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

- ・ 市民誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、健康づくり、疾病予防に取り組むとともに、地域医療体制の充実を図りながら、保健や福祉サービスとの連携を進め、包括的な支援体制の整備を進めます。
- また、地域ぐるみで見守りや生活支援、介護予防などの取組を推進するとともに、多様化する生活課題に対し、地域住民、関係団体、行政等が連携し、共に支え合うまちを目指します。
- ・ 子育て環境の充実を図るとともに、「妊娠」、「出産」、「子育て」と切れ目のない支援を行うことで、若い世代が安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。

4 豊かさと魅力のあるまちづくり

- ・ 市民が活力にあふれる豊かな暮らしを営むために、基幹産業である農業をはじめ、工業、商業、林業がお互いに連携し合いながら、各産業の振興と発展を目指すとともに、積極的な情報発信や観光産業の振興により、奥州ファンの獲得と交流人口の増加に努めます。
- また、地域資源の活用や地域課題を解決する新たな産業の展開・誘致と、地域産業を担う人材の育成を推進しながら、多くの人々にとって働く場のある、魅力あふれるまちを目指します。

5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり

- ・ 本市の豊かな自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代へ引き継ぐため、市民と事業者、行政が協力して、環境負荷を低減し、環境にやさしい循環型のまちをつくるとともに、地震、水害などへの防災対策や消防体制、交通安全対策などの充実を図り、災害に強い、安全・安心な市民生活が確保されるまちを目指します。
- また、市民の日常生活の移動手段を確保するため、持続可能な地域公共交通を実現するまちを目指します。

6 快適な暮らしを支えるまちづくり

- ・ 住みやすい住環境の整備や利便性の高い道路・交通網の整備により地域間の交流を円滑にするとともに、情報通信環境の整備を推進し、多様な情報発信や収集手段を確保することにより、市民が快適に暮らせるまちを目指します。

さらに、地域の豊かな自然景観や歴史的景観等を保全するとともに、適切な土地利用を推進します。

VII めざすべき都市像を実現するための進め方

1 市民参画と協働の推進

市民参画、各種団体との協働で地域力を引き出し、行政分野における民間参入の拡大を図ります。また、従来の補助・給付制度を見直し、地域を創生させる事業に取り組む、個人、団体、企業への支援や将来を担う人材育成への支援を積極的に促進します。

2 財政基盤の確立

優先度の高い事業を「選択」し、限られた資源を「集中投下」する経営手法を理念とした行政経営改革に取り組むとともに、公共施設等の集約・縮減を基本とし、長寿命化^{*}や維持管理に必要な財源確保に努めます。

財政計画に基づき起債額を抑制し、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の黒字を堅持します。また、事務・事業の無駄やミスを排除し、歳出の抑制を図るとともに、新たな財源や有効な補助事業などの活用を図ります。

3 公共施設の適正配置と維持管理

人口減少や少子・高齢化など社会情勢が変化する中、持続可能な行政運営を行っていくためには、将来のあるべき姿を見据えながら、施設の複合化（ひとつの施設に複数の目的を持たせること）や統廃合（同じ目的の施設をまとめること）を進める必要があることから、公共施設等の総合的な管理計画を策定し、公共施設の適正配置と維持管理コストの縮減に努めます。

4 広域的連携の推進

大幅な人口減少と急激な少子・高齢化が見込まれる中、住民税をはじめとした税収の減少により、基礎自治体が、住民の拡大するニーズに単独で対応することは困難と予想されており、関係する自治体と協力、連携しながらまちづくりを進めることによって、より効果的、効率的な行政運営を行うことができます。

このため、国・県及び県南地域の市町との連携を深め、様々な課題に対応しつつ、地域住民のいのちと暮らしを守り、広域的に必要な生活機能を確保していかなければなりません。

特にも、定住自立圏を形成する北上市、金ヶ崎町、西和賀町との連携を図り、互いの自主性と自立性を尊重しつつ、それぞれがこれまで築き上げてきたものをより一層深め、先人たちが長い歴史の中で育み、守ってきた豊かな自然環境と産業が調和した魅力あるこの圏域全体の活性化を目指します。

奥州市総合計画

基　本　計　画

平成29年度～平成33年度

市勢発展のための 戦略プロジェクト

誇りと幸せを 実感できるまちづくり ～人口プロジェクト～



平成28年度 ILC絵画コンクール入賞作品
奥州市立胆沢愛宕小学校 6年 佐々木 優美 さん

世界へ発信する まちづくり ～ILCプロジェクト～



平成28年度 ILC絵画コンクール入賞作品
奥州市立若柳小学校 6年 千田 春野 さん

奥州市総合計画体系図

1

2

みんなで創る 生きがいあふれる まちづくり

①市民参画と協働による まちづくりの推進

- ①開かれた市政の推進
- ②地域コミュニティ活動の活性化
- ③市民公益活動の推進
- ④男女共同参画社会形成の促進
- ⑤多文化共生・姉妹都市交流の促進

②豊かな生き方を築く 生涯学習・文化活動の推進

- ①生涯にわたる学習活動への支援
- ②本に親しむ活動の推進
- ③芸術文化の推進

③潤い豊かな スポーツライフの推進

- ①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ②競技水準の向上
- ③スポーツを支える基盤の整備

未来を拓く 人を育てる 学びのまちづくり

①「生きる力」を育む 学校教育環境の充実

- ①学校教育の充実
- ②安全・安心な教育環境の充実

②次代をつむぐ 歴史遺産の保存と活用

- ①歴史遺産の公開と活用
- ②文化財の調査研究の推進
- ③文化財の保存と管理
- ④文化財保護体制の充実

～地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち奥州市～

3

健康で 安心して暮らせる まちづくり

① みんなで支え合う 地域福祉の推進

- ①福祉で地域づくり
- ②福祉サービス提供の仕組みづくり
- ③福祉を支える人づくり
- ④生活困難者への支援

② 子育て環境の充実

- ①子育てを支える環境の整備
- ②子育て家庭への支援の充実
- ③安心して出産できるための支援の充実
- ④子どもがすこやかに育つための支援の充実

③ 健康づくりの推進

- ①予防を重視した健康づくりの推進
- ②心の健康づくりの推進

④ 高齢者支援の推進

- ①高齢者の生活支援の充実
- ②介護予防の推進
- ③介護サービスの充実

⑤ 障がい福祉の推進

- ①障がい者にやさしい地域づくり
- ②障がい福祉サービスの充実

⑥ 医療の充実

- ①地域医療の充実及び地域完結型医療の構築
- ②市立病院・診療所の医療の充実

4

豊かさと 魅力のある まちづくり

① 農林業の振興

- ①集落営農の推進、担い手の育成
- ②農業生産基盤の整備充実
- ③農畜産物の安定生産と地域ブランドの推進
- ④環境にやさしい農業の推進
- ⑤活力ある農村の形成
- ⑥地域6次産業化の推進
- ⑦森林資源の保全と活用

② 商工業の振興

- ①商業の振興
- ②中小企業の経営基盤の強化
- ③技術力・経営力向上への支援
- ④産業間連携の促進と新事業育成の支援
- ⑤企業誘致の推進

③ 観光物産の振興

- ①観光客誘致の促進
- ②物産の振興
- ③新たな体験型観光の推進
- ④観光物産関係団体との連携

④ 雇用環境の向上と人材育成

- ①雇用環境の向上
- ②人材育成の推進

5

環境にやさしい 安全・安心な まちづくり

① 良好的な自然・生活環境の 保全と循環型社会の形成

- ①自然環境保全対策と環境学習の推進
- ②公害防止・放射線対策の推進
- ③ごみ減量化に向けた3Rの推進
- ④地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進

② 安全・安心な 市民生活の実現

- ①交通安全・防犯対策の推進
- ②消費者被害の防止、相談体制の整備

③ 災害に強い まちづくりの推進

- ①防災対策の充実
- ②消防体制の強化

④ 持続可能な 公共交通体系の確保

- ①公共交通対策の充実

6

快適な 暮らしを支える まちづくり

① 道路環境の充実

- ①道路交通ネットワークの充実
- ②道路環境の適正な維持管理

② 快適な住環境の実現

- ①良質な住居環境の形成
- ②安全で安心な水道水の安定供給
- ③水洗化の促進と効率的な汚水処理
- ④公園施設の維持管理
- ⑤良好な景観の形成
- ⑥地域格差のない情報基盤の整備

③ 地域の特性を生かした まちづくりの推進

- ①計画的な土地利用の推進
- ②機能的な都市計画の推進

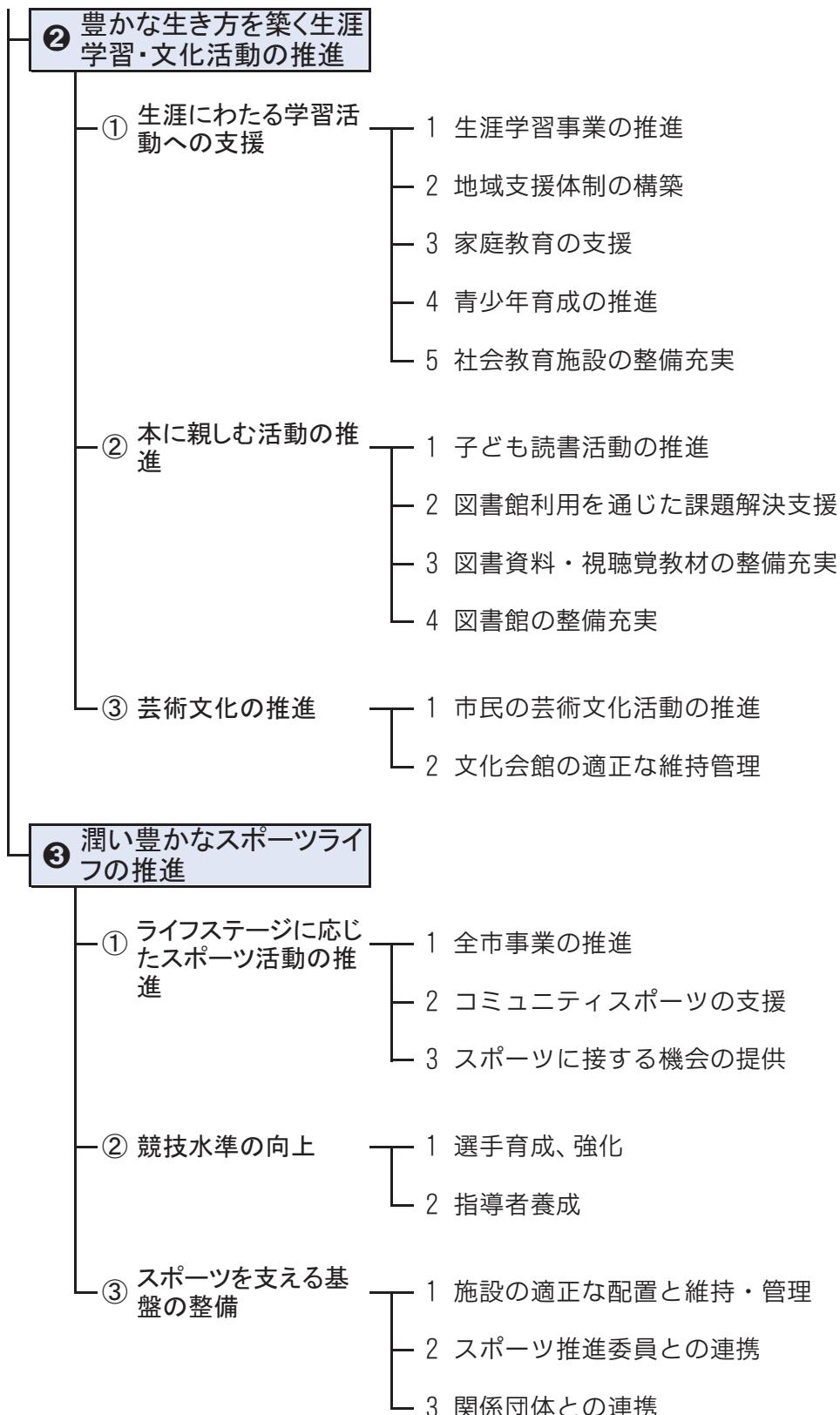
基本
計画

総合計画基本計画（部門別計画）

大綱1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

① 市民参画と協働によるまちづくりの推進

- ① 開かれた市政の推進
 - 1 市政への市民参画機会の拡充
 - 2 わかりやすい市政情報の提供
 - 3 広聴活動の充実
 - 4 行政情報の公開と個人情報保護対策の充実
- ② 地域コミュニティ活動の活性化
 - 1 地域づくり活動のリーダーとなる人材の育成
 - 2 地域自治組織の運営支援
 - 3 地域づくり活動の拠点としての地区センターの体制整備
 - 4 自主的な地域づくり活動の支援
- ③ 市民公益活動の推進
 - 1 市民公益活動団体の育成及び活動支援
 - 2 市民活動支援センターの機能の充実
- ④ 男女共同参画社会形成の促進
 - 1 男女共同参画の推進に関する啓発
 - 2 市の政策方針決定の場への男女共同参画の促進
- ⑤ 多文化共生・姉妹都市交流の促進
 - 1 外国人住民にも暮らしやすい環境づくり
 - 2 国際交流関係団体との連携強化
 - 3 姉妹都市交流の促進



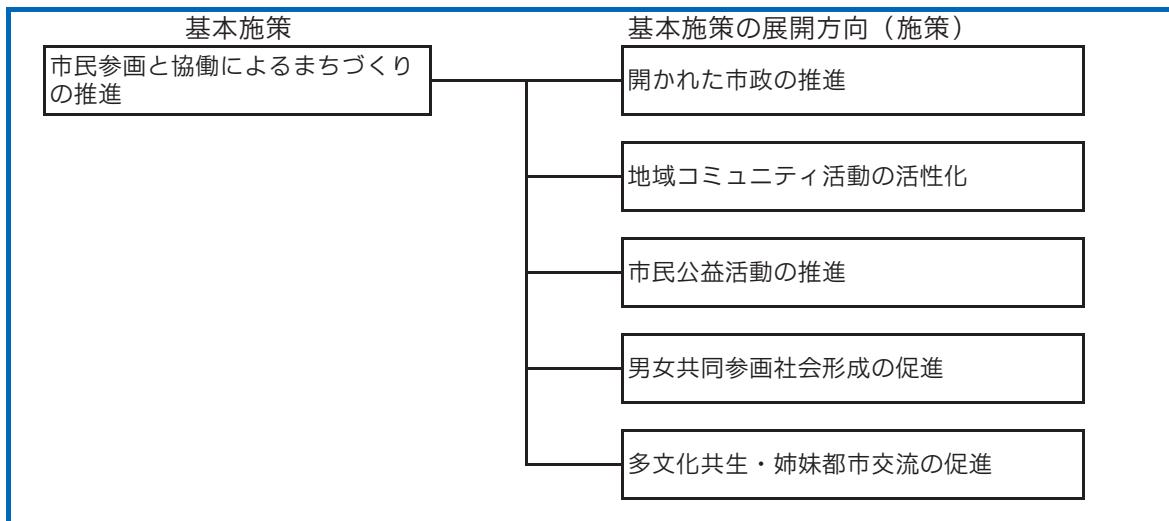
1 施策の大綱(政策の基本目標)

みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

2 基本施策名称

1－1 市民参画と協働によるまちづくりの推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

複雑化・多様化する市民ニーズや、個人や家庭では解決することができない課題にきめ細かく対応し、地域の特徴を生かした個性あるまちづくりを進めるために、市民参画機会の拡充に努める一方、市民の主体性をはぐくみ、協働で地域課題を解決する社会の実現を目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・市民アンケートの結果によれば、「アンケート調査」や「事業・計画の説明会」、「シンポジウム・研修会」「町内会、振興会、自治会」については、参加に前向きな意見が得られました。「自治会、町内会」「清掃美化、環境保全」などの活動に参加しているという回答も比較的多く寄せられております。
- ・地域を活性化させ、発展させるためには、行政だけでなく市民や地区振興会、企業、NPOなどが情報を共有しながら、協働でまちづくりに取り組むことが必要です。
※
- ・今後も厳しい財政状況が続く中で、行政が画一的なサービスを提供するだけでは、多様化する住民ニーズに応えることは困難です。地域で活動する様々な団体が、その特性を生かして公共的なサービスの新たな担い手となることが期待されています。
- ・市民参画・協働のまちづくりには、市民と行政の情報共有が必要不可欠です。そのため、あらゆる世代にわかりやすいホームページや広報紙などによる情報提供を目指します。また、市政に対する市民の意見・提言を受けて施策に反映させるために、広聴活動の拡充が必要です。
※
- ・現代社会において、ICT（情報通信技術）は日々進歩しており、社会情勢の変化やライフスタイルの変化等、市民にも様々な影響を与えています。ICTが日常的に普及、浸透することでより良い行政と地域の相互ネットワークが構築されるものと期待されていることから、行政としても、方向性を十分に検討していくことが必要です。
- ・市民が市政に参画し、協働してまちづくりを進めるためには、市が実施した施策の意思決定や事業実施過程などの透明性を高め、説明責任を果たすことが必要です。
- ・家庭や職場、学校、地域における社会的風習の中には、いまだ性別により役割が固定化されているものもあり、結果として社会の閉塞感につながっています。すべての人がそれぞれの個性と能力を最大限に發揮できる社会づくりが求められています。
- ・外国人市民が医療、教育、労働の現場などで、文化や言葉の違いによるトラブルに遭遇することもあります。日本人も外国人も奥州市に暮らす市民の一人として、ともに理解・協力し合ってよりよい地域づくりを行っていくという「多文化共生」の視点が重要です。
- ・広い視野と国際的な感覚を持つ人材を育成することなどを目的として、国内外の姉妹都市と文化や産業などの分野で交流を進めていますが、さらに今後は、民間レベルでの交流が一層発展していくことが期待されています。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－1－1 開かれた市政の推進
-------	-----------------

② 施策の目標	市民が市政への関心をさらに深められるように、簡潔明瞭で多角的な市政情報の提供や速やかな情報公開に努めます。また、市政に広く市民意見を反映できるように多様な参画機会を確保します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①市政への市民参画機会の拡充	市民参画条例に基づいて、意見公募の手続き、各種委員会や審議会などの設置とその委員の公募、市民説明会、意向調査などを適切に実施し、市民参画の機会を確保します。
②わかりやすい市政情報の提供	だれもが市政に関心が持てるよう親しみやすい広報紙やホームページなどの構成に努めます。また、FacebookやTwitterを通じた積極的なPRを行い、フォロワーの拡充を目指します。
③広聴活動の充実	社会情勢の変化や時代の潮流に速やかに対応できるよう、様々な行政課題や取組を広く周知し、市民から市への意見や提言の機会を確保する広聴活動の充実を目指します。
④行政情報の公開と個人情報保護対策の充実	行政文書の情報公開の請求を受けた際には、個人情報の厳密な管理とセキュリティ対策を徹底した上で、適切かつ迅速に対応できるように、職員の個人情報に関する知識・意識の向上を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
ホームページへのアクセス数	件	3,051,773	3,144,244	3,207,444	毎年アクセス数1%増を目指します。
Facebookのフォロワー数	件	2,300	3,061	3,704	毎年フォロワー数10%増を目指します。
Twitterのフォロワー数	件	7,094	9,442	11,424	毎年フォロワー数10%増を目指します。

7 部門別計画

なし



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－1－2 地域コミュニティ活動の活性化
② 施策の目標	住民が地域社会の構成員としての自覚を持ち、互いに支え合いながら主体的に取り組むまちづくりを目指します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①地域づくり活動のリーダーとなる人材の育成	地域活動員などの地域づくりに携わるスタッフの研修や先進的な振興会活動の経験交流の場を設けるなどにより、地域づくり活動の中心的役割を担うリーダー育成の支援と併せ、地域、関係団体と連携して育成したリーダーが活躍できる仕組みづくりを進めます。
②地域自治組織の運営支援	地域自治組織が主体的なまちづくり活動を行ううえで必要となる人材、組織運営経費等の確保について、必要な支援を行います。
③地域づくり活動の拠点としての地区センターの体制整備	地域自治組織の活動拠点たる地区センターの利用環境の整備を進めるとともに、 ※ 指定管理者制度を活用し、地域が主体的に施設の管理運営を行なながら、地域づくりを進めることができるよう支援します。
④自主的な地域づくり活動の支援	地域住民の総意に基づき策定された地域コミュニティ計画を着実に推進できるよう必要な支援を行います。 ※

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
地区センター指定管理者制度導入割合	%	0.0	70.0	100.0	100%を目指します。
市内地区センター利用者数	千人	593	622	652	10%増加を目指します。

7 部門別計画

奥州市協働のまちづくり指針

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－1－3 市民公益活動の推進
-------	-----------------

② 施策の目標	市民公益活動団体が活動しやすい環境づくりを行い、意欲ある市民公益活動を推進し、活力のある豊かなまちづくりを創造します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①市民公益活動団体の育成及び活動支援	協働の提案テーブル [※] の運用や各課への協働のまちづくり推進員の配置、市民提案型協働支援事業制度による活動支援により、市民公益活動団体が活動しやすい環境づくりに努めます。
②市民活動支援センターの機能の充実	市民公益活動の拠点である市民活動支援センターにおいて、NPOへの各種相談対応のほか、市民公益活動の啓発、情報交換、交流連携促進の場の提供を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
市民提案型協働支援事業認定事業数	件	※ —	30	30	協働の提案テーブルへの提案を積極的に募り、認定事業数の増加を図ります。
市民活動支援センター利用者数	人	14,742	15,479	16,253	H31までに5%、さらにH33までに5%増加することを目指します。
NPO法人認証取得団体数	団体	29	33	35	毎年度1団体増加を目指します。

※計画期間中の事業開始のため現状値(H27)はない。

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－1－4 男女共同参画社会形成の促進
-------	---------------------

② 施策の目標	仕事、家庭、地域生活などにおいて、男女が互いに尊重しながら、ともに夢や希望の実現に向けてチャレンジできる社会を目指します。また、施策方針を決定する場への女性参加率向上に努めます。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①男女共同参画の推進に関する啓発	男女が尊重し合い、活躍できる意識を啓発する内容の講演会やセミナーを開催します。 市広報、ホームページにおける情報提供などにより、男女共同参画の推進に関する意識啓発活動の充実を目指します。
②市の政策方針決定の場への男女共同参画の促進	各種審議会、委員会などにおける女性の積極的な登用に努め、男女がともに活躍できる体制を整えます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
岩手県男女共同参画推進サポートー認定者数	人	45	50	55	サポートー数を増やし、意識啓発活動の促進を目指します。
地方自治法に基づく審議会等の男女比率	%	72:28	55:45	50:50	政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

7 部門別計画

奥州市男女共同参画基本計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－1－5 多文化共生・姉妹都市交流の促進
-------	-----------------------

② 施策の目標	外国人住民が暮らしやすく、外国人観光客が訪れやすい環境を実現するため、国際交流協会をはじめとする関係機関などと連携しながら国際的なまちづくりを目指します。また、国内外の姉妹都市との交流を通して、異文化理解に加え、幅広い分野への波及効果を目指します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①外国人住民にも暮らしやすい環境づくり	日本語教室の開設のほか、医療や保健などの行政サービスや各種生活情報の多言語提供の実施など、外国人住民に対する支援を充実させます。 公の施設や市内民間企業・団体の多言語表記を促し、外国人住民や外国人観光客にやさしいまちづくりを目指します。
②国際交流関係団体との連携強化	国際交流関係団体と連携し、外国人住民や外国人観光客にやさしい国際的なまちづくりを目指します。
③姉妹都市交流の促進	姉妹都市との相互公式訪問、青少年交換交流の実施により、姉妹都市への関心を高め、国際感覚を備えた人材の育成に努めます。 市内各種イベントにおいて、関係課と連携し、姉妹都市の紹介や、物産PRに努め、広い分野への浸透を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
外国人住民数(年度末時点)	人	477	530	560	毎年度15人ずつ増加を目指します。

7 部門別計画

なし

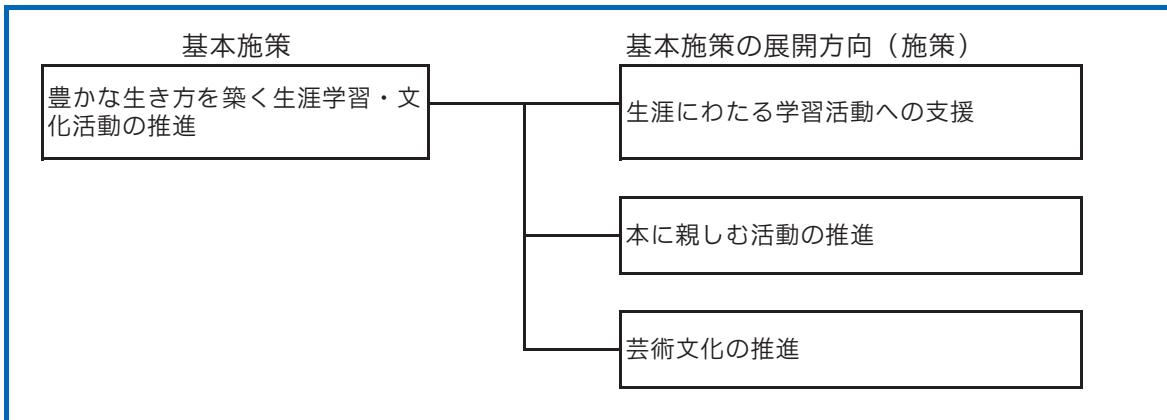
1 施策の大綱(政策の基本目標)

みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

2 基本施策名称

1－2 豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

地域の伝統・文化を尊重し、これを育んできた郷土を愛することを自己認識の起点とし、市民一人ひとりが自主的に自己を研鑽するとともに、市民の相互支援、協働などによる、学びの成果の効果的な活用を通じて、新しい価値を創造し豊かで生きがいのある人生を構築できるまちを目指します。

また、芸術文化の継承・発展若しくは創造が、市民の主体的で多様な活動を通じ次世代につながる、心豊かで活力あるまちを目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 市民一人ひとりの生活環境や生活課題が多種多様化しているなかで、市民は健康で文化的な生活を求めており、学習活動に対するニーズも多様化しています。
- 平成24年4月から設置した地区センターは、自主的な学習活動及び地域住民の主体的な地域づくり活動を支援する機能を持ち、地域の特色を生かした活動を進める拠点施設として整備しています。
- 地区センターは、地区振興会（地域で組織する協働体）により指定管理者制度が導入できる施設であり、指定管理者に対しては、地域における課題解決等のための生涯学習事業等が効果的に実施できるよう知識や手法の向上を支援する必要があります。また、地域づくりにおいては、自分たちの地域は自分たちで創るという地域自治の考え方のもと、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を目指し、これまでの行政主体から、住民自治を土台とした行政と住民の協働による事業を支援する必要があります。
- 読書の推進活動では、岩手県子どもの読書状況調査によれば、年齢が高くなるにつれて1か月平均の読書冊数が県平均を下回る状況であり、活字離れが進むなか、本に親しむ取組が必要です。
- 文化活動については、芸術文化団体の幅広い交流により活性化を図るとともに、気軽に芸術文化活動に参加できるような環境の整備を進めながら、多彩な芸術鑑賞機会を提供することが必要です

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－2－1 生涯にわたる学習活動への支援
② 施策の目標	地域リーダーの養成や地域の教育力を高めるために、指導者の育成、事業実施に係る助言指導や講師の紹介など各地域における自主的な学習活動支援に取り組みます。また、社会教育活動の基本である情報や学習機会の提供を図ることにより、現代における社会、地域コミュニティ及び家庭等における諸課題に対応し、新たな価値を創造することができる社会を目指します。

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①生涯学習事業の推進	市全域での生涯学習への取組や、各地域毎の積極的な生涯学習事業を広げていくために、各種取組を一体的に進めます。 市民の多様な学習ニーズに対応するために、関係機関や団体と連携して、多様な学習機会を提供できる体制を充実します。
②地域支援体制の構築	地域における課題解決等のため、地域振興会等の企画運営する社会教育事業等が、効果的に実施できるよう支援します。 人材育成に係る各種研修会を開催するなど、推進基盤を整備します。 また、地域の課題解決のために活動する人材育成事業を支援するほか、これまで培ってきた知識や経験を地域づくりに活用するための環境づくりを推進します。
③家庭教育の支援	家庭環境の多様化や地域社会の変化により複雑化・多様化する課題の解決に資するよう、学習機会の提供や学習活動の支援などにより、家庭の教育力の向上を図ります。
④青少年育成の推進	地域の中で子どもたちが心豊かで健やかに育つことができる環境づくりを目指し、岩手県教育振興運動と協調しながら、家庭（子、保護者）、地域、学校、行政の連携を強化するとともに、青少年の社会参加・体験活動を支援し地域コミュニティの活性化を推進します。
⑤社会教育施設の整備充実	社会教育施設の安全管理や維持修繕など計画的な整備充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
社会教育講座受講者数対総人口比率	%	63.1	60.0	60.0	現状維持に努めます。

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1-2-2 本に親しむ活動の推進
-------	------------------

② 施策の目標	豊かな情操と自由な想像力並びに社会の変化に対応した知識や課題解決力の習得等に資する、人生の諸段階に応じた読書活動を進めます。また、読書活動を支える人材の育成・活用と図書資料や施設などの整備を進めます。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①子ども読書活動の推進	「奥州市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもをはじめとして誰もが本に親しむ事業の展開に努めます。 図書館や親子ライブラリー「えほんの森」の活用を進めます。
②図書館利用を通じた課題解決支援	従来から行っている図書に関する情報の提供や相談業務を発展させ、現代社会や地域が抱える課題の解決に資するような企画展や、行政他分野とも連携した講演・相談会と企画展との共催等により、市民による課題解決を支援します。
③図書資料・視聴覚教材の整備充実	市民に身近な図書館を目指し、図書資料やサービスの効果的な配置と充実を図るとともに、岩手県南第一地域視聴覚教育協議会と連携しながら視聴覚教材などの充実に努めます。
④図書館の整備充実	図書館利用者の利便性を高めるため、貸出業務等のサービス向上に努めるとともに利用体系の統一を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
市民一人当たり図書館蔵書数	冊	4.6	4.7	4.9	現状維持に努めます。
市民一人当たり図書等貸出冊数	冊	5.1	5.1	5.1	現状維持に努めます。

7 部門別計画

なし



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－2－3 芸術文化の推進
-------	---------------

② 施策の目標	<p>芸術文化に触れて喜びや感動を味わうとともに、表現力や創造力が磨かれ創造意欲を高めていくことができるよう、芸術文化を鑑賞できる機会を提供し、芸術文化が発展する環境を整備します。</p> <p>また、これまで培われてきた文化や伝統を継承・発展させるため、奥州市芸術文化協会をはじめとする関係機関・団体などと連携しながら、多くの市民の主体的で多様な文化活動を支援します。</p>
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①市民の芸術文化活動の推進	<p>幼少期から、日本や奥州地域の芸術文化をはじめとする、優れた芸術文化の鑑賞や参加機会を提供して子どもの情操を養い、芸術文化活動が活発に行われるような環境を醸成し、芸術文化の更なる発展に寄与する活動を推進します。</p> <p>さらに、芸術文化に係るボランティアを育成し、市民の自主性を持った芸術文化活動を支援し、その成果の発表や鑑賞ができる積極的な活動を奨励します。</p>
②文化会館の適正な維持管理	芸術文化活動の将来を見据えながら、文化会館の機能を最大限に利用した活動ができるよう、安全で適正な施設の維持管理に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
文化会館利用者数対総人口比率	%	231.4	230.0	230.0	現状維持に努めます。

7 部門別計画

- 奥州市教育振興基本計画
- 奥州市生涯学習基本計画
- 奥州市子どもの読書活動推進計画
- 奥州市放課後子どもプラン

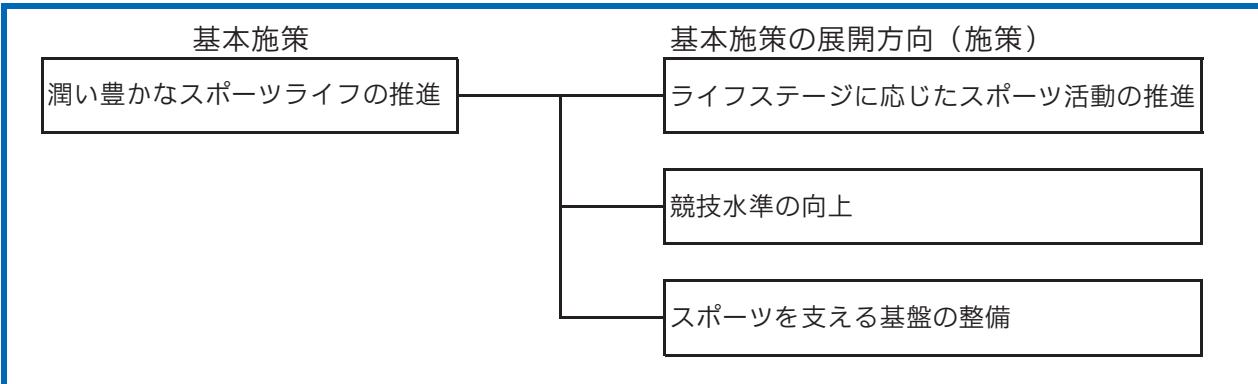
1 施策の大綱(政策の基本目標)

みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

2 基本施策名称

1－3 潤い豊かなスポーツライフの推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

スポーツを通じて、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるまちづくりを目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・市民の健康志向が高まり、各々の年齢や性別、目的等、個々の事情に応じたスポーツをする機会の提供が必要です。
- ・スポーツ活動の多様化を受け、施設・設備など、環境の充実が必要です。
- ・コミュニティスポーツ活動を推し進めることや奥州市民の一体感を醸成するために、市民の主体的なスポーツ活動とともに地域単位や全市的なイベントの開催が必要です。
- ・スポーツ活動の意識を高めるには、競技水準の向上に伴う気運の高まりが重要であり、各種大会などで活躍する選手の育成、指導者の養成が必要です。
- ・各種大会の開催や競技の普及活動、競技水準の向上、コミュニティスポーツ活動の奨励には、体育協会をはじめとする各種団体との連携が必要不可欠です。
- ・スポーツに接する機会の創出のために、イベントや施設の利用状況などの各種情報をホームページ、報道機関、関係団体を通じて提供することが必要です。
- ・安全にスポーツ活動が行なえる環境の整備が求められており、適正な施設の維持管理が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－3－1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
-------	----------------------------

② 施策の目標	市民誰もが気軽にスポーツをできる社会を目指します。
---------	---------------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①全市事業の推進	全市民が参加できるスポーツイベントを開催し、市民のスポーツ活動を推進します。
②コミュニティスポーツの支援	地域のコミュニティー形成に資するとともに、誰でも楽しく取り組みやすい各種体操等、軽スポーツ・ニュースポーツについて、推進委員との連携のもとに地域のスポーツ活動を支援します。また、スポーツ団体が主催するスポーツ活動に対する支援を行います。
③スポーツに接する機会の提供	各種スポーツに関する情報を広報、ホームページ、報道機関、関係団体を通じて周知することで、スポーツに接する機会を提供します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	56.90	61.00	65.00	国の目標値である65%を目指します。
スポーツリーダーバング登録者数	人	52	55	57	概ね10%増を目指します。

7 部門別計画

なし



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－3－2 競技水準の向上
-------	---------------

② 施策の目標	選手育成や指導者養成の支援により競技水準の向上を図り、競技者の目標となる選手の輩出を目指すとともに、スポーツへ取り組む意欲を喚起します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①選手育成、強化	トップアスリートの輩出を目指し、幼児期からスポーツに親しむ機会の提供、優秀な指導者の調査・招聘促進をし、競技水準の向上を図ります。
②指導者養成	指導者講習会を開催し、指導者の質の向上を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
国民体育大会出場者数	人	26	33	40	概ね50%増を目指します。
県民体育大会優勝者数	人	56	60	67	概ね20%増を目指します。

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	1－3－3 スポーツを支える基盤の整備
-------	---------------------

② 施策の目標	スポーツ関係団体の運営や活動の支援、団体と連携した施策を展開します。また、施設、設備などの適正な管理を行い、市民のスポーツ環境を整備します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①施設の適正な配置と維持・管理	必要な施設(新設を含む)を見極めて配置し、施設の適正な維持、管理に努めます。
②スポーツ推進委員との連携	スポーツ推進委員と連携し、市の事業を円滑に実施します。 コミュニティスポーツ活動をスポーツ推進委員が地域の団体などと連携し主体的に進めます。
③関係団体との連携	スポーツ団体の事業運営が適正に行われるよう支援します。 <small>※</small> 総合型地域スポーツクラブの設立、運営を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
体育施設の利用者数	人	618,990	635,000	650,000	概ね5%増を目指します。
学校施設開放の利用者数	人	184,799	190,000	195,000	概ね5%増を目指します。

7 部門別計画

奥州市教育振興基本計画

奥州市スポーツ推進基本計画

総合計画基本計画（部門別計画）

大綱2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

① 「生きる力」を育む学校教育環境の充実

- ① 学校教育の充実
 - 1 確かな学力を保障する教育の充実
 - 2 心の教育の充実
 - 3 健やかな体を育む教育の推進
 - 4 幼小連携の充実
 - 5 特別支援教育の推進
 - 6 適正規模による学校再編の検討
 - 7 学校法人への支援の推進
 - 8 就学支援の充実
- ② 安全・安心な教育環境の充実
 - 1 教育関係施設の改築事業と耐震化の推進
 - 2 安全に配慮した施設の管理と整備
 - 3 快適な教育環境の整備

② 次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用

- ① 歴史遺産の公開と活用
 - 1 国史跡（埋蔵文化財）の公開活用
 - 2 歴史的建造物等の公開活用
 - 3 先人顕彰の推進
 - 4 文化財施設による歴史遺産の公開活用
 - 5 文化財施設の再編統合
- ② 文化財の調査研究の推進
 - 1 歴史的建造物の調査研究
 - 2 歴史資料等の調査・研究の推進
 - 3 埋蔵文化財発掘調査
 - 4 世界文化遺産拡張登録の推進

- ③ 文化財の保存と管理
 - 1 有形文化財の保存と管理
 - 2 民族文化財の保存と育成支援
 - 3 史跡・名勝・天然記念物の保存と管理
 - 4 文化財施設の資料・環境整備
- ④ 文化財保護体制の充実
 - 1 学芸指導体制の強化
 - 2 文化財関係機関の連携強化



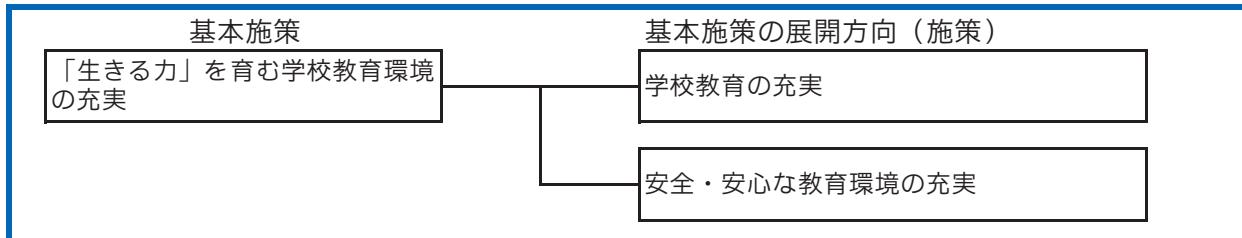
1 施策の大綱(政策の基本目標)

未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

2 基本施策名称

2-1 「生きる力」を育む学校教育環境の充実

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

「学ぶことが奥州市の伝統であり未来である」という教育理念に基づき、十分な安全性を備えた安心感のある教育環境のもとで、児童生徒が「生きる力」を育みます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・児童生徒の「学力」の現状は、標準学力検査の結果から、小学校は実施した全学年・全教科において全国平均を上回っていますが、中学校は上回る教科が少なく、数学・英語を中心に課題が見られます。児童生徒に確かな学力を保障するために、基礎・基本の確実な定着を図る取組や、協働的な学びを活かした学習内容の理解・習得につながる授業改善を推進する必要があります。
- ・児童生徒の「豊かな心」の現状は、全国学力・学習状況調査の質問紙の結果から、小・中ともに規範意識や思いやりの心が概ね育っていますが、自己肯定感はやや低い状況にあります。不登校出現率は全国平均を下回っているものの、中学校入学後に増加する中1ギャップの傾向が顕著に見られます。児童生徒が生き生きと充実した学校生活を送るために、安心感のある集団づくりや、不登校やいじめの未然防止・早期発見等の取組を推進する必要があります。
- ・児童生徒の「体力」の現状は、全国体力・運動能力調査の結果から、総合評価は小中ともに全国平均を概ね上回っています。しかし、種目別にみると50m走は全国平均を下回っていることから、体力の維持・向上に努める必要があります。
- ・幼小の連携は様々な活動を通して図られているものの、接続のための取組は十分とは言えない状況にあります。子どもたちの小学校生活への円滑な移行を図るうえで、「接続カリキュラム」を基にした教育課程上の連携を推進する必要があります。
- ・特別な支援を要する児童・生徒は年々増加しており、障がいや発達の状況に応じた教育課程の編成や支援は行われているものの、個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用促進や校内体制による支援の充実を図る必要があります。
- ・まなびフェストの作成と活用による学校経営は定着しつつあるものの、学校関係者評価を活かした地域との協働による学校経営の充実を図る必要があります。
- ・郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成を図る「復興教育」の考え方は浸透してきているものの、「いわての復興教育副読本」の計画的な活用による全教育課程での取組を進めていく必要があります。
- ・学校給食施設の統廃合を図りながら、適正規模の調理人員及び車両等備品の配置を行い、安心・安全な学校給食の提供に努める必要があります。
- ・児童生徒数の減少により、学校及び学級の小規模化が進んでいます。教育活動を行う上での適正規模を検討し、学校の再編を進める必要があります。
- ・老朽化した教育施設が多く、適正な維持管理を行うためには、耐震改修を急ぐとともに、改修や改築を計画的に進める必要があります。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援対策として、就学支援制度や奨学金制度を広くPRする必要があります。また、奨学基金の計画的運用のために、滞納対策の強化が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	2-1-1 学校教育の充実
② 施策の目標	<p>全ての児童生徒に確かな学力と学びの機会を保障し、「生きる力」を育むため、学校経営の充実を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた学校教育を充実させます。</p> <p>また、経済的理由により小・中学校での学習に支障をきたす世帯に学校経費の一部を支援するとともに、義務教育より上の教育に就くことが困難な人に対しては、奨学金を貸与して修学の機会を確保します。</p> <p>併せて市内学校法人への支援を行い、私立学校教育の振興を目指します。</p>
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①確かな学力を保障する教育の充実	適切な教育課程の編成、学習環境の整備を行います。諸調査による児童生徒の実態把握、協働的な学びを活かした授業改善と教員の指導力の向上を図る研修を充実させます。
②心の教育の充実	人とのかかわりを大切にし、自己肯定感を養う活動を推進します。また、不登校児童生徒に対して学校と関係機関が連携・協力して支援を行う体制を充実させるとともに教育相談の充実に努めます。
③健やかな体を育む教育の推進	体力の維持・向上を図る取組を推進します。また、望ましい生活習慣の形成を目指すために、地域の食材を取り入れた学校給食の実施、健康診断結果を踏まえた保健指導などを実施します。
④幼小連携の充実	市内の先進的な実践を基に、各小学校を中心とした「接続カリキュラム」による取組を推進し、幼小の円滑な接続を図ります。また、教員の資質向上を目指した研修会を実施します。
⑤特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談体制を整えます。併せて、支援計画を作成して、一人ひとりの教育的ニーズに対応する指導・支援体制を整えます。
⑥適正規模による学校再編の検討	協働的な学びの実現や、小中一貫教育・ICT教育の推進など、特色ある学校づくりの推進のため、適正規模に配慮しながら、学校の再編について検討を進めます。
⑦学校法人への支援の推進	学校法人が設置する私立学校の運営経費や特色ある学校づくり、施設整備事業に対して補助金を交付します。
⑧就学支援の充実	経済的理由や地理的な条件により就学が困難な児童生徒に対して、必要な補助や奨学金の貸与を行い、就学を支援します。 奨学金の返還が滞っている奨学生や保証人への早期の返還を求めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
標準学力検査における全国平均との対比	-	小5 104 中2 93	小5 105 中2 97	小5 105 中2 100	小学校は現状維持を、中学校は全国平均を目指します。
自己肯定感をもった児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査質問紙による)	%	小6 77.1 中3 65.3	小6 77.1 中3 67.1	小6 77.1 中3 68.1	小学校は現状維持を、中学校は現状からの増加を目指します。
不登校児童生徒の出現率	%	小 0.25 中 2.10	小 0.25 中 2.10	小 0.25 中 2.10	現状維持に努めます。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価(A,B,C)の全国平均との対比	%	小5 102 中2 108	小5 104 中2 108	小5 105 中2 108	小学校は現状値からの増加を、中学校は現状維持に務めます。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	2-1-2 安全・安心な教育環境の充実
② 施策の目標	児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安全・安心な学校生活を確保します。
施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①教育関係施設の改築事業と耐震化の推進	老朽化した教育施設及び学校給食施設について、適正な規模を検討すると共に、計画的な改築を進めます。 耐震性能が低い校舎などの耐震改修を計画的に進めます。
②安全に配慮した施設の管理と整備	日常の施設管理に努めます。 また、改修や修繕が必要となった場合は、優先順位を示して計画的な解消に取り組みます。 災害発生時には地域住民の避難場所となることから、防災対策などの安全対策を進めます。 工事などに際しては、奥州市シックスクールマニュアルに基づき、安全な教育環境を整備します。
③快適な教育環境の整備	教育施設の快適性を向上するため、トイレの洋式化率を高めます。 また、暖房設備の改修や室内照明のLED化を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
幼稚園施設の耐震化実施率（Is=0.7未満）	%	66.7	86.7	100.0	100%を目指します。
小学校校舎の耐震化実施率（Is=0.7未満）	%	88.9	100.0	100.0	100%を目指します。
中学校校舎の耐震化実施率（Is=0.7未満）	%	66.7	90.0	100.0	100%を目指します。
中学校屋内運動場の耐震化実施率（Is=0.7未満）	%	66.7	100.0	100.0	100%を目指します。
教育施設トイレの洋式化率	%	42.1	46.1	50.0	50%を目指します。

7 部門別計画

奥州市教育振興基本計画

奥州市学校再編基本計画

奥州市学校給食基本計画

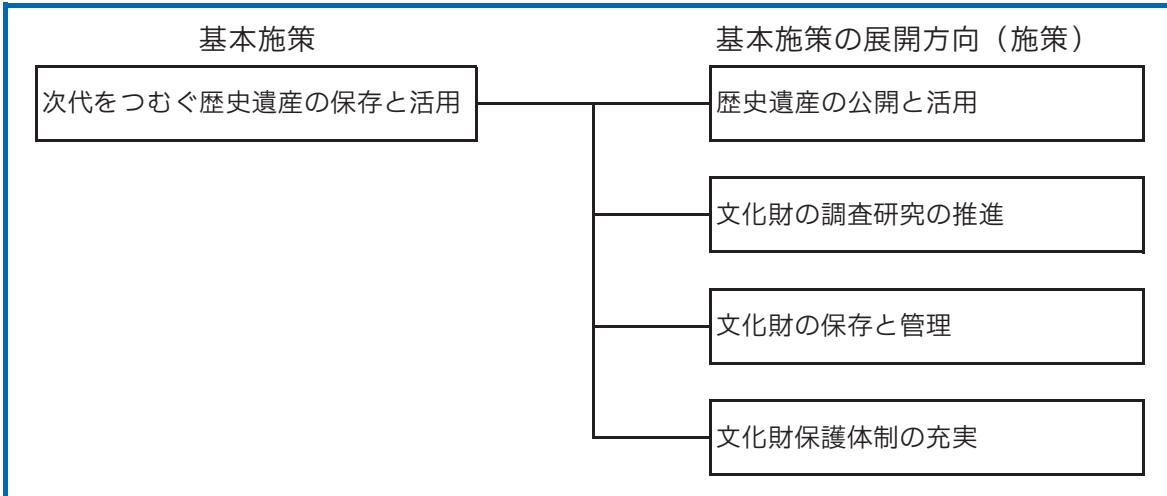
1 施策の大綱(政策の基本目標)

未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

2 基本施策名称

2-2 次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

文化財は、先人の知恵を秘めた歴史遺産であり、地域社会の活性化や魅力ある郷土づくり、さらには、市民の学習活動における人づくりの資源でもあります。

市民、特に次世代を担う子ども達が郷土を理解して誇りを持ち、奥州市民として一体感のあるまちづくりを目指し、歴史遺産の調査研究、適切な保存と活用を進めます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 市には、国指定18件、県指定51件、市指定227件の指定文化財をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が約1,100ヶ所を数えるなど、多くの文化財が残されており、これらの活用と広域的な回遊が求められています。その拠点施設として国指定史跡胆沢城跡の歴史公園の整備活用が必要です。
- 世界遺産「平泉」登録決定においては、本市の重要遺跡を含め除外扱いの課題が残りました。「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」の指導のもとに、早期の拡張登録の実現に向けた取組が必要です。
- 経年劣化が著しい重要文化財旧高橋家住宅、県指定有形文化財後藤正治郎家住宅の大規模な保存修復が緊急の課題です。
- 市が所有する歴史的建造物のうち、旧吉田家住宅は記録調査を実施のうえ解体保存、旧皋水記念図書館は解体撤去のうえ跡地の整備活用が必要です。
- 指定文化財の所有者および保持団体に対し、管理・修理、保存に関する支援が必要です。
- 老朽化が著しい文化財施設が複数あり、整理統合を検討を要するほか、文化財の適切な保存管理と効果的な公開活用を行うため、新たな施設を整備する必要性が高まっています。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	2-2-1 歴史遺産の公開と活用
② 施策の目標	重要文化財、史跡等の計画的な整備を行い、魅力ある郷土づくり、人づくりの資源として、その公開と活用を目指します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①国史跡（埋蔵文化財）の公開活用	<p>埋蔵文化財のうち6か所の国史跡（大清水上遺跡、角塚古墳、胆沢城跡、長者ヶ原廃寺跡、白鳥館遺跡、接待館遺跡）の公開活用に取り組み、必要に応じ整備活用指導委員会などを設置し、必要な整備を検討します。</p> <p>胆沢城跡については歴史公園として整備し、活用を進めます。また、関連自治体と共同して古代城柵を共通点とする「日本遺産」認定を目指すほか、商業観光部門と連携を図り公園活用事業を展開します。</p> <p>世界遺産拡張登録を図る白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡については、来訪者への利便を図る整備を行います。</p>
②歴史的建造物等の公開活用	水沢区の武家住宅資料館（旧内田家住宅、後藤新平旧宅、高野長英旧宅）、旧安倍家住宅および斎藤實記念館（斎藤實旧宅）、江刺区の旧後藤家住宅と旧岩谷堂共立病院、前沢区の旧後藤正治郎家住宅を公開します。
③先人顕彰の推進	市民が自ら実施する先人顕彰活動を支援します。また記念館における先人関係資料を整理し、先人顕彰の意識啓発のため企画展示を実施します。
④文化財施設による歴史遺産の公開活用	<p>博物館、記念館、郷土資料館などの文化財施設の学校利用を勧め、歴史遺産を人づくり資源として活用します。</p> <p>また、市民の文化財に対する意識がさらに高まるように、企画展示や教育普及事業を実施します。</p> <p>さらに、ホームページ（奥州市Web博物館）により奥州市の歴史文化情報を一括して発信します。</p>
⑤文化財施設の再編統合	効果的な公開活用を行うため、老朽化が進んだ文化財施設については、新たな施設の整備について検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
胆沢城跡第Ⅰ期外郭南門地区整備率	%	34.8	100.0	100.0	早期に整備を完了し、公開（供用開始）を目指します。
文化財施設利用者数	人	75,000	75,500	76,000	震災後の文化財施設利用者数の増加率1.0%（H23年度～H26年度）を維持します。
奥州市Web博物館のアクセス数	回	2,500	3,250	5,000	ホームページの年間観覧者数のカウント数を増加させます。

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	2-2-2 文化財の調査研究の推進
② 施策の目標	地域に残る文化財の調査研究を行い、併せて郷土の歴史解明と記録を行います。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①歴史的建造物の調査研究	歴史的建造物の調査・研究を行い、記録保存を図ります。 市が所有する旧緯度観測所旧本館、後藤伯記念公民館、旧安倍家住宅、古稀庵については国登録有形文化財への登録を進めるほか、市民が所有する歴史的建造物のうち重要なものについては国登録有形文化財に登録し、所有者による保存活用を支援します。
②歴史資料等の調査・研究の推進	市民との協働により文化財施設で収蔵している古文書の解読を行い、郷土の歴史を解明して公開します。 美術工芸品と無形民俗文化財等、指定候補物件の調査を行い、市指定を行うほか、重要なものについては国・県など上位指定し、保存と活用を図ります。
③埋蔵文化財発掘調査	歴史情報の発信と遺跡保存計画検討のため、国指定史跡胆沢城跡や衣川流域遺跡群をはじめとした国指定史跡等の発掘調査を必要に応じ実施し、その結果については広く市民に公開します。 そのほか市内の埋蔵文化財の適正な範囲、性格把握及び保護等を目的とした発掘調査等を実施します。
④世界文化遺産拡張登録の推進	岩手県、一関市、平泉町と連携し「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の拡張登録に係る調査研究を進めるとともに、「川湊」が想定される白鳥館遺跡西地区と接待館遺跡、長者ヶ原廃寺跡などが位置する衣川流域遺跡群の解明に向け必要な発掘調査を行い、史跡追加指定を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
建造物の国登録件数（累計）	棟	1	3	4	市が所蔵する4件の歴史的建造物について登録を行います。 (目標値は、H29～H33の累計)
新規文化財指定件数（累計）	件	2	3	5	年平均1件以上を目指します。
古文書解読集の刊行（累計）	冊	0	3	5	年で1冊刊行します。 (目標値は、H29～H33の累計)

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	2-2-3 文化財の保存と管理
② 施策の目標	地域に残る文化財を次世代へ継承していくため、定期的な点検を行い、保存環境の改善を行います。併せて安全な資料の管理・保管の体制を整えます。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①有形文化財の保存と管理	<p>指定文化財パトロールなどにより有形文化財の保存状態を確認し、所有者などに対し適切な指導を行い、必要に応じて修繕の支援を行います。</p> <p>重要文化財旧高橋家住宅と県指定有形文化財旧後藤正治郎家住宅については本格修繕を実施し、旧吉田家住宅は記録調査を実施のうえ解体保存、旧皋水記念図書館は解体撤去のうえ跡地の整備活用を行います。</p>
②民俗文化財の保存と育成支援	<p>郷土芸能祭の開催など、無形民俗文化財保持団体に活動発表の機会を提供するとともに、団体育成・用具更新に対する補助を行い、無形民俗文化財の伝承の支援を行います。</p> <p>指定文化財パトロール等により有形民俗文化財等の保存状態を確認し、所有者に対して適切な指導を行い、必要に応じて修繕の支援を行います。</p>
③史跡・名勝・天然記念物の保存と管理	<p>市内の史跡・名勝・天然記念物を確実に保存し、次世代へと継承していくために適正な保存対策を進めます。また公開・活用を前提とした適切な環境保全に努めます。</p> <p>指定文化財パトロールなどにより史跡・名勝・天然記念物の保存状態を確認し、所有者に対して適切な指導を行います。</p>
④文化財施設の資料・環境整備	<p>文化財を適切に保存管理するための収蔵庫について、文化財施設の整理統合設置検討に併せて整備の検討を行います。</p> <p>収蔵庫及び文化財施設の整備までの間、埋蔵文化財と民俗資料を整理するため、空き施設を活用して文化財整理室を設置し適切な保存管理に努めます。また、文化財資料等安全管理プログラムにより、市所蔵文化財の保存環境の改善を図ります。</p>

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
指定文化財パトロールの実施	回	2	2	2	全ての指定文化財を対象とした保存管理状況の確認を「有形・有形民俗・史跡名勝天然記念物」と「無形民俗」の隔年で実施。さらに文化財防火デーに合わせて防火パトロールを実施します。
郷土芸能祭等観客数	件	1,270	1,300	1,300	郷土芸能祭等（無形民俗文化財の保存活用を目的として江刺・前沢・胆沢区において開催している発表）への観客数の増加を目指します。
文化財指定解除件数	件	1	0	0	不適切な管理等により指定要件を失い指定解除される文化財が生じないよう、適切な保存管理指導や修繕補助等を行います。（0件で維持すべきものとなります。）

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	2-2-4 文化財保護体制の充実
② 施策の目標	未来を拓く歴史遺産の保存と活用を進めるため、学芸員を中心とする教育委員会事務局の体制と機能を強化し、関係機関との連携を目指します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①学芸指導体制の強化	<p>専門家による文化財保護審議会を開催し、文化財の指定と指定解除、文化財の保存活用に関する重要事項について諮問し、適切に指定管理を行います。</p> <p>学芸員を専門研修に計画的に派遣して専門知識と技能向上を図り、歴史遺産の保存活用事業の内容を充実させます。また、点検、学術的支援、保存環境指導を行い、文化財の保護に努めます。</p>
②文化財関係機関の連携強化	文化財の保存と活用を円滑かつ強力に進めるため、関係機関との連携を強化します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
文化財保護審議会に対する諮詢件数（累計）	件	3	3	5	適切な会議開催と諮問を行います。（目標値は、H29～H33の累計とし、年平均1件以上を目指します）

7 部門別計画

奥州市教育振興基本計画



総合計画基本計画（部門別計画）

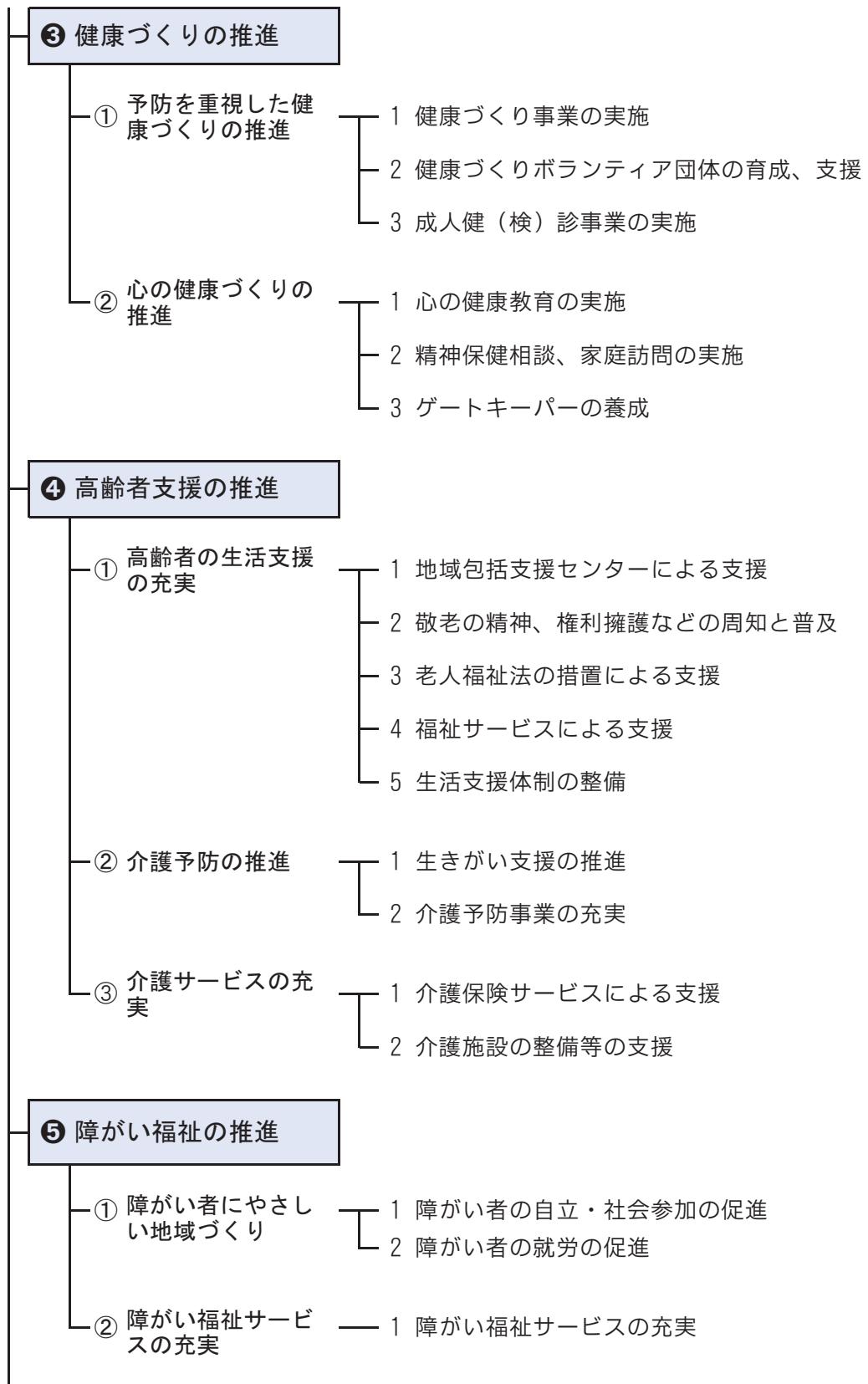
大綱3 健康で安心して暮らせるまちづくり

① みんなで支え合う地域 福祉の推進

- ① 福祉で地域づくり
 - 1 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり
 - 2 地域トータルケアシステムの構築
- ② 福祉サービス提供の仕組みづくり
 - 1 必要な福祉サービスが提供される環境の整備
 - 2 福祉サービス利用者の権利擁護と苦情解決への支援
- ③ 福祉を支える人づくり
 - 1 福祉の意識の醸成
 - 2 地域福祉を担う人材の育成
- ④ 生活困難者への支援
 - 1 生活保護制度による生活支援
 - 2 生活困窮者自立支援制度による生活支援

② 子育て環境の充実

- ① 子育てを支える環境の整備
 - 1 教育・保育施設の再編
 - 2 相談機能の充実
 - 3 子育てと仕事の両立への支援
 - 4 放課後における児童の健全育成の推進
- ② 子育て家庭への支援の充実
 - 1 地域における子育て支援の充実
 - 2 子育て支援サービス及び相談支援体制の充実
 - 3 配慮を要する子どもや家庭への支援
 - 4 発達に課題を有する子どもや育てにくさを感じている親への支援
- ③ 安心して出産できるための支援の充実
 - 1 思春期保健事業の推進
 - 2 妊婦健康相談・健康診査事業等の実施
 - 3 母親教室等の実施
 - 4 不妊治療への助成
- ④ 子どもがすこやかに育つための支援の充実
 - 1 育児相談、家庭訪問等の実施
 - 2 乳幼児健康診査の実施
 - 3 各種予防接種の実施



⑥ 医療の充実

① 地域医療の充実及び地域完結型医療の構築

- 1 在宅医療・介護の連携体制の強化
- 2 救急医療の充実
- 3 国民健康保険事業の実施
- 4 医療費給付事業の実施

② 市立病院・診療所の医療の充実

- 1 新市立病院の建設
- 2 医療提供体制の充実
- 3 医師、看護師等の確保
- 4 経営健全化の推進



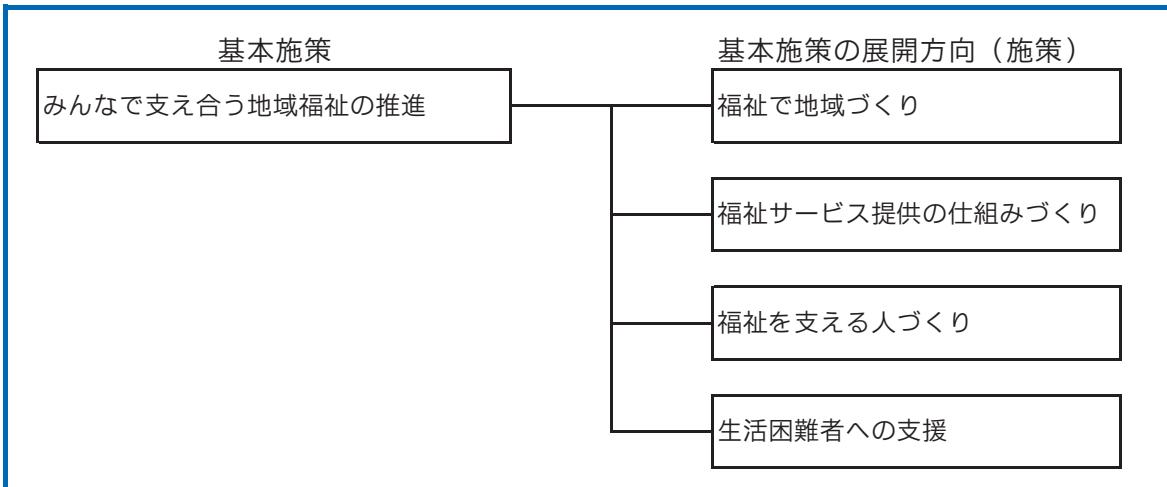
1 施策の大綱(政策の基本目標)

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-1 みんなで支え合う地域福祉の推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

地域住民が主体となった地域づくりを通じ、地域における効果的な福祉サービス提供の仕組みづくりに取り組むとともに、それら福祉サービスや多様な福祉活動の担い手となる福祉を支える人づくりを進めることにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・福祉的支援を必要とする状況になっていても地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」という問題が生じてあり、こうした地域で孤立する世帯を出さないために、普段から住民同士の交流を深める取組が必要です。
- ・日常生活に支援を必要としている住民が、地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の支え合いなどによるきめ細かな支援が必要です。
- ・相談窓口が遠いことや相談場所が分からぬことにより、サービスを十分に活用できず、生活課題の解決の妨げになっている場合があります。
- ・福祉ニーズの多様化が見込まれる中、必要とされる福祉サービスが確実に提供されるよう、基盤の整備を進める必要があります。
- ・ボランティア団体等の福祉活動には、団体相互の情報交換や地域住民との協働などが不可欠であり、また、活動を継続するための支援が必要です。
- ・判断能力が低下している方の財産や様々な権利を擁護する制度が十分に理解されていない、手続きが複雑で利用されにくいといった課題があります。
- ・少子化や核家族化などを背景に、地域との交流が少なくなっている中、家庭や地域の人々との関わりの中から、支え合いの心を育む活動が必要です。
- ・ボランティア団体、市民活動団体の活動における高齢化や担い手不足による活動の停滞が懸念されているとともに、活動内容や参加方法の周知が不足しているため、住民が活動に参加しにくい、サービスを利用しにくい、という課題があります。
- ・病気、老齢、離婚や失業などさまざまな事情による生活困難者に対しては、自立できるまでの間、経済支援を行う必要があります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3－1－1 福祉で地域づくり
② 施策の目標	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民参加による生活支援の仕組みづくりや多様な福祉活動を展開するボランティア、市民活動団体、福祉サービス事業所等の支援を通じて、地域住民のニーズに対応した新たな福祉サービスの創出や提供など、地域住民が主体となり、福祉で地域づくりを進めます。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり	住民が地域福祉活動に参画しやすい仕組みづくりや、高齢者や障がい者などの日常生活を支援する仕組みづくりを進めます。
②地域トータルケアシステムの構築	住民が身近にワンストップでいろいろな相談ができる、的確なケアマネジメントが受けられる体制づくりを進めるとともに、専門的な相談機関等とのネットワークを充実させながら、地域での総合的なケアシステムの構築を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
小地域福祉ネットワーク※(にこにこネットワーク)の支援・協力者数	人	2,772	2,800	2,800	平常時における見守り・安否確認等のためのネットワークの支援体制の維持を目指します。
みまもりおーネット登録事業者数	事業所	61	65	67	民間事業者の登録促進による見守り活動の強化を目指します。
住民参加型在宅福祉サービス(ささえあいの会)の利用状況	人	1,921	2,000	2,000	住民相互の軽微な生活支援の仕組みの定着と利用促進を目指します。
災害時要援護者避難支援計画(個別台帳)登録人数	人	992	1,414	1,836	災害時の相互支援体制の構築の市内全域への拡充を目指します。

7 部門別計画

奥州市地域福祉計画

6 これから取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-1-2 福祉サービス提供の仕組みづくり
-------	-----------------------

② 施策の目標	地域で安心した生活を送ることができるよう、障がい者、高齢者、子どもなどの領域別の公的福祉サービスやその他の支援を含めた総合的な福祉サービス提供の仕組みづくりを促進します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①必要な福祉サービスが提供される環境の整備	利用者ニーズを踏まえたサービスの質の向上を図り、利用者がサービスの選択・利用を安心してできる環境の整備を進めるとともに、ボランティアや市民活動団体等の継続した地域福祉活動の取組を支援します。
②福祉サービス利用者の権利擁護と苦情解決への支援	判断能力が十分でない人の日常生活を保護する制度の普及・利用促進を図るとともに、質の高い利用者本位の福祉サービスが提供されるよう、サービスに対する苦情相談を受け付ける制度の周知を促進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
ご近所福祉スタッフ委嘱数 [*]	人	1,224	1,300	1,350	地域における支援を必要とする世帯の身近な支援者の配置促進を目指します。 (市内全地区で50世帯に1名の配置)
地域福祉活動に各種助成金を活用した団体数	団体	31	34	36	市民団体等の継続した地域福祉活動の取組の促進を目指します。
権利擁護に関する相談支援件数	件	280	350	400	権利擁護支援体制の充実強化を目指します。

7 部門別計画

奥州市地域福祉計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3－1－3 福祉を支える人づくり
② 施策の目標	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、良質な福祉サービスを提供できる人材やニーズに対応した多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成を図るとともに、地域住民や子どもたちの福祉の意識の醸成を通じて、福祉を支える人づくりを推進します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①福祉の意識の醸成 ②地域福祉を担う人材の育成	<p>住民一人ひとりが、高齢や障がいなどで生活上の困難を抱える人を理解し、お互いに支え合い、共に生きるという考え方を学習し浸透できるよう、福祉の意識の醸成を図ります。 また、誰もが安心して生活できるひとにやさしいまちづくりを進めます。</p> <p>率先して地域の福祉課題に取り組むボランティア等、地域福祉を担う人材の確保・育成を図るとともに、多様な担い手や社会資源をネットワークで結びながら、協働による取組を進めます。</p>

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
ボランティア団体登録数	団体	91	95	100	ボランティア団体連絡協議会への登録による活動強化を目指します。
ボランティアコーディネート数	件	157	200	250	支援を要する地域・住民のニーズに合わせたボランティア等の支援活動の促進を目指します。

7 部門別計画

奥州市地域福祉計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3－1－4 生活困難者への支援
② 施策の目標	生活困難者の不安な気持ちを取り除き、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援を行います。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①生活保護制度による生活支援 ②生活困窮者自立相談支援制度による生活支援	生活に困っているすべての人に対して、最低限度の生活を保障し、一日も早く自立できるように必要な援助や指導を行います。 生活に困っているすべての人に対する相談窓口を設置し、個々の状況に応じた助言や情報提供を行うほか、就労にかかる支援も併せて行い、安定した生活を支援します。 また、相談内容を検証しながら、事業展開を検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
生活保護からの自立割合 (死亡件数は対象から除く) (廃止件数／被保護世帯数)	%	5.0	6.0	7.0	就労等による保護からの自立について増加を目指します。
生活困窮者自立支援制度による支援終結割合 (支援終結件数／支援プラン件数)	%	20.0	25.0	30.0	支援による生活困窮からの脱却について増加を目指します。

7 部門別計画

奥州市地域福祉計画

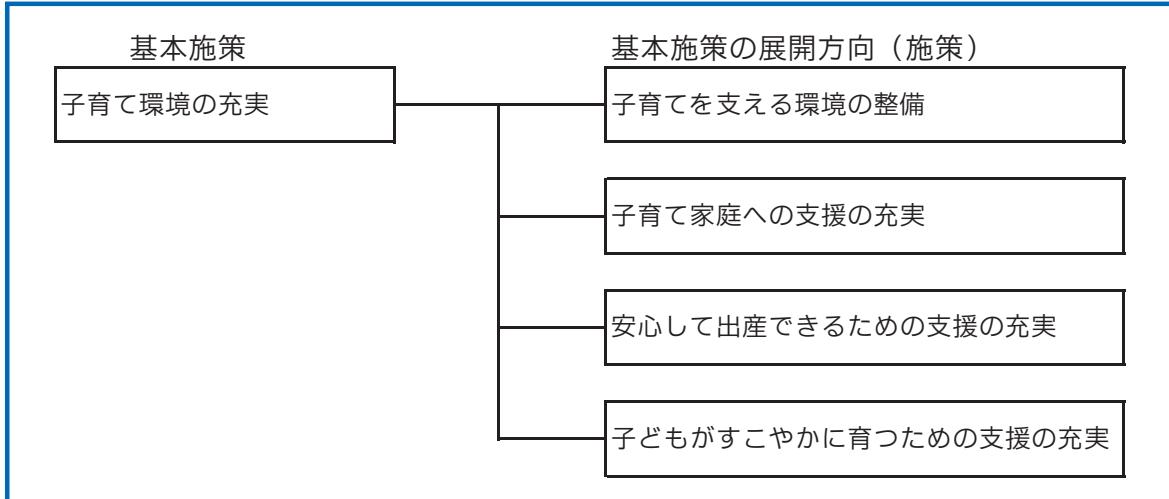
1 施策の大綱(政策の基本目標)

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-2 子育て環境の充実

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

少子高齢化が進み、その大きな原因のひとつとして出生率の低下があげられます。そのような中、子どものすこやかな育ちを支えるとともに、子どもを産み・育てたいとの願いが叶う社会の実現を目指し、子育て環境の整備と子育て世帯への支援をします。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・奥州市人口ビジョン策定に係るアンケートでは「子育てへの不満」の理由として、「職場の理解不足」「医療施設不足」「保育料」「保育施設不足」が上位にあがっています。子どもを産み、育てやすくするためにには、このような環境を整えることが必要です。
- ・就学前児童数は、減少傾向にあるものの、核家族化や共働き世帯の増加により、保育所入所希望者は増加しており、毎年待機児童が発生しています。保育所に入るための活動、いわゆる「保活」は保護者の大きな負担となっています。
- ・就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に安心して過ごすことができる健全な育成の場所づくりが必要です。
- ・ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者や、心身発達面に不安のある子どもとその保護者への相談支援や関係機関の連携など、ネットワークの形成が必要です。
- ・経済的支援、養育支援を必要とする家庭など、育児中の保護者が抱えるさまざまな不安を取り除き、子育てを支える環境づくりが必要です。
- ・思春期は、精神的にも身体的にも成長する重要な時期であり、心と体に対する正しい知識を身につけることが必要です。このことが望まない妊娠や出産後の虐待を予防することにつながります。この時期から将来像を描けるよう働きかけることが必要です。
- ・妊婦の中には、経済面や精神面で不安を抱きながら妊娠するケースが増えています。安心して妊娠期を過ごし、この時期から親子の愛着形成ができるよう支援が必要です。
- ・子どもがすこやかに育つには、よい育児環境の中で生活することが大切です。そのための正しい知識普及や、保護者が安心して子育てができるよう相談や支援の充実が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-1 子育てを支える環境の整備
-------	--------------------

② 施策の目標	教育・保育施設の整備や相談機能の充実、市民や企業への啓発活動を行うことにより、待機児童の解消と保護者の負担軽減を図ります。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①教育・保育施設の再編	待機児童が発生する一方で、定員割れの施設もあるなど需給のバランスが崩れているため、公立施設を再編し整備を進めます。
②相談機能の充実	子育て支援事業利用者支援員を配置し、子育て世帯それぞれの実情に応じた援助を行います。
③子育てと仕事の両立への支援	家庭での男女共同参画を進め、男女双方が家事・子育てなどに理解を持ち、協力していくように、市民の意識を高める活動を行います。 企業における子育て支援に向けた理解と協力を得るために、育児・介護休暇制度など国の就労支援制度の普及・周知に努めます。
④放課後における児童の健全育成の推進	放課後の適切な遊びや生活の場として放課後児童クラブを開設し、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。※

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
保育施設における待機児童数（各年度4月1日現在）	人	3	0	0	待機児童数ゼロを目指します。
保育施設における待機児童数（各年度10月1日現在）	人	58	0	0	待機児童数ゼロを目指します。
放課後児童クラブへの入所希望者が入所できている割合	%	99.0	100.0	100.0	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生の入所希望者が全員入所できることを目指します。（4月1日時点）

7 部門別計画

奥州市子ども・子育て支援事業計画



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-2 子育て家庭への支援の充実
② 施策の目標	子育て家庭の多様なニーズに対応するサービスの提供により、子育てに関する不安感や負担感の軽減・解消を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。また、支援を必要とする家庭が将来的に自立していくような支援の充実を目指します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①地域における子育て支援の充実	子育て中の親子が気軽に集える地域子育て支援拠点事業や子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業の充実を目指し、地域における子育ての支え合いの仕組みを強化します。
②子育て支援サービス及び相談支援体制の充実	子育て短期支援事業や一時預かり事業、赤ちゃんの駅など多様なサービスにより子育てしやすい環境づくりを目指します。 広報、ホームページや情報紙のほか、訪問や健診時にも子育てに関する情報提供を積極的に行います。 気軽に相談できるように、メール相談の活用や子育て支援センター利用時の相談を促進するとともに、関係機関との連携を図り、子育てに関する相談支援の充実に努めます。
③配慮を要する子どもや家庭への支援	児童虐待の未然防止と早期発見を行う体制をさらに強化します。 ひきこもりなど、社会生活を営む上で困難のある子ども・若者への支援体制の整備に努めます。 女性相談への適切な対応及びDV被害者への適切な支援に努めます。 困難を抱えた家庭が自立して子育てができるよう、適切な支援を行います。
④発達に課題を有する子どもや育てにくさを感じている親への支援	子ども発達支援センター [※] が中心になり、心身障がい児や発達に課題のある子どもとその家族や関係者に対して、早期の相談対応、幼児教室や園訪問での療育指導及び発達の評価（発達検査など）を行い、親子に寄り添った支援の充実を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
ファミリーサポート事業登録会員数のうち提供会員数	人	265	280	292	支援を行う提供会員数の現状値10%増を目指します。
地域子育て支援拠点事業利用者数(親子)	人	42,418	44,000	46,000	積極的な情報提供により利用者の増を目指します。
おうしゅう子育てガイドアクセス数	件数	7,257	8,000	8,400	内容を充実させ、アクセス数の増加を目指します。
児童虐待相談終結割合	%	22.0	23.0	23.0	相談支援の充実により児童虐待相談ケースの終結割合の増を目指します。
ひとり親家庭の自立(全額支給の割合)	%	37.0	35.0	30.0	児童扶養手当制度における、低所得者世帯を対象とする全額支給の割合が減少することを目指します。
ひきこもり相談利用者(実数)	人	9	15	20	ひきこもり相談の利用者数の増加を目指します。

7 部門別計画

奥州市子どもの権利に関する推進計画

奥州市子ども・子育て支援事業計画

奥州市母子保健計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-3 安心して出産できるための支援の充実
-------	-------------------------

② 施策の目標	安心して出産できるよう、関係機関との連携を強化し思春期保健事業を充実させるとともに、妊婦健康相談・健康診査事業の実施、不妊治療への助成を行います。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①思春期保健事業の推進	学校と連携し、医師や助産師・保健師による思春期保健講話を実施し、心と体についての正しい知識普及と将来健康な生活を送るための学習の場を提供します。
②妊婦健康相談・健康診査事業等の実施	母子ともに安全な出産を迎えるため、妊娠の早期から支援が受けられるよう医療機関と連携を強化するとともに、妊婦健康診査の充実を目指します。また、産前産後の相談支援の充実を図ります。
③母親教室等の実施	妊娠の正しい知識を身に付けるとともに、仲間づくりのための母親教室やパパママセミナーの充実を目指します。
④不妊治療への助成	妊娠を希望する夫婦が行う不妊治療へ助成を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
合計特殊出生率*	-	1.52	1.70	1.70	合計特殊出生率の増を目指します。
妊娠11週以前の妊婦届出率	%	91.4	92.0	93.0	妊娠届出者のうち早期に届け出することを目指します。

7 部門別計画

奥州市健康増進計画（健康おうしう21プラン）

奥州市母子保健計画

奥州市食育推進計画

奥州市子ども・子育て支援事業計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-4 子どもがすこやかに育つための支援の充実
② 施策の目標	子どもをすこやかに育てられるよう、乳幼児健康診査等の実施により、食生活や生活習慣、歯科保健についての正しい知識の普及に努めるとともに、育児不安や子育てに係るストレスの軽減に向けた相談、訪問体制の充実を目指します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①育児相談、家庭訪問等の実施	母親の育児を支援するための相談や訪問指導を行うとともに、産後のメンタルヘルスケアや虐待予防など相談体制の充実を目指します。
②乳幼児健康診査の実施	1・4・6・9か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳6か月児及び3歳児の健康診査を実施するほか、心身の成長発達やことばの発達のための個別相談を実施し、早期支援に結び付けます。
③各種予防接種の実施	感染症予防のため予防接種を実施するとともに、医療機関などと連携し感染症予防についての周知に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
4か月児健康診査時の問診で育児が楽しいと回答した母親の割合	%	93.9	94.0	95.0	4か月児の子どもを持つ母親の多くが、育児が楽しいと感じることを目指します。
3歳児健康診査時の問診で育児が楽しいと回答した母親の割合	%	83.3	85.0	87.0	3歳児の子どもを持つ母親で、育児が楽しいと感じる母親が多くなることをを目指します。
予防接種接種率（インフルエンザを除く）	%	78.63	80.00	81.00	多くの子どもが予防接種を受けることをを目指します。

7 部門別計画

奥州市健康増進計画（健康おうしゅう21プラン）

奥州市母子保健計画

奥州市食育推進計画

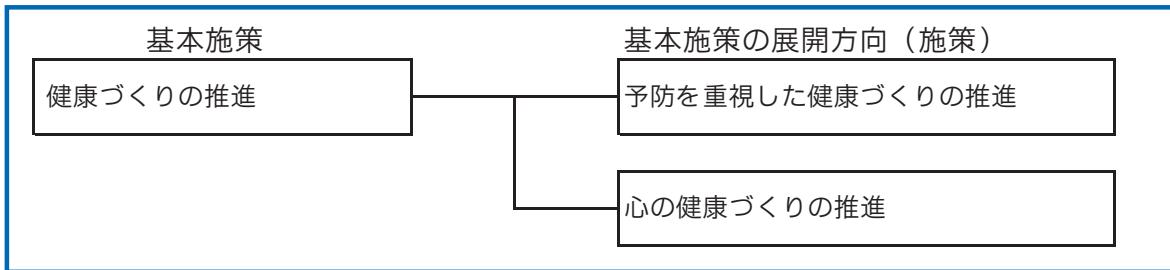
1 施策の大綱(政策の基本目標)

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-3 健康づくりの推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

市民一人ひとりが、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、住民と協働で健康意識の向上を目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

※

- ・栄養、運動、休養などバランスのとれた生活習慣の定着が、将来の疾病予防や健康寿命の延伸に大きく関わってきています。
- ・メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診、特別保健指導への取組を強化することが必要です。
- ・成人に多いがんなどの疾病予防と、早期発見に向けた各種健（検）診受診率の向上対策が課題となっています。
- ・死亡率の高い心疾患、脳血管疾患を減らすため、乳幼児期からの生活習慣病予防のための取組の強化が必要です。
- ・団塊世代が高齢者となり少子高齢化が進む中、住み慣れた地域で自分らしく元気で過ごせるよう高齢者の健康づくりの取組が課題となります。
- ・うつ病に対する正しい知識の普及と相談窓口の充実など、より効率的な心の健康づくりへの取組が重要です。
- ・奥州市の自殺死亡率は全国平均を上回っており、特に働き盛り年代の男性、高齢女性の割合が高くなっています。また、若者の自殺も減っていない状況にあります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-3-1 予防を重視した健康づくりの推進
② 施策の目標	病気の予防や早期発見のための各種保健事業を充実させ、健康づくりに関する知識の普及と実践に対する支援を行い、市民一人ひとりが健康で生き生きと生活できるよう目指します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①健康づくり事業の実施	データ分析を行い地区の健康課題を明確にし、地域と協働で食生活、運動、喫煙など生活習慣の改善や健康づくりを推進します。
②健康づくりボランティア団体の育成、支援	食生活改善推進員や健康増進サポーター、精神保健福祉ボランティアなどの健康づくりのためのボランティア団体の養成、育成を行い地域での活動を支援します。また、家庭、保育施設、教育機関、地域と連携し、食育活動を推進します。
③成人健（検）診事業の実施	年代に応じた各種健（検）診を実施するとともに、受診率向上に向けた取組を強化します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
死亡者のうち65歳未満の割合（男性）	%	14.20	12.50	10.20	働き盛り年代死者の割合の減少を目指します。（*死亡割合現状値はH20～H26の5年平均）
死亡者のうち65歳未満の割合（女性）	%	5.70	4.50	3.20	働き盛り年代死者の割合の減少を目指します。（*死亡割合現状値はH20～H26の5年平均）
脳血管疾患による死亡率（人口10万対）	%	165.00	162.00	160.00	脳血管疾患による死亡を減らします。
成人肥満者の割合	%	28.70	27.00	25.00	成人肥満者の減少を目指します。
特定健診受診者（40～64歳の男性）の喫煙率	%	35.23	34.50	32.00	生活習慣病の要因となる喫煙率の減少を目指します。
特定健診受診者（40～64歳の女性）の喫煙率	%	8.54	8.00	7.50	生活習慣病の要因となる喫煙率の減少を目指します。
食育活動件数	件	92	100	110	健全な食生活を実践する市民の増加を目指します

7 部門別計画

奥州市健康増進計画（健康おうしう21プラン）

奥州市食育推進計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-3-2 心の健康づくりの推進
-------	------------------

② 施策の目標	心の健康に関する正しい理解の普及に努め、自殺者の減少を目指します。
---------	-----------------------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①心の健康教育の実施	心の健康に関する正しい知識の普及と、スクリーニングなどによるうつ病の早期発見、医療への結び付けにより自殺の防止を強化します。特に働き盛り男性に対しうつスクリーニングの実施、高齢女性に対し出前健康講座等での知識の普及、中高生への講演会等を行います。また、自殺対策推進計画（仮称）を策定し、関係者、地域住民と連携しさらに対策を強化します。 ※
②精神保健相談、家庭訪問の実施	心に悩みを持つ人、精神疾患や障害のある人とその家族に対する相談体制を強化し、医療につなげるための支援を行います。
③ゲートキーパー [*] の養成	人材育成として計画的にゲートキーパーの養成研修を行い人材育成を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
自殺死亡率（人口10万人対）	人	25.80	23.00	20.40	減少を目指します。 (*自殺死亡率はH26の数値)
相談場所を知っている、または相談できる人がいる人の割合（健康づくりアンケート）	%	72.90	73.50	75.00	増加を目指します。
ゲートキーパー養成者数（累計）	人	1,761	3,000	3,400	増加を目指します。

7 部門別計画

奥州市健康増進計画（健康おうしゅう21プラン）

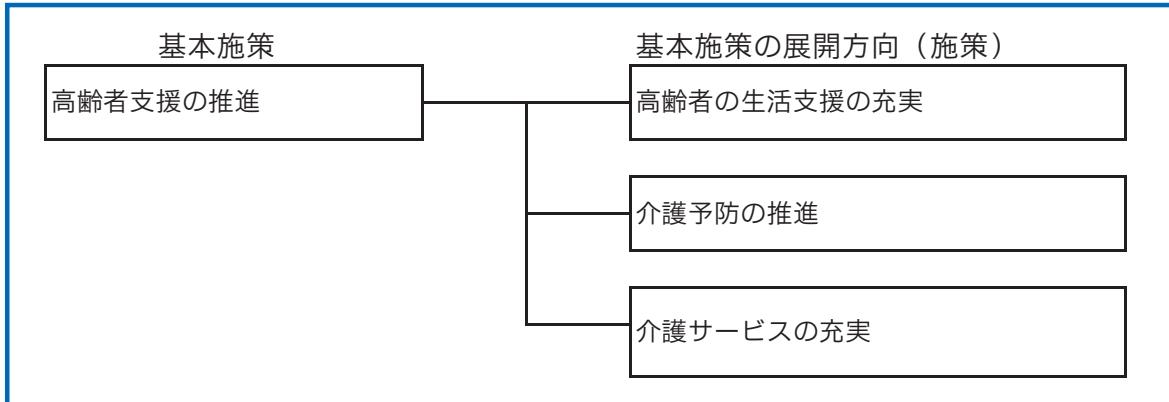
1 施策の大綱(政策の基本目標)

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-4 高齢者支援の推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

すべての高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・2025年にはいわゆる「団塊の世代」が全て後期高齢者となるなど、本市の高齢化率は、今後も高率に推移すると予想されます。高齢化の進展に伴い、高齢者の単身世帯や、高齢者ののみの世帯、認知症高齢者などへの生活援助、見守りのニーズが増えており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう各自治体において『地域包括ケアシステム』[※]の構築が求められています。
- ・今後、高齢者の人権と尊厳を守りながら、介護予防に重点を置いた健康づくりはもとより、元気な高齢者の社会参加を促し、互助の精神による住民参加型の生きがいづくりと一体的に推進する、新しい仕組みづくりが必要です。
- ・不足する介護人材、マンパワーを確保するため、専門職である介護職員が真に身体介護の必要な高齢者に対応できるよう、軽度な生活援助が必要な高齢者には、多様な主体による提供体制を整備するなど、地域の実質的な担い手を増やすことが必要です。
- ・在宅で医療や介護のサービスが必要な高齢者の暮らしを補完するため、在宅医療・介護連携によるネットワークの強化など切れ目のないサービス提供体制の整備と地域づくりの推進が必要です。
- ・今後の介護保険サービス需要に対応できるサービス提供量を確保するため、計画的な施設整備とともに、介護サービスの質の向上と介護保険制度の安定した運営が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-4-1 高齢者の生活支援の充実
② 施策の目標	<p>高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行うとともに、保健・医療・福祉が連携し、包括的に支援します。</p> <p>また、年長者を尊び、高齢者を大切にする「敬老の精神」の普及を行うとともに、環境上や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を支援します。</p>

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①地域包括支援センターによる支援	<p>高齢者に関する総合相談や訪問活動により要援護高齢者を把握し、必要なサービスや制度の利用を支援します。</p> <p>介護支援専門員の後方支援、「早期発見・見守り」や「保健・医療・福祉」等のネットワーク構築を通じて、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。</p>
②敬老の精神、権利擁護などの周知と普及	<p>高齢者に感謝し、長寿を祝福するとともに、敬老の精神の普及と高齢者福祉の推進を図るために、敬老会開催の支援等を行います。</p> <p>権利擁護のための成年後見制度や認知症についての正しい理解が進むよう啓発を行います。</p>
③老人福祉法の措置による支援	環境上や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を施設に入所させるなどの支援を行います。
④福祉サービスによる支援	在宅の高齢者が家庭や地域の中で安心して自立した生活を送ることができるように、高齢者の生活を支援するサービスを提供します。
⑤生活支援体制の整備	生活支援コーディネーターや地域協議体の活動により、ボランティアやNPO、民間事業者など、地域全体で担い手を育て、支え合いの地域づくりを進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
敬老会の参加率	%	37.0	37.5	38.0	敬老会に参加する高齢者の増加を目指します。
認知症サポーター養成講座の年間受講者数	人	1,025	1,100	1,100	認知症について理解する人の増加を目指します。

7 部門別計画

なし



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-4-2 介護予防の推進
-------	---------------

② 施策の目標	高齢者的心身の状況の改善をめざすとともに、生活機能全体の維持・向上を通じて、可能な限り住み慣れた地域で活動的で生きがいのある自立した生活を送ることができるよう支援します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①生きがい支援の推進	高齢者がいきいきとした暮らしができるように、生きがいづくりのための活動の支援、交流、社会参加支援を行います。
②介護予防事業の充実	高齢者の地域での介護予防に資する活動の育成や支援を行うとともに、高齢者が自立した生活が送れるよう、対象者の状態に合わせた介護予防事業を行います。 また、認知症の予防や早期発見、早期治療、関係機関のネットワークの強化を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
高齢者の生きがいづくり事業の参加者数	人	14,223	15,000	15,000	参加者の増加を目指します。
要支援から要介護への移行割合	%	27.8	27.8	27.8	現状維持に努めます。

7 部門別計画

なし



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-4-3 介護サービスの充実
-------	-----------------

② 施策の目標	高齢者が介護が必要な状態になっても、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、また家族の介護負担軽減のために、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に受けられるよう支援します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①介護保険サービスによる支援	通所介護や訪問介護などの居宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスが要介護者の状態に合わせた形で提供されるように、適正な給付に努めるとともに、必要に応じ事業者等への指導を行います。
②介護施設の整備等の支援	高齢者ができるだけ在宅での生活を継続することができるよう必要なサービスを提供します。また、介護施設の整備についてニーズを勘案しながら計画的な整備に努めるとともに、介護人材の確保を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
要介護者及び要支援者の認定率	%	18.2	18.2	18.2	現状維持に努めます。
特別養護老人ホーム待機者のうち、早急入所が必要な待機者数	人	155	0	0	待機者ゼロを目指します。

7 部門別計画

奥州市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

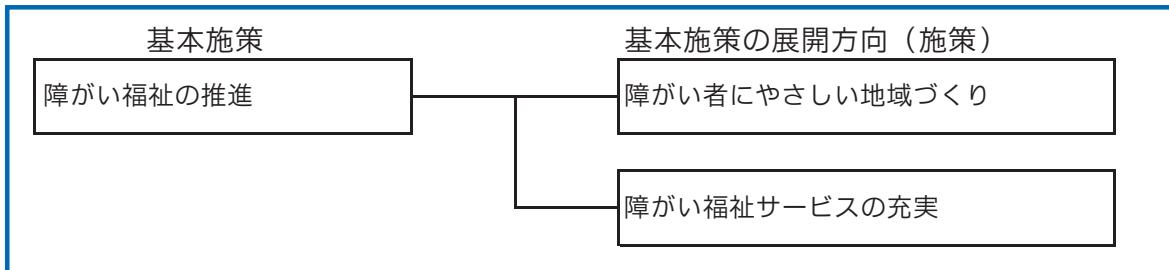
1 施策の大綱(政策の基本目標)

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-5 障がい福祉の推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

「ノーマライゼーション」、「障害者差別解消法・共生き条例(障がい者差別解消のための県条例)」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、誰もが地域で自立し安心して暮らせる社会の実現を目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・障がいを持つ人が社会の一員として、健やかな生活を送るために、障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションや障害者差別解消法・障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の理念のもと、相互の理解を深める必要があります。
- ・障がい者が地域で自立して生活するために、働く場の確保や障がいの程度に応じて就労ができるような障がい福祉サービスを提供し、積極的に社会参加できるようにするための支援が必要です。
- ・障がい者が地域で安心して生活するために、居宅介護や短期入所、生活介護などの障がい福祉サービスの提供とともに、家族の負担を減らしていく必要があります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-5-1 障がい者にやさしい地域づくり
-------	----------------------

② 施策の目標	障がい者が相談しやすく、必要な支援を受けられる体制を整え、障がい者が地域で自立して生活できる社会を目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①障がい者の自立・社会参加の促進	地域で安心して生活できるように、気軽に相談できる体制を整えます。必要に応じてサービスを受けられる体制を強化し、地域で生活を希望する人を支援していきます。
②障がい者の就労の促進	障がい者が地域で生活していくためには、経済的な自立が重要です。障がい者が持つ能力を十分に発揮できるように、障がい者の就労や職業訓練をさらに進め、社会参加の拡大を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
施設入所者の地域生活への移行	人	※ —	4	6	毎年度1~2名の移行を目指します。

※計画期間中の事業開始のため、現状値(H27)はない。

7 部門別計画

なし



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-5-2 障がい福祉サービスの充実
-------	--------------------

② 施策の目標	障がい者が必要とする障がい福祉サービスを提供できるよう関係機関が連携し、障がい者が安心して暮らせる社会の実現を目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①障がい福祉サービスの充実	障がい者が必要なときに必要なサービスを受けられるように、施設の整備に対する助成などを行い、サービスの質や量の充実を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
障がい福祉サービス支給決定者数	人	1,570	2,200	2,500	現状値の10%増を目指します。

7 部門別計画

奥州市障がい福祉計画

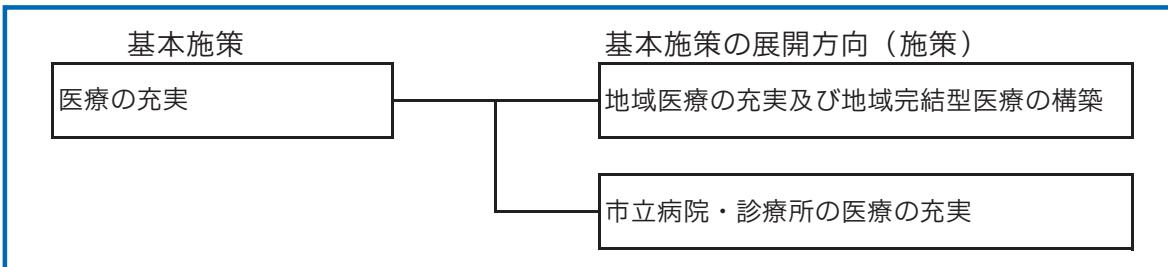
1 施策の大綱(政策の基本目標)

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-6 医療の充実

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるように、地域医療体制の充実を目指します。
医療費給付事業を実施し、市民の医療機会の確保を目指します。

各市立医療施設は、高齢者人口の増加が予測されるなか、将来にわたり地域医療の確保・継続が可能な体制の構築を目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・市民の健康を守り、将来にわたり安定的な医療体制を更に充実させが必要です。
- ・不足する医師や看護師等の医療従事者の確保対策が必要です。
- ・総合水沢病院の狭隘化や老朽化が顕著であり、その対策が必要です。
- ・救急医療や休日・夜間・へき地医療など多様化する医療ニーズへの対応が求められています。
- ・平成28年3月に岩手県が策定した「岩手県地域医療構想」が将来像として掲げる、患者のニーズに応じた「切れ目がない」「過不足ない」サービスの確保に向けた体制の整備及び関係機関との連携が求められています。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携、在宅医療の推進及び認知症患者への対応が求められています。
- ・国民皆保険の基礎となっている国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が高く、当市を含め、運営主体である各市町村の財政基盤の脆弱化が進んでいることから、平成30年度よりその財政運営の主体を都道府県が受け持つこととされており、当該広域化へのスムーズな移行が求められています。また、スムーズな移行の前提として、国保財政の安定及び財政運営の適正化が重要となっています。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-6-1 地域医療の充実及び地域完結型医療の構築
-------	---------------------------

② 施策の目標	在宅医療と介護の連携体制を整備するとともに、一次・二次救急の維持・確保を図り地域医療の充実に努めます。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①在宅医療・介護の連携体制の強化	医師会、歯科医師会、薬剤師会、公立病院・診療所、福祉・介護事業者等との連携体制の構築、強化を目指します。
②救急医療の充実	休日、夜間診療所の運営委託による一次救急及び救急告知病院等への支援による二次救急の維持・確保を目指します。
③国民健康保険事業の実施	財政主体の広域化に対応するため、適正な財政運営を維持するとともに、医療費の適正化に取り組み、国保財政の安定的な運営を目指します。
④医療費給付事業の実施	子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等、寡婦に対し医療費の一部を給付し、医療機会を確保することにより、対象者の心身の健康を保持し、生活の安定を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
在宅医療・介護の連携拠点の設置	箇所	0	1	1	在宅医療・介護の構築を目指します。
救急搬送件数の市内病院搬送割合	%	87.60	88.00	90.00	現状維持に努めます。

7 部門別計画

奥州市健康増進計画（健康おうしゅう21プラン）

奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-6-2 市立病院・診療所の医療の充実
-------	----------------------

② 施策の目標	医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、施設や業務運営体制を整備し、市立病院・診療所の医療の充実に努めます。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①新市立病院の建設	総合水沢病院の老朽化、狭隘化が顕著となっており、地域医療体制を将来にわたり継続させるため、新たな市立病院の建設を進めます。
②医療提供体制の充実	地域の医療・福祉・介護施設等との連携を図りながら、これまでの医療提供機能やべき地医療への対応に加え、高齢社会により需要増が見込まれる在宅医療、認知症患者等への対応を進めます。
③医師、看護師等の確保	医師や医療スタッフの確保が厳しい現状において、診療体制の安定・維持を図り、地域住民の安心につなげるため、安定的な確保を進めます。
④経営健全化の推進	市立病院・診療所の一貫した経営方針のもと、計画的な施設修繕や医療機器の更新等を進めるとともに、市立病院・診療所改革プランの確実な実施による経営の健全化、効率化を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
新市立病院の建設の進捗率	%	0.0	30.0	100.0	建設に係る進歩率（事業費ベース）は建築工事の完了を目標とし、平成33年度の開院を目指します。
訪問診療・訪問看護件数	件	6,318	6,574	6,574	各市立医療施設で在宅医療の維持・拡大を目指します。

7 部門別計画

奥州市立病院・診療所改革プラン



総合計画基本計画（部門別計画）

大綱4 豊かさと魅力のあるまちづくり

① 農林業の振興

- ① 集落営農の推進、担い手の育成
 - 1 新規就農者の確保・育成
 - 2 農業経営体质強化、経営効率化支援
 - 3 農地集積
 - 4 遊休農地の発生防止と解消
- ② 農業生産基盤の整備充実
 - 1 農地集積・集団化の促進
 - 2 基盤整備事業の推進
- ③ 農畜産物の安定生産と地域ブランドの推進
 - 1 農業機械等整備支援
 - 2 肉用牛基盤強化等の支援
 - 3 地産地消の推進
 - 4 地域ブランドの推進
- ④ 環境にやさしい農業の推進
 - 1 環境に配慮した農業支援
 - 2 農業・農村の多面的機能を支える支援
 - 3 中山間地域等の農業生産活動の支援
- ⑤ 活力ある農村の形成
 - 1 産直施設などへの取組に対する支援
 - 2 グリーン・ツーリズムなど農村と都市との交流の推進
- ⑥ 地域6次産業化の推進
 - 1 農業の高付加価値化
 - 2 食の黄金文化・奥州の認知度の向上
- ⑦ 森林資源の保全と活用
 - 1 森林経営計画作成促進
 - 2 森林施業の集約化
 - 3 地元産材の利用促進

② 商工業の振興

- ① 商業の振興
 - 1 商店街活性化に取り組む人材の育成
 - 2 商店街活性化に資する地域資源の発掘
 - 3 商店街の情報発信機能の拡充
- ② 中小企業の経営基盤の強化
 - 1 円滑な資金調達の支援
 - 2 商工業振興団体との連携
 - 3 支援環境の整備
- ③ 技術力・経営力向上への支援
 - 1 技術開発への支援
 - 2 技術力・経営力向上への支援
 - 3 ものづくり人材育成支援
- ④ 産業間連携の促進と新事業育成の支援
 - 1 産学官連携・異業種連携の推進
 - 2 起業・新事業展開の推進
- ⑤ 企業誘致の推進
 - 1 企業立地への支援
 - 2 情報発信・企業折衝の推進
 - 3 新工業団地の整備

③ 観光物産の振興

- ① 観光客誘致の促進
 - 1 広域観光ルートの確立と奥州市らしさを活かした観光客誘致の促進
 - 2 口ヶ誘致の推進
 - 3 まつり・イベントの開催
- ② 物産の振興
 - 1 既存ブランドの普及拡大と新たな地域ブランドの確立
 - 2 奥州市産業まつりへのリニューアル
 - 3 物産の販路拡大支援
- ③ 新たな体験型観光の推進
 - 1 自然体験メニューの充実
 - 2 農業体験メニューの充実
 - 3 歴史体験メニューの充実
- ④ 観光物産関係団体との連携
 - 1 観光物産関係団体等への支援
 - 2 観光情報発信機能の充実
 - 3 市民一丸となったおもてなし体制の構築

④ 雇用環境の向上と人材育成

① 雇用環境の向上

- 1 若年者への就労支援
- 2 UIJターンによる雇用の促進
- 3 雇用の安定的確保
- 4 女性の就業支援
- 5 中小企業勤労者の福利厚生の充実支援

② 人材育成の推進

- 1 人材の育成支援
- 2 若年労働者の定着支援
- 3 キャリア教育、インターンシップの推進
- 4 スキルアップ支援



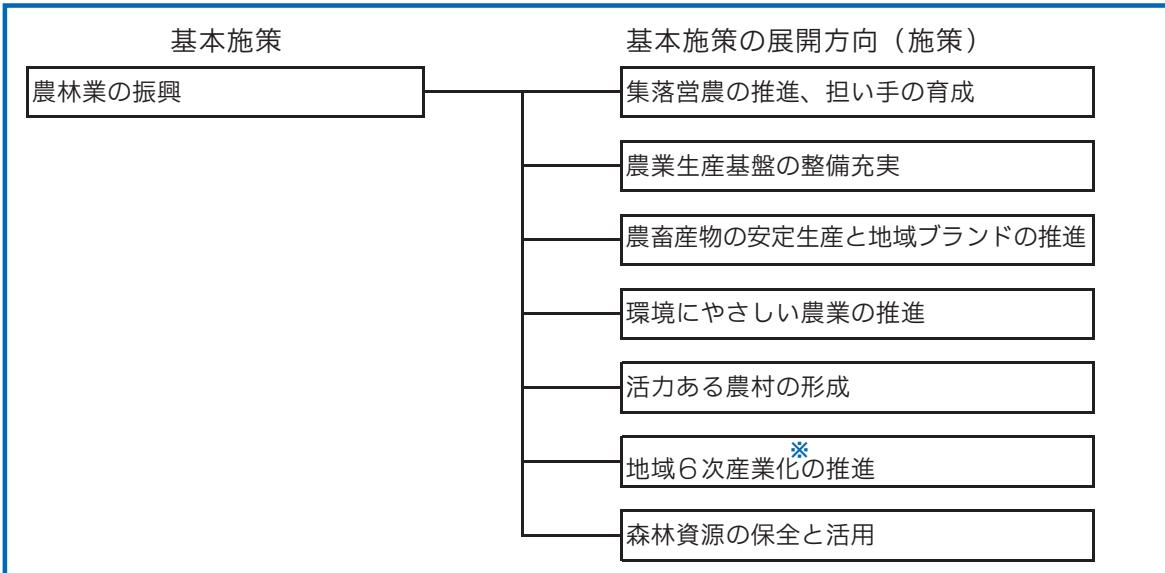
1 施策の大綱(政策の基本目標)

豊かさと魅力のあるまちづくり

2 基本施策名称

4-1 農林業の振興

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

効率化と生産性の向上と地域の特性を生かした産業育成で、持続可能な農林業を目指します。また、担い手の育成、農地など生産基盤の集約化や農地耕作条件の改善により有効利用と高収益化を進めます。

農畜産物の既存ブランド力の強化と新たなブランドの確立を目指します。また、地域6次産業化の取組により農畜産物等の高付加価値化を図り、地域農業の可能性を広げ地域ぐるみの産業振興を進めます。

安全かつ環境と調和した循環型農業を進めるほか、地域住民が一体となった農村の景観保全、農業・農村の多面的機能と環境保全機能の維持活動を支援します。また、農村地域に力をもたらすために、グリーン・ツーリズムなどによる農村と都市との交流を進めます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 現在農業従事者の高齢化と後継者不足が進んでいることから、農業所得の向上と経営の安定化、担い手の確保と育成が必要です。具体的には基盤整備事業の導入で、ほ場の大区画化、用排水の整備により作業時間の短縮化、低コスト化による労働生産性の向上により、担い手への農地集積、集団化が図られること、ほ場の汎用化による新たな作物の導入による高収益化や、6次産業化への発展が期待でき、農業経営の持続化に繋がることから積極的に推進する必要があります。また、中山間地域などについては、農地中間管理機構と連携して集積や農地耕作条件の改善を図り高収益作物の導入を進めていく必要があります。
- 市内各地の産直施設は生産者にとって農畜産物や加工品の販売場所として、消費者にとって新鮮な農畜産物の入手先として大きな役割を担っています。地産地消の観点からも、このような生産者と消費者をつなぐ取組の後押しが必要です。
- 農畜産物ブランドの産地間競争が激化しています。高いレベルでの生産体制強化と流通体制の拡充により、「前沢牛」、「江刺りんご」や食味ランキング特A評価の米などの既存ブランド銘柄を維持し、さらに推し進めることができます。また、新たな農畜産物ブランドの確立が課題です。
- 奥州市は、良質な農畜産物の一大生産地となっていますが奥州市の知名度が低く、その農畜産物が奥州市のものと理解されておらず、奥州市の知名度向上のため新たなブランドの確立が必要です。
- 農村は、農畜産物の生産地としての役割のほかに、自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化的伝承など多面的な機能を担っていますが、一般的にその価値が評価されない傾向にあります。地域住民と農家の協働により、農村の景観保全や多面的・環境保全機能を維持して効果を広く知ってもらうことや、農村と都市との交流などを通して、農村の価値を広くアピールする機会が必要です。
- 森林は、利用可能な林齢に達しておりますが、木材価格の低迷、従事者の高齢化や後継者不足により、森林の保育・管理が十分行われていません。水源のかん養や山地災害の防止など森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮できるように、森林経営計画の作成支援を通じて、森林施業の集約化など、計画的な林業生産基盤の整備が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4－1－1 集落営農の推進、担い手の育成
-------	----------------------

② 施策の目標	新規就農者を支援し、担い手の育成に取り組みます。また、農業者の経営改善や法人化など、体质強化の取組を支援します。さらに、農地の集約化や遊休農地の解消を通じて作業の効率化と農業所得の向上を目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①新規就農者の確保・育成	新規就農希望者からの就農への要望について、相談会の開催、研修補助、情報提供等の支援を行い農業後継者の確保に努めます。
②農業経営体质強化、経営効率化支援	農業者の経営改善計画作成を支援します。 集落営農組織など、各組織の経営体质強化のために法人化を支援します。 併せて各種制度資金による機械整備など、農作業効率化の支援に努めます。
③農地集積	担い手農家への農地集積を支援し、作業の効率化とコスト低減を目指します。
④遊休農地の発生防止と解消	農業委員による農地パトロール（利用状況調査）を年1回実施し、遊休農地の早期発見と状況把握を行います。 農地中間管理事業等の積極的な活用により農地集積を進めるとともに、遊休農地の解消に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
新規就農者数	人	21	25	25	現状の農地を維持できるよう、年間25人の就農を目指します。
農業法人数	団体	76	100	112	経営改善計画を有する農業法人を年間6件増を目指します。
担い手への利用集積率	%	53.65	60.00	65.00	ほ場整備事業を推進しながら、10%増を目指します。
遊休農地面積	ha	26	22	20	年間1ha以上の解消を目指します。

7 部門別計画

奥州農業振興地域整備計画

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

岩手地域農業マスターplan

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4－1－2 農業生産基盤の整備充実
-------	-------------------

② 施策の目標	基盤整備事業を推進し農業経営の持続化を図ります。
---------	--------------------------

施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
① 農地集積・集団化の促進	基盤整備事業において行う話し合い活動を通じて、農地集積と集団化を進めます。 農地中間管理事業と連携して農地耕作条件の改善を行い、高収益化を支援します。
② 基盤整備事業の推進	担い手集積や営農計画の策定支援を行い、基盤整備事業を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
基盤整備率	%	47.1	48.4	49.0	基盤整備の成果を毎年検証し、2%増を目指します。

7 部門別計画

奥州農業振興地域整備計画

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

岩手地域農業マスタープラン

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4－1－3 農畜産物の安定生産と地域ブランドの推進
-------	---------------------------

② 施策の目標	<p>優良な農畜産物を安定的に生産していくため、農業機械や生産施設整備を積極的に支援します。また、肥沃な土壌を最大限活用した土地利用型農業と土地集積型農業を進めるために、生産者への啓発活動を行います。</p> <p>畜産の管内一貫生産と高品質牛の産地づくりを進め、畜産物の安定生産を目指します。</p> <p>奥州市産農畜産物について、地域内消費の拡大を促進するとともに、既存ブランドの維持・推進を図ります。また、新たな農畜産ブランド確立の可能性を探ります。</p>
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①農業機械等整備支援	国・県などの補助事業を活用し、農業機械の導入や生産施設整備などを支援します。
②肉用牛基盤強化等の支援	高品質牛の産地維持拡大、管内ブランド牛の普及拡大などを目指し、農家の体質強化を支援します。
③地産地消の推進	農業協同組合など関係機関と連携して、産直施設などによる市内産農畜産物の地域内消費の拡大を目指します。
④地域ブランドの推進	<p>関係機関と連携して、前沢牛、江刺りんごや食味ランクイング特A評価の米など、既存ブランドの品質維持を目指し、一層の販路拡大に努めます。また、新たな農畜産ブランド確立の可能性を模索します。</p> <p>農林水産省が導入している新たな地域ブランド制度へ登録するなど、ブランド価値の向上と保護に関する取組を進めます。</p>

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
繁殖牛農家の1戸当たりの飼養頭数	頭	5.5	5.9	6.1	年間0.1%の増を目指します。
地域ブランド制度登録件数	件	1	2	3	平成33年度までに3件の登録を目指します。

7 部門別計画

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

奥州市酪農・肉用牛生産近代化計画

奥州市農業再生協議会 水田フル活用ビジョン

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4－1－4 環境にやさしい農業の推進
-------	--------------------

② 施策の目標	環境にやさしい農業の推進のため、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用等を削減し、環境への負荷軽減に配慮した持続性のある農業を進めます。 また、日本型直接支払制度の対象となる取組を推進し、地域の共同活動等に支えられている農業・農村の多面的機能の確保を図ります。
---------	--

施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①環境に配慮した農業支援	農業の物質循環機能を生かして、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めます。
②農業・農村の多面的機能を支える支援	農業・農村の有する多面的機能を支える共同活動や、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。
③中山間地域等の農業生産活動の支援	農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持・管理していくための共同活動を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
特別栽培米作付割合	%	51.0	55.0	60.0	概ね年間1%の増を目指します。
集落協定数	件	216	200	190	集落連携を推進し、現状維持に努めます。

7 部門別計画

奥州市農業の有する多面的な機能の発揮の促進に関する計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4－1－5 活力ある農村の形成
-------	-----------------

② 施策の目標	活力ある農村づくりを進めるために、農村資源を活用した産直施設などへの取組を支援するとともに、農村と都市との交流を進めます。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①産直施設などへの取組に対する支援	地域資源や農畜産物を活用した産直施設や農家レストランへの取組を支援します。
②グリーン・ツーリズムなど 農村と都市との交流の推進 [*]	農村と都市との交流のために、グリーン・ツーリズムの取組を推進します。 農村生活体験を目的とした親子、学生などの受入体制整備を、ワーキングホリデーや農家民宿などの取組拡大を通じて検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
主要産地直売所販売額	百万円	1,570	1,590	1,600	販売額の増額を目指します。
農村生活体験受入者数	人	3,913	4,000	4,100	受入者数の増加を目指します。

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4－1－6 地域 6 次産業化の推進
-------	--------------------

② 施策の目標	「食の黄金文化・奥州 [※] 」という、奥州市の地域イメージ・実体を活かして、農業、食、自然環境、人などの多種多様で魅力的な本物の地域資源を地域ぐるみの産業連関によって高付加価値化を図り、併せて魅力的な地域資源がある奥州市の知名度を高めます。
---------	--

施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①農業の高付加価値化	市産農林畜産物を利用した商品等の開発のほか、市産食材等の魅力を伝え、利用される取組を実施します。
②食の黄金文化・奥州の認知度の向上	食の黄金文化・奥州に行きたくなるような地域食材等を活かしたイベントの開催や誘客の推進、コアなファンづくりの取組を進める事業など、市の魅力を発信します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
地域6次産業化(農業の高付加価値化)の取組	件	4	5	5	年間5件の提案型補助事業による取組を目指します。
(ブランド総合研究所)市の魅力度	位	336	300	200	魅力度の向上を目指します。

7 部門別計画

奥州市地域6次産業化ビジョン

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4－1－7 森林資源の保全と活用
-------	------------------

② 施策の目標	森林経営計画の作成を支援し、森林施業の集約化と林内路網の整備を進めて、森林資源の維持・造成を図ります。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①森林経営計画作成促進	森林所有者及び森林所有者から委託を受けた者が、森林経営の長期の計画を作成、実施することにより、森林の保育・管理が行われ、森林の多面的機能が発揮されるので、計画の作成を促します。
②森林施業の集約化	森林施業の集約化を進めます。 林業事業体が行う県が認めた森林整備事業に対し、市が嵩上げ補助により森林所有者の負担を軽減し、森林の保育・管理を進めます。
③地元産材の利用促進	市産木材の利用推進指針に基づき利用の促進を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
森林経営計画認定数	件	7	15	19	年間2件の増を目指します。
森林整備実施面積	ha	242	342	362	毎年一定の整備面積を維持することを目指します。

7 部門別計画

奥州市森林整備計画

奥州市産木材の利用推進指針

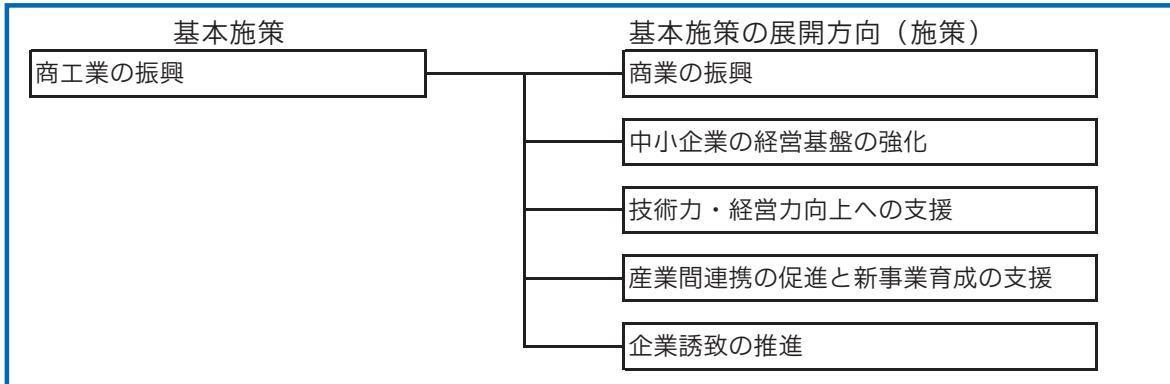
1 施策の大綱(政策の基本目標)

豊かさと魅力のあるまちづくり

2 基本施策名称

4-2 商工業の振興

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

商店街の現状を改善するためには、従来の方法にとらわれず、本気を出して活性化に取り組む人を増やす必要があることから、商店街の人々が、本気（やる気）を出しやすい環境を整備することにより、商店街の活性化を目指します。

地域企業の技術力向上や支援体制の強化により中小企業の経営安定化を支援します。また、多様な連携により高付加価値を生み出すとともに、新分野への展開や起業・創業に向けた取組を支援し、内発型産業の振興を図ります。

地域雇用の確保、地域経済の活性化を目的として、企業ニーズを的確に把握しながら、新規企業の立地や既存企業の事業誘致に向けた条件整備を進めます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・魅力ある店舗が減少し、空き店舗が増加するなど、商店街の魅力が減少しています。
- ・商店街の魅力ある個店やイベントが買い物客等に認知されていないことから、情報発信力の向上が期待されています。
- ・観光客を商店街へ誘客する仕組みの構築や起業・創業・事業継続への支援が期待されています。
- ・商店街の居住者の減少により、商店街自体の力が減少してきており、居住しやすい環境の整備や高齢者と子どもが安全で安心して買い物等ができる環境の整備が求められています。
- ・本市の製造業（従業員4人以上の事業所）は、事業所数や従業員数の減少・停滞傾向が続き、製造品出荷額等も様々な生産環境悪化の影響によりリーマンショック前の水準まで回復していないことから、本市製造業の成長力を強化するため、経営基盤の強化、生産性向上、売上拡大、産業集積などへの支援が必要です。
- ・国内外の不安定な経済状況により、厳しい経営が続く市内中小企業経営者・小規模企業経営者の安定的な経営を維持するため、支援機関が連携した総合的な支援が求められています。
- ・社会ニーズに対応した高付加価値な新製品、新技術等の開発や新分野への展開を図るために、新たな投資の負担軽減のための融資制度や補助制度を有効に活用することが求められます。
- ・産業力の強化には、産学官の連携及び支援体制の充実による技術力・経営力の強化を促進するとともに、起業・創業を促すことが必要であり、地域内企業連携の一層の促進と各産業支援機関の的確な連携に基づく支援が必要です。
- ・少子高齢化の進展等に伴い、地域産業を支える高度なものづくり人材の育成・確保が課題であり、熟練技能の継承、若年者の確保・育成、労働生産性の向上などが必要です。
- ・自動車、半導体、医療・福祉機器関連産業については、岩手県、宮城県を中心とした東北地域が新たな集積地域として関連企業の注目を集めていることから、企業誘致活動及び新たな事業を誘致する活動の更なる強化が必要です。
- ・現在の分譲状況から新たな工業団地が必要であり、実施主体・施工方法・整備箇所、予算等の課題を解決し整備に向けた準備を進める必要があります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-2-1 商業の振興
-------	-------------

② 施策の目標	本気を出して商店街の活性化に取り組みやすい環境を整備することにより、商店街活性化に対するやる気を育て、賑わいのある商店街づくりを目指します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①商店街活性化に取り組む人材の育成	起業・創業、課題解決、事業改革、新規出店、新規事業等の新たな取組を積極的に支援します。
②商店街活性化に資する地域資源の発掘	商店街の活性化に資する地域資源の価値創出や魅力の再発見などの商店街の魅力を高める事業を支援します。
③商店街の情報発信機能の拡充	商店街のやる気のある取組や魅力ある情報を内外へ発信する取組を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
重点地域商店街への新規出店者数	店舗	12	10	10	空き店舗の2割程度の新規出店を目指します。
重点地域商店街の通行量	人	12,894	13,410	13,668	主要箇所の通行量（2日間）について、年間1%の増加を目指します。

7 部門別計画

奥州市商店街活性化ビジョン

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-2-2 中小企業の経営基盤の強化
-------	--------------------

② 施策の目標	商工会議所・商工会等関係機関と連携を強化し、その活動を支援するとともに、中小企業への融資制度等を充実し、経営基盤の安定・強化を図ります。
---------	--

施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①円滑な資金調達の支援	市内の創業者や中小企業の資金調達を円滑にするため、市の制度融資や利子補給をはじめ、国や県などの各種資金に関する情報を発信するなど、多様な資金調達手段の提供を行います。
②商工業振興団体との連携	商工会議所、商工会等の商工関係団体の活動を支援するとともに、これらの団体と連携し、中小企業における課題解決の支援、経営相談や経営支援の充実を図ります。
③支援環境の整備	企業支援の総合的な調整相談窓口となるワンストップサービス拠点である産業支援機関の整備を進めるとともに、関連団体等と連携を強化し、支援体制の充実を図ります。 ※

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
制度融資実行件数	件	239	250	260	概ね10%増を目指します。
起業・創業者件数（相談窓口、創業塾、開業資金融資、空き店舗補助）	件	23	24	25	概ね10%増を目指します。

7 部門別計画

なし



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-2-3 技術力・経営力向上への支援
-------	---------------------

② 施策の目標	市内企業の安定的・持続的な更なる活動の発展に向け、生産性の向上や販路開拓の支援など技術力、経営力の強化を進めます。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①技術開発への支援	大学又は企業グループでの共同研究など、産学連携、企業連携による技術開発を支援します。また、試験機器等を積極的に活用してもらうため、奥州市鑄物技術交流センターの環境整備に努めます。
②技術力・経営力向上への支援	企業競争力の強化のため、展示会の出展による販路拡大や、新商品開発、研修等による人材育成、生産性向上への取組等を総合的に支援します。 産業支援コーディネーターを配置し、市内外の企業ニーズを踏まえ、企業間連携、支援機関とのマッチング支援や各種制度利用のアドバイスを行います。
③ものづくり人材育成支援	岩手大学鑄造技術研究センターや岩手県立産業技術短期大学校等と連携して、高度な技術を持った人材を育成します。 関係機関と連携を図り、伝統技能を含めた技能者の育成と技能継承を支援し、ものづくり人材の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
製造品出荷額等	億円	2,069	2,230	2,400	景気後退で落ち込んだ数値を、平成20年当時(2,410億円)の水準まで回復させることを目指します。
産学連携等による研究に取り組んだ件数	件	8	10	12	50%増を目指します。
産業支援コーディネーターによるビジネスマッチングが実現した数	件	20	25	30	50%増を目指します。
ものづくり人材育成事業の受講者数	人	53	60	70	30%増を目指します。

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-2-4 産業間連携の促進と新事業育成の支援
-------	-------------------------

② 施策の目標	多様な産業がお互いに連携し、高付加価値を生み出すとともに、新たな事業展開や起業・創業に向けた取組を支援し、内発型産業の振興を図ります。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①産学官連携・異業種連携の推進	県内外の大学や研究機関との連携強化、積極的活用を図るとともに、岩手大学鋳造技術研究センターとの産学連携や産業支援コーディネーターによる異業種間連携の支援に取り組みます。
②起業・新事業展開の推進	市内企業が、新分野への進出、新商品開発等に活発に取り組むことのできる環境を整備します。 起業・創業に向けたセミナーの開催、創業後のフォローアップなど、商工会議所、商工会、金融機関などと一体となって推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
起業・創業者件数（相談窓口、創業塾、開業資金融資、空き店舗補助）	件	23	24	25	概ね10%増を目指します。
産学連携等による研究に取り組んだ件数	件	8	10	12	50%増を目指します。

7 部門別計画

奥州市創業支援事業計画



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-2-5 企業誘致の推進
-------	---------------

② 施策の目標	企業ニーズに合わせた優遇措置を整備し、情報発信や企業訪問などを積極的に実施して企業誘致に結びつけます。また、新工業団地整備を見据えた準備を進めます。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①企業立地への支援	新規立地企業及び事業誘致への支援制度（企業立地促進補助金、企業立地促進利子補給金、空き工場賃貸料補助金）を更に拡充・整備し、企業誘致及び事業誘致を目指します。 企業誘致推進委員会などを通じ、関係機関との情報共有、連携を目指します。加えて、効果的な企業誘致推進体制の構築と強化に努めます。
②情報発信・企業折衝の推進	各種イベントなどを通したPR活動を積極的に進めます。また市工業団地HPなどの情報発信の充実に努めます。 多様な企業の要望に対応するため、空き物件の情報整備を行います。併せて工業団地のインフラ整備を進め、それらの情報発信を積極的に行います。
③新工業団地の整備	東北地域に産業クラスターを形成する動きがある中、更なる拠点となり得る大規模区画も対応可能な新工業団地の整備に向けた準備を進めます。 <small>※</small>

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
誘致企業数（累計）	社	170	182	188	年間3社の県外（市外）企業の誘致を目指します。
製造品出荷額等	億円	2,069	2,230	2,400	景気後退で落ち込んだ数値を、平成20年当時(2,410億円)の水準まで回復させることを目指します。
製造業従業者数	人	9,425	9,425	9,425	生産年齢人口が年々減少する中、企業誘致やフォローアップ等を行い、安定した従業者数を確保することを目指します。

7 部門別計画

なし

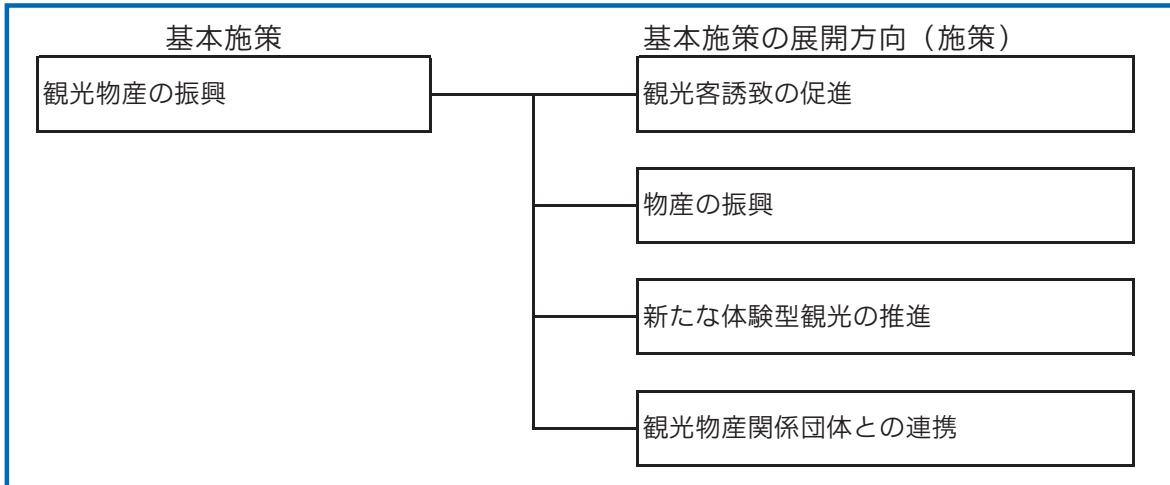
1 施策の大綱(政策の基本目標)

豊かさと魅力のあるまちづくり

2 基本施策名称

4-3 観光物産の振興

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

豊かな自然と、恵まれた立地条件、質の高い観光資源を活かしながら、世界文化遺産「平泉」を中心とした広域的な連携により、観光客の誘致促進を図ります。また、十分な実績を誇るグリーン・ツーリズムなどの農業体験や、奥州湖周辺の豊かな自然を活かしたカヌーなどの自然体験、えさし藤原の郷や復元する胆沢城などを中心とした歴史体験など、体験型観光を奥州市の観光政策の柱として、充実強化していきます。さらに、ILCまちづくりビジョンとも連携しながら、外国人観光客の受け入れ態勢を強化し、国際交流都市の実現を進めます。

前沢牛、江刺りんご、南部鉄器、岩谷堂筆筒など既に大きな評価を得ているブランドを奥州ブランドとしてPRしていくとともに、新たな高品質ブランドの開発や海外も含めた販路拡大を進めます。市民、民間企業、市内の観光関係団体と一緒に、奥州市の観光物産を推進していきます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・宿泊地としての魅力不足や、観光地間のネットワーク化がなされていないため、世界文化遺産平泉の観光客を奥州市に十分に呼び込むことができていません。滞在型の観光メニュー や二次交通対策を含めたストーリー性をもった観光地のルート化が必要です。
- ・十分な実績を誇るグリーン・ツーリズムなどの農業体験や奥州湖周辺の自然を活かしたカヌー体験、えさし藤原の郷を中心とした歴史体験を充実させていくとともに、新たな体験型メニューの掘り起こしをしていく必要があります。
- ・日本全体としては、外国人観光客数は増大していますが、奥州市においては、その恩恵を活かしきれていません。外国人観光客にとって魅力的な観光メニューの提供と、効果的なPR戦略、市全体での受入体制を充実していく必要があります。
- ・前沢牛、江刺りんご、南部鉄器、岩谷堂筆筒など、質の高い農畜工芸品を生産しているにも関わらず、奥州ブランドとしての知名度は低いままです。相乗効果を高めるためにも、奥州ブランドとしての戦略的なPRを実施していく必要があります。
- ・水沢産業まつりのコンセプトが、分かりづらくなってきており、出店者等も減少していることから、コンセプトを明確にして、リニューアルしていく必要があります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-3-1 観光客誘致の促進
② 施策の目標	通過型観光から周遊型観光に結び付けるために、ストーリーを重視した広域観光ルートを確立するとともに、体験型メニューを活かした観光推進を進めています。また、口ヶ誘致を積極的に推進するほか、伝統ある祭りをさらに活気あるものとし、観光客の増加に努めています。

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①広域観光ルートの確立と奥州市らしさを活かした観光客誘致の促進	ストーリー性の高い魅力ある観光ルートを確立するとともに、グリーン・ツーリズムなどの体験型観光に重点を置いた観光PRを強化し、他の自治体との差別化を図りつつ、ターゲットを明確にした観光客誘致に取り組みます。
②口ヶ誘致の推進	歴史公園えさし藤原の郷を中心としたテレビ・映画の市内ロケポイントのPRや、市の支援体制の充実化により、誘客効果の高いロケ誘致の推進に取り組みます。
③まつり・イベントの開催	各区で実施しているまつり、イベントについて、伝統を守りつつ、民間の活力を活かして新たな魅力の創出を図っていきます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
観光客入込数	人	2,251,318	2,370,000	2,500,000	奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく目標値。H32以降は、対前年度3%増を目指します。
外国人観光客入込数	人	1,298	2,300	2,800	奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく目標値。H32以降は、対前年度10%増を目指します。
誘致ロケ数	数	14	15	16	テレビ・映画ロケ数の約10%増を目指します。

7 部門別計画

奥州市観光基本計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-3-2 物産の振興
-------	-------------

② 施策の目標	南部鉄器や岩谷堂筆筒などの工芸品や、前沢牛、江刺りんごなど、質の高い特産品ブランドの普及拡大を図るとともに、新たなブランド開発も進め、奥州ブランドのPR促進に努めていくとともに、海外を含めた販路の拡大を支援していきます。また、産業まつりをリニューアルし、奥州市の物産振興の中核イベントとしていきます。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①既存ブランドの普及拡大と新たな地域ブランドの確立	質の高い奥州市の農畜産工芸品ブランドをしっかりと周知していくとともに、地域の特性を生かした新たな地域ブランドの確立に努めます。
②奥州市産業まつりへのリニューアル	奥州市の物産振興の中核イベントとして産業まつりをリニューアルし、市内のみならず、市外、県外にも広く周知していきます。
③物産の販路拡大支援	首都圏や海外で開かれる物産展への出展を支援し、販路拡大を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
首都圏物産展等出展補助件数	数	13	20	25	奥州市観光基本計画に基づく目標値。
奥州産業まつり入込客数	人	30,000	50,000	60,000	倍増を目指します。

7 部門別計画

奥州市観光基本計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-3-3 新たな体験型観光の推進
② 施策の目標	奥州市の特色ある観光資源を活かした、自然体験、農業体験、歴史体験メニューを構築し、奥州市の観光の柱として位置付けていきます。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①自然体験メニューの充実	奥州湖周辺などの豊かな自然を活かしたカヌー、登山、キャンプ、釣りなどの自然体験メニューを構築し、安心して遊べるアクティビティ空間をつくりあげます。
②農業体験メニューの充実	多くの実績を誇る奥州市グリーン・ツーリズムを観光コンテンツとして更にPRしていくとともに、農業体験、農村体験メニューのさらなる充実に努めます。
③歴史体験メニューの充実	胆沢城跡地やえさし藤原の郷などで、最新のデジタル技術を活用するなど、歴史を肌で感じることのできる体験型メニューの推進に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
自然体験メニュー	事業	※ —	3	5	新規メニューの取組を年間1件ずつ目指す。
農業体験メニュー	事業	※ —	3	5	新規メニューの取組を年間1件ずつ目指す。
歴史体験メニュー	事業	※ —	3	5	新規メニューの取組を年間1件ずつ目指す。

※計画期間中の事業開始のため、現状値(H27)はない。

7 部門別計画

奥州市観光基本計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-3-4 観光物産関係団体との連携
② 施策の目標	観光物産関係団体等と連携しながら、受け入れ体制の向上を図るとともに、多様化する観光客のニーズに対応するため、多様なメディアを活用した情報発信を行っていきます。また、市民、企業などと連携して、市民一丸となった、おもてなしの体制を構築します。

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①観光物産関係団体等への支援	民間の活力を活かした取組を支援し、官民が一体となった観光推進体制を構築します。
②観光情報発信機能の充実	* SNSなどの新たな情報メディアなど、多様なメディアを活用した効果的な情報発信の支援を行っていきます。
③市民一丸となったおもてなし体制の構築	市民、企業、行政、各種団体等が一体となった観光客の受け入れ体制を構築し、人と人とのつながりによる観光振興を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
観光案内ボランティア登録数	人	67	90	110	奥州市観光基本計画に基づく目標値。
観光物産協会HPアクセス数	数	230,656	375,000	500,000	倍増を目指します。
観光ガイドタクシー認定者数	人	24	60	90	奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく目標値。H32以降は、年間15人増を目指します。

7 部門別計画

奥州市観光基本計画



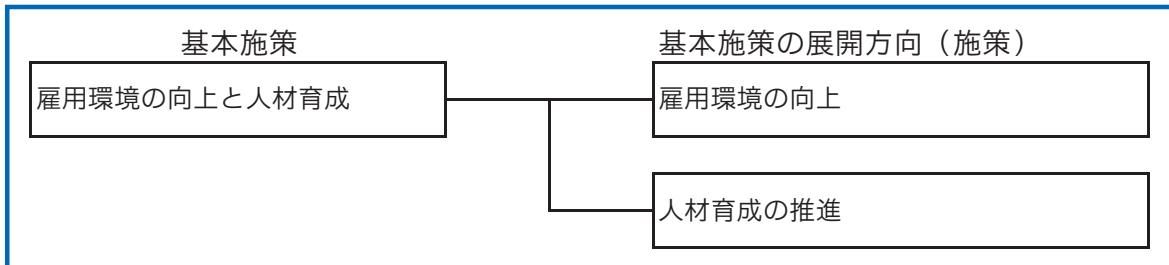
1 施策の大綱(政策の基本目標)

豊かさと魅力のあるまちづくり

2 基本施策名称

4-4 雇用環境の向上と人材育成

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

安定した雇用機会の確保と新たな雇用の場の創出のため、企業が求める人材の育成に努め、新規学卒者の地元定着やU・I・Jターンなどによる定住人口の増加を目指します。

人材の育成については、職業訓練協会など関係機関と連携し、在職者及び求職者の技術向上や資格取得を支援することで、企業の求める職業能力開発の促進に努めます。また、高校生・大学生を対象に職業観の醸成を図るためのキャリア教育やインターンシップを支援します。

勤労者が安心して働き、心豊かな生活を送ることができるよう勤労者への福利厚生の充実を支援します。

多様な雇用形態がある現在、働きたいと希望する女性のライフステージに応じた就業を支援します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 少子化の進行や大都市圏への若者の流出は深刻な問題であり、若年労働者の確保による生産年齢人口の維持が社会にとって重要な課題です。
- 新規高卒就職希望者の就職率は有効求人倍率の後押しもあり100%となっているものの、就職先をみると希望する仕事が見つからない等の理由により地元就職率は4割前後で推移しており、人材確保に苦慮する企業も見られます。
- 雇用のミスマッチ等による新規学卒者の早期離職が増加しており、若年労働者の定着支援、若年求職者を対象とした就職支援のニーズが高まっています。
- 有効求人倍率は、1倍台で推移しておりますが、正規雇用求人は全体の4割程度に留まることから、求職者の求める安定的な雇用を確保するための取組が必要です。
- 企業独自に福利厚生事業に取り組むことが難しい中小企業と大企業との労働福祉格差を縮小する必要があります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-4-1 雇用環境の向上
-------	---------------

② 施策の目標	雇用機会の拡大と職場環境の向上を目指します。
---------	------------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①若年者への就労支援	ジョブカフェ奥州を設置運営し、若年求職者に対するスキルアップセミナーや就業意識の啓発を通じて早期就職を支援します。
②U-I-Jターンによる雇用の促進	ジョブカフェ奥州内にU-I-Jターン専門相談員を置き、地方で就職したい学生や若者からの相談に対応するとともに、働き方や街の魅力などの情報提供を行います。併せて、県やふるさといいわて定住財団等の関係機関と連携し、仕事や暮らしに関する情報発信に取り組みます。
③雇用の安定的確保	雇用環境の変化に応じて、ハローワーク・県・商工団体と連携して、市内関係団体等へ働きかけや情報提供を行うとともに、近隣市町村と連携し就職ガイダンスを開催することで、継続的かつ安定的な雇用の確保に努めます。
④女性の就業支援	ジョブカフェ奥州において、スキルアップセミナー各種情報提供を行い、働きたい女性の円滑な就労を支援します。
⑤中小企業勤労者の福利厚生の充実支援	勤労者の福利厚生の向上のため、胆江地区勤労者福祉サービスセンターの運営支援、勤労者生活安定資金貸付事業の実施、中小企業退職金共済制度事業など諸制度の利用促進を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
新規高卒者の管内就職率	%	44.4	47.0	50.0	リーマンショック以前の水準を目指します。
ジョブカフェ奥州就職決定者数（全体）	人	111	115	120	現状の高い就職決定者数を維持します。
ジョブカフェ奥州就職決定者数（うち女性）	人	61	63	66	現状の高い就職決定者数を維持します。（女性）
中小企業勤労者福祉サービスセンター会員数	人	2,866	3,050	3,050	自立化計画に基づく目標値を目指し、H31以降はその目標値を維持します。

7 部門別計画

なし

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	4-4-2 人材育成の推進
-------	---------------

② 施策の目標	企業ニーズに即した人材の育成を目指します。
---------	-----------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①人材の育成支援	若手リーダーから経営者や管理者までの幅広いビジネスステージに対応したセミナーを開催し、人材確保、人材育成、魅力ある職場づくりを支援します。
②若年労働者の定着支援	ジョブカフェいわてと連携して、能力向上やスキルアップを内容とするセミナーを開催し、新規就職者や若年社員の職場定着を支援します。
③キャリア教育、 ※ ※ ④インターンシップの推進	高校生や大学生及び進路指導教諭等に対し、企業との情報交換会、企業見学バスツアー、インターシップを推進することで地元企業への理解と地元就職の選択肢を生み出し、若者の定着促進と企業における人材確保を支援します。
④スキルアップ支援	職業訓練協会などと連携して、市内企業が求める職業スキルを身に付ける講座を女性や高齢者も対象とした形で開催し、就業及び就職に必要な知識や技術の習得・向上を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
市人材育成セミナーの受講者数	人	100	110	120	20%増を目指します。
高校生向けガイダンス参加者数	人	117	150	200	就職を希望する高校生の半数程度の参加を目指します。
職業訓練受講者（技能・技術取得を含む）	人	445	455	470	概ね5%増を目指します。

7 部門別計画

なし

総合計画基本計画（部門別計画）

大綱5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり

- ① 良好的な自然・生活環境の保全と循環型社会の形成**
 - ① 自然環境保全対策と環境学習の推進
 - 1 環境保全対策の推進
 - 2 環境学習の推進
 - 3 空き家対策の推進
 - ② 公害防止・放射線対策の推進
 - 1 放射線対策の推進
 - 2 公害対策の推進
 - 3 水質及び騒音対策の推進
 - ③ ごみ減量化に向けた3Rの推進
 - 1 ごみの減量化
 - 2 廃棄物の適正処理
 - ④ 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進
 - 1 県資源・県エネルギーの取組の推進
 - 2 再生可能エネルギーの利活用推進
- ② 安全・安心な市民生活の実現**
 - ① 交通安全・防犯対策の推進
 - 1 交通安全対策の推進
 - 2 防犯対策の推進
 - ② 消費者被害の防止、相談体制の整備
 - 1 関係部署及び民間との連携
 - 2 消費生活・市民相談の実施
 - 3 消費者救済資金預託事業の実施
- ③ 災害に強いまちづくりの推進**
 - ① 防災対策の充実
 - ② 消防体制の強化
 - 1 消防団の強化
 - 2 消防施設設備の充実
 - 3 消防本部との連携
- ④ 持続可能な公共交通体系の確保**
 - ① 公共交通対策の充実
 - 1 路線の見直し
 - 2 地域公共交通ネットワークの見直し
 - 3 事業者間の連携

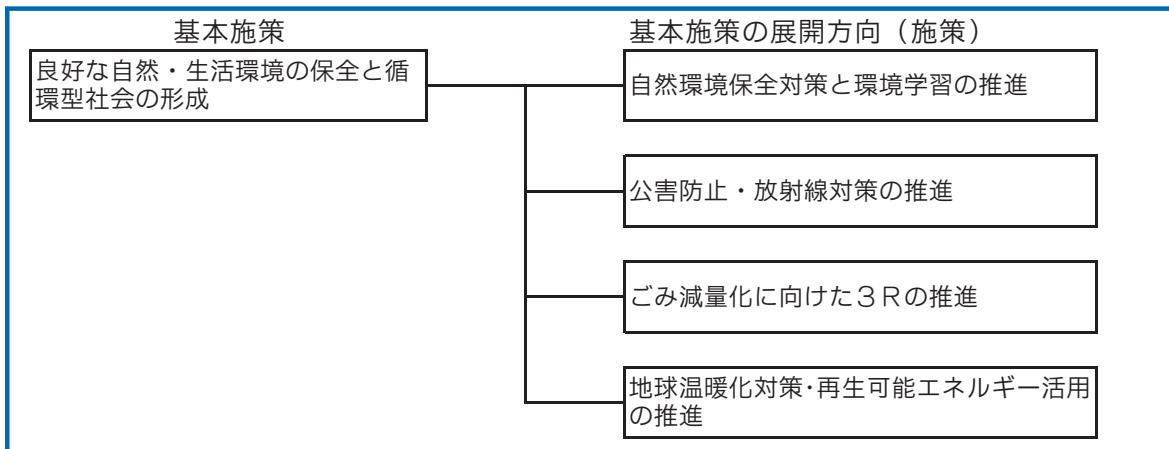
1 施策の大綱(政策の基本目標)

環境にやさしい安全・安心なまちづくり

2 基本施策名称

5-1 良好的な自然・生活環境の保全と循環型社会の形成

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

市民一人ひとりが環境に与える影響を認識し、奥州市のめぐみ豊かで良好な自然を守り育てる環境にやさしい人づくりを進めます。併せて身近な住み良い生活環境を保全するために、事業所への啓発や指導などにより、公害の防止に努めます。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い、市内に放出拡散された放射性物質が生活空間・経済活動などに影響を与えており、市民の安全確保のために、生活環境における放射線量の測定監視や放射性物質の除去に努めます。

ごみをなるべく出さないためにどうしたらよいか、どういう社会であればよいかを、みんなで考え、知恵を出し実行するまちづくりを進めます。

地球温暖化を抑制するため、再生可能エネルギーの導入を進め、省エネルギー型の生活・産業活動への転換を進めます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 奥州市環境基本計画の実効性を高めるために、奥州市環境市民会議を核として本計画を市民協働によって推し進めていくことが必要です。また、このような市民組織への支援を行い、組織の自立を支援することが、事業展開の拡大のうえで重要です。
- 市内で増え続ける空き家の利活用と適正管理の促進が必要です。
- 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い放出・拡散された放射性物質に汚染して市内に保管されたままになっている牧草、しあたけ栽培用ほど木などの農林業系廃棄物は、農家等の生産活動の支障となっています。また、道路側溝に堆積したままになっている土砂等は、雨水の排水が困難になり道路に流れ出すとともに流れない地域では悪臭が発生する等、市民生活の支障となっていることから早期処理又は除去が求められています。
- 市内には、周辺に公害を発生させる可能性がある業種の事業者もあり、自助努力も含めた環境保全対策が必要です。
- 奥州市の一般廃棄物の排出量は、東日本大震災以降増加傾向にあり、資源物の回収量も平成18年度をピークに減少傾向にあります。また、依然として廃棄物の不適正な処理による環境汚染の発生や将来的な鉱物資源の枯渇が懸念されます。できる限りものは大切に、長く、繰り返し使うことや、使い終わったものについても、製品の原料として使えるものは再利用して天然資源の使用量を極力控え、廃棄物の発生を抑制していくことが必要です。
- 環境や景観破壊につながる 廃棄物の不法投棄は市内でも確認されています。ポイ捨ても含め、不法投棄は犯罪であるという市民の意識啓発を図り、廃棄物の分別徹底や適正処理を行うことが必要です。
- 国では原子力発電所の事故を受け、再生エネルギー特別措置法を制定するなどのエネルギー政策の見直しを進めています。本市には自然エネルギー・バイオマスなどの利用できる資源があり、地域産業の活性化の方策としてもそれらを活用した再生可能エネルギーの導入を進めることができます。
- 以前からエネルギー多消費型のライフスタイルからの脱却が求められていましたが、今般の東日本大震災による電力不足を契機に、省エネルギー型の生活・産業活動がますます求められています。
- 温室効果ガスによる地球温暖化は、世界的に取り組むべき喫緊の課題です。地球温暖化を抑制するため、本市でも温室効果ガスの排出量削減の取組が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5－1－1 自然環境保全対策と環境学習の推進
-------	------------------------

② 施策の目標	市民協働による環境保全思想の啓発と環境学習の場の提供や支援を行い、環境にやさしい人づくりを目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①環境保全対策の推進	奥州市環境基本計画に基づいた環境保全意識の醸成のため、市民協働による啓発などを進めます。
②環境学習の推進	奥州市環境教育推進方針に基づき、地域、学校等と連携を図りながら環境学習を進めます。
※ ③空き家対策の推進	管理が不適切な空家等の解消を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
市民の環境学習イベント等の参加者理解度	%	※—	70	70	イベント目的の理解度増を目指します。
環境学習事業実施小中学校の割合	%	53	58	63	対27年度から10%の増を目指します。
助言・指導などを行った空き家等に対する問題の解決に至った年間件数	件	※—	20	20	解体・修繕・適正管理の実施により問題状況の解消を目指します。
市民の環境学習イベントの参加者数	人	※—	1,100	1,340	イベントの開催回数を段階的に増やし、参加者数の増加を目指します。

※計画期間中の事業開始のため、現状値(H27)はない。

7 部門別計画

奥州市環境基本計画

奥州市環境教育推進方針

奥州市空家等対策計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-1-2 公害防止・放射線対策の推進
-------	---------------------

② 施策の目標	水質や騒音、臭気、放射線量などの測定監視とその対策に取り組み、良好な生活環境の保全を目指します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①放射線対策の推進	生活空間における放射線量の測定監視を行うとともに、低減に向けた汚染物質の処理を進めます。
②公害対策の推進	事業者との公害防止協定の締結を進めるとともに、締結している事業者との協定内容遵守を推進します。
③水質及び騒音対策の推進	市内の河川、ため池における水質及び交通騒音に係る定点観測と事業所排水の測定監視を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
原発事故による放射性物質に汚染した牧草としいたけ栽培用ほど木の合計焼却処分進捗率	%	49.6	100.0	100.0	市内に保管されている農林業系廃棄物の全量焼却処分を目指します。
原発事故による放射性物質に汚染した側溝土砂の処理完了進捗率	%	0.0	70.0	100.0	汚染側溝土砂の全量処理を目指します。
公害防止協定数の新規・再締結締結数	件	5	8	10	公害防止協定の新規締結及び、合併前に締結していた協定を見直し再締結を目指します。
定点観測地点の水質環境基準A類型（大腸菌群数を除く）の達成率	%	70.6	85.0	100.0	全ての観測地点における基準値(PH,BOD,SS,D0)全項目の達成を目指します。
定点観測地点の交通騒音基準値の達成率(高速自動車道沿線を含む)	%	85.7	95.0	100.0	全ての観測地点における騒音環境基準(特定類型)の達成を目指します。

7 部門別計画

奥州市環境基本計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-1-3 ごみ減量化に向けた3Rの推進
-------	----------------------

② 施策の目標	環境への負荷を低減し、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐために、廃棄物の発生及び排出を抑制するとともに、資源の循環利用を推進します。
---------	---

施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①ごみの減量化	ごみの発生抑制、再使用の呼びかけ、再資源化や省資源への取組を積極的に進めるとともに、食品ロス削減の意識啓発を図り、ごみの減量化を目指します。その取組の一つとして、各地域に出向いての「ごみ・リサイクル出前講座」を実施し、市民の意識の高揚を図ります。
②廃棄物の適正処理	廃棄物を適正に処理し、不法投棄のない清潔なまちづくりを目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
1人1日あたりのごみの排出量	グラム	483.38	450.00	430.00	毎年10グラムの減を目指します。
リサイクル率	%	16.15	23.00	26.00	毎年1.5ポイントの増を目指します。 ※スーパーでの回収を含む
ごみ・リサイクル出前講座実施回数	回	※ —	2	48	年間48回の実施に向け、段階的に引き上げます。
不法投棄常習箇所数	箇所	33	27	24	毎年5%の解消を目指します。

※計画期間中の事業開始のため、現状値(H27)はない。

7 部門別計画

奥州市環境基本計画

奥州市一般廃棄物処理基本計画

奥州市分別収集計画



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-1-4 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進
-------	------------------------------

② 施策の目標	地域産業の活性化につながる再生可能エネルギー [※] の利用を進め、省エネルギー・省資源型の生活・産業活動を支援し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を抑制します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①省資源・省エネルギーの取組の推進	省資源・省エネルギーの啓発や事業所を対象とした「おうしゅうエコ事業所登録制度」を進めます。
②再生可能エネルギーの利活用推進	太陽光、風力などの再生可能エネルギーは、環境や景観の調和に配慮しながらその活用を進めます。 [※] バイオマスについては、廃食用油のバイオディーゼル燃料や木質チップを利用した既存発電施設での活用を進めるとともに、民間活力による新たな事業化の可能性を検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
おうしゅうエコ事業所制度登録数 [※]	件	72	75	80	対27年度比10%の増を目指します。
木質バイオマス発電施設の年間CO2排出削減量 [※]	トン	104	109	114	対27年度比10%の増を目指します。

7 部門別計画

奥州市環境基本計画

奥州市地域新エネルギービジョン

奥州市バイオマスタウン構想

奥州市地球温暖化対策実行計画

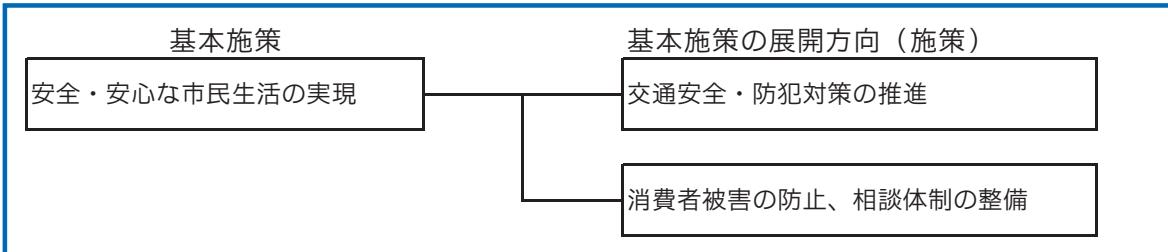
1 施策の大綱(政策の基本目標)

環境にやさしい安全・安心なまちづくり

2 基本施策名称

5-2 安全・安心な市民生活の実現

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

すべての市民が安心して暮らせるように、関係機関・団体と連携して、交通安全思想の普及や年代に応じた交通安全教育を進めるとともに、交通弱者の保護に努め、交通事故防止を目指します。また、地域ぐるみの防犯活動を進めるとともに、犯罪被害の未然防止を目指します。

消費者被害の防止のために関係機関等と連携し、啓発活動を進めるとともに相談体制を整備し、安全・安心な市民生活の実現を目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・交通事故発生件数は全国的に減少傾向にある中、依然として高齢者が被害者となる割合が全体の半数以上を占めている状況にあり、高齢者の交通事故を抑止することが全体的な減少につながることから、特に高齢者対策に重点を置いた交通安全思想の普及啓発活動を継続して行っていくことが必要です。
- ・現在、交通安全教育専門員や交通指導員により、市内すべての幼稚園・保育園、小中学校で開催する交通安全教室を支援しているとともに、各老人クラブやいきいきサロンに高齢者交通安全教室の開催を奨励し支援していますが、開催クラブ等がまだ少ないことから、今後は高齢者教室の拡充が必要です。
- ・罰則等が強化されたにもかかわらず、自転車利用者の交通安全意識がまだ不足しているため、意識啓発の取組強化や、さらに、飲酒運転検挙者が後を絶たないことから、飲酒運転根絶の取組強化など市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることが必要です。
- ・犯罪発生件数は年々減少していますが、特殊詐欺被害の前兆となる不審電話が多発し、実際に被害が発生していることや、侵入窃盗被害の多くが無施錠で発生していることから、重点的な広報啓発活動を行っていくことが必要です。
- ・依然として不審者による児童等への声かけ事案が発生していることから、登下校時の見守り活動など地域ぐるみでの防犯活動を進めることができます。
- ・当市においては暴力団の活動は比較的平穏な状態にありますが、全国的組織の分裂が原因とみられる事件が国内各地で発生し、市民生活に脅威を与えていることから、今後も警戒を持って暴力団追放活動を継続していくことが必要です。
- ・還付金詐欺や振り込め詐欺など、高齢者を狙った特殊詐欺は後を絶ちません。こういった詐欺事件は被害回復が難しく、被害に遭わないように啓発するとともに関係機関の連携が必要です。
- ・インターネットに接続できる機器の普及により、消費者トラブルが幅広い世代に拡大・増加しています。高齢者を狙った訪問販売・電話勧誘などによる被害も依然として発生しています。消費生活問題の解決に向けた助言や啓発活動の充実が必要です。
- ・家庭内の問題や他人とのトラブルなど、日常生活のさまざまな問題に市民相談・法律相談で対応して、市民生活の安定確保が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-2-1 交通安全・防犯対策の推進
-------	--------------------

② 施策の目標	交通安全思想の普及、交通安全教育の推進及び交通弱者の保護に努めるとともに、防犯思想の普及及び地域ぐるみの防犯活動を進め、安心・安全な市民生活の実現を目指します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①交通安全対策の推進	高齢者在宅訪問や啓発物品の配付等による高齢者の交通事故防止に重点を置いた啓発活動を進めます。 幼稚園・小中学校や老人クラブ等年代に応じた交通安全教育を進めます。 自転車利用者の交通安全意識や飲酒運転根絶の意識啓発活動を進めます。 交通安全施設等の計画的及び効果的な整備の促進に努めます。
②防犯対策の推進	関係機関・団体と連携して防犯思想の普及啓発を進めます。 特殊詐欺被害及び無施錠侵入窃盗被害防止の広報啓発を継続して重点的に進めます。 子どもの見守り活動等地域ぐるみでの防犯活動を進めます。 防犯に関する各種資料や情報の提供等による広報活動を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
交通事故(人身)発生件数	件	※ 315	230	220	過去5年の平均の30%減を目指します。
交通事故死者数	人	※ 6	3	3	過去5年の平均の半減を目指します。
刑法犯発生件数	件	424	410	400	年間400件以下を目指します。

※過去5年の平均値

7 部門別計画

奥州市交通安全計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-2-2 消費者被害の防止、相談体制の整備
② 施策の目標	各種の相談事業や啓発活動、消費者教育、消費者救済事業の実施により、消費者被害の防止と市民の日常生活の安定を目指します。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①関係部署及び民間との連携	関係部署と連携し体制を整えながら、老人クラブ、自治会等と協働して出前講座を開催するなど消費者教育を推進します。 また、消費者安全確保地域協議会（仮称）を設置し、連携して啓発活動を行い消費者被害の防止に努めます。
②消費生活・市民相談の実施	消費生活・日常生活に関するさまざまな相談や問い合わせに対して、消費生活相談員が中心となり助言や支援を行います。 また、弁護士の助言を受ける機会を設けながら、疑問やトラブルの解決を手助けして市民生活の安定を目指します。
③消費者救済資金預託事業の実施	債務整理資金と生活再建資金を金融機関に預けて、市民の多重債務の整理促進と、銀行などから借り入れすることができない市民の生活再建を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
出前講座の件数	件	13	25	40	中間年には倍、H33には3倍を目指します。
相談の件数	件	1,260	1,200	1,140	中間年で5%減、H33に1割減を目指します。
消費者救済資金(債務整理資金)貸付件数	件	88	84	79	債務整理促進によりH33に1割減を目指します。
消費者救済資金(生活再建資金)貸付件数	件	23	24	25	H33に1割増を目指します。

7 部門別計画

なし



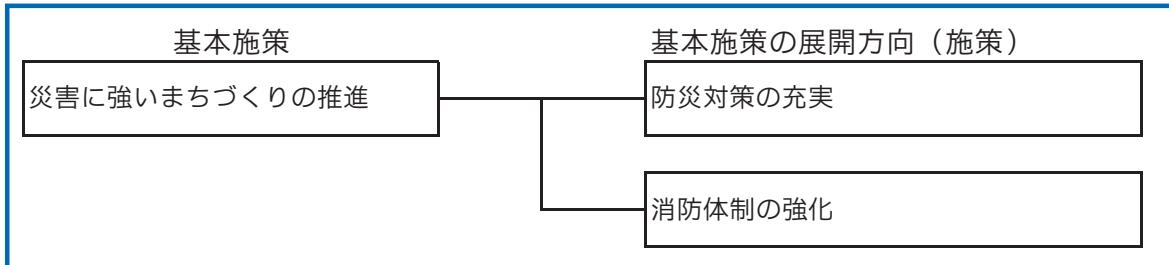
1 施策の大綱(政策の基本目標)

環境にやさしい安全・安心なまちづくり

2 基本施策名称

5-3 災害に強いまちづくりの推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

市民の生命と財産を災害から守るために、地域防災計画に基いて関係機関と連携を取りながら、災害予防対策、防災意識及び知識の普及などを促進します。併せて災害発生時における初動体制の強化、情報連絡体制の構築及び応急対策の充実を図り災害に強いまちづくりを目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・防災対策については、地域防災計画や水防計画に基づき、災害発生の危険度が高い地区を市民へ周知するとともに定期的なパトロールの実施を行い災害予防活動を推進していく必要があります。また、現在配布しているハザードマップについては、最新の情報を掲載し作成する事が急務です。
- ・河川対策については、北上川周辺で台風や集中豪雨などにより、度々水害に見舞われる地域があります。そのため、定期的な巡視などにより現状を把握しながら、緊急度に応じて河川改修や築堤及び堤防強化などの整備を促進する必要があります。
- ・震災対策については、緊急時に誰もが安全に避難できる誘導体制の確立が急務となっています。避難行動要支援者台帳の整備を推進するとともに、台帳が活かされるため、自主防災組織の育成強化が必要です。また、自主防災組織の代表者に配布している緊急告知ラジオについては、市内的一部に不感地帯があるため、不感地帯解消に向けての方策を取る必要があります。
- ・多様化・大規模化する災害に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防水利や消防施設の整備が求められています。また、人口分布及び規模に見合った適正な整備規模に努め、維持管理に重点を移していくことが必要です。
- ・消防団については、団員の減少が続いているため、団員確保に向けた取り組みの強化が必要です。消防団協力事業所表示制度を活用するほか、消防団員個々への優遇制度の確立が望まれます。
- ・奥州金ケ崎行政事務組合消防本部の体制については、高齢者からの救急要請の増大や、災害の多様化による救急業務の高度化が求められるなど、組織体制の確立や救急体制の強化などの人的整備と機械器具などの充実強化が必要です。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-3-1 防災対策の充実
② 施策の目標	迅速な情報連絡体制を強化し、市民の防災意識の高揚を目指すとともに、地域の防災力が高められる取組を強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①防災対策の充実	<p>市民の安全を守るため、危険箇所の周知やパトロールを実施するとともにハザードマップを作成します。</p> <p>河川の整備については関係機関に事業推進について働きかけます。</p> <p>必要に応じて、奥州市地域防災計画の見直しを行うとともに、災害時に備え関係機関との連携を強めます。</p> <p>避難場所の周知徹底と、緊急時に誰もが安全に避難できる誘導体制を確立します。</p> <p>ライフラインが損壊した場合でも、臨時災害放送局を使用して各地区に災害状況を周知するとともに、避難生活者のための物資を円滑に供給できる体制を目指します。</p> <p>臨時災害放送局の放送が受信出来ない不感地帯の解消事業に取り組みます。</p>

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
緊急告知ラジオ難聴地域世帯数	世帯	3,591	0	0	市内の難聴地域ゼロを目指します。

7 部門別計画

奥州市地域防災計画



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-3-2 消防体制の強化
-------	---------------

② 施策の目標	消防団員の確保により消防体制を強化し、効果的で効率的な消防施設の整備を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。
---------	--

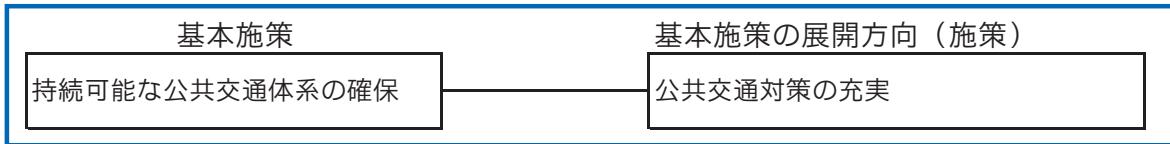
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①消防団の強化	消防団協力事業所表示制度の積極的な活用、消防団員優遇制度の導入により、新入団員の確保を図り、災害時に迅速に対応できる体制を目指します。
②消防施設設備の充実	人口分布・規模に見合った施設設備の充実を図り、適正な維持管理に努めます。災害現場で消防本部との迅速な連携体制を築くために、消防団員の各種訓練を継続的に実施します。
③消防本部との連携	災害現場で消防本部との迅速な連携体制を築くために、消防団員の各種訓練を継続的に実施します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
消防団員数	人	1,838	1,900	1,900	消防団員定数(1,900人)を目指します。
消火栓設置数量	基	2,124	2,127	2,129	人口分布、規模を考慮し、現状維持に努めます。
防火水槽設置数量	基	672	675	677	人口分布、規模を考慮し、現状維持に努めます。

7 部門別計画

なし

1 施策の大綱(政策の基本目標)**環境にやさしい安全・安心なまちづくり****2 基本施策名称****5-4 持続可能な公共交通体系の確保****3 体系図****4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）**

急速に進行する少子高齢社会の中で、市民の日常生活の移動手段を確保し、誰もが住み良さを実感でき、安心して暮らせる地域を目指して、長期的に持続可能な地域公共交通を実現します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 自家用車の普及、過疎化や少子高齢化の進行により、バス利用者が年々減少している状況です。
- コミュニティバス事業は、合併前の運行システム、運営方法でそれが継続しているうえ、地域事情が異なっているために統一が難しい状況です。
- 民間事業者による路線バスは、不採算となっている路線が数多くあり、事業者単独での路線維持が困難な状況です。今後も廃止対象路線が発生する可能性が高く、いかにして路線を確保していくかが課題です。
- 市コミュニティバス、廃止代替バス、民間路線バスに対する補助金額は、利用者の減少により年々増加傾向にあります。市の財政状況は今後さらに厳しくなるため、補助金額の削減など、行政負担を抑えることが必要です。
- 鉄道に関しては、東北新幹線が本市と首都圏や仙台、函館などを結ぶ高速交通として大きな役割を果たしているほか、JR東北本線が通勤や通学など、地域間の交通手段として利用されています。



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	5-4-1 公共交通対策の充実
-------	-----------------

② 施策の目標	自ら移動手段を持たない交通弱者や、公共交通空白地域への移動手段の確保に努めます。併せて、公共交通サービスの地域間格差の解消を目指します。また、将来を見据えた持続可能な公共交通体系の確立を目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①路線の見直し	<p>市民の足を確保するために、民間路線バスと廃止代替路線バスへ補助金を交付します。 バス事業者と連携して路線、運行頻度、運行時間など利用者の需要に応じた運行内容について検討します。 市コミュニティバスは市民の移動手段を確保することを基本としていますが、利用者が少ない路線については、1便あたりの平均利用者による評価や住民への影響、地域活性化への影響なども含めて総合的に見直しを行います。</p>
②地域公共交通ネットワークの見直し	合併前の運行システム、運行方法でそれぞれ運行しているコミュニティバス事業や、患者輸送バス、スクールバス等も含めた市内の公共交通ネットワーク全体について、効率的・効果的な運行を目指し、新たな運行システムの導入を含め持続可能な地域公共交通網の形成について検討します。
③事業者間の連携	各種交通機関と連携して、路線の効率的な運行を目指します。 JRに対しては、通勤、通学や日常生活のスムーズな乗降に配慮した適正なダイヤ編成を要望し、交通の利便性の向上を目指します。

成果指標

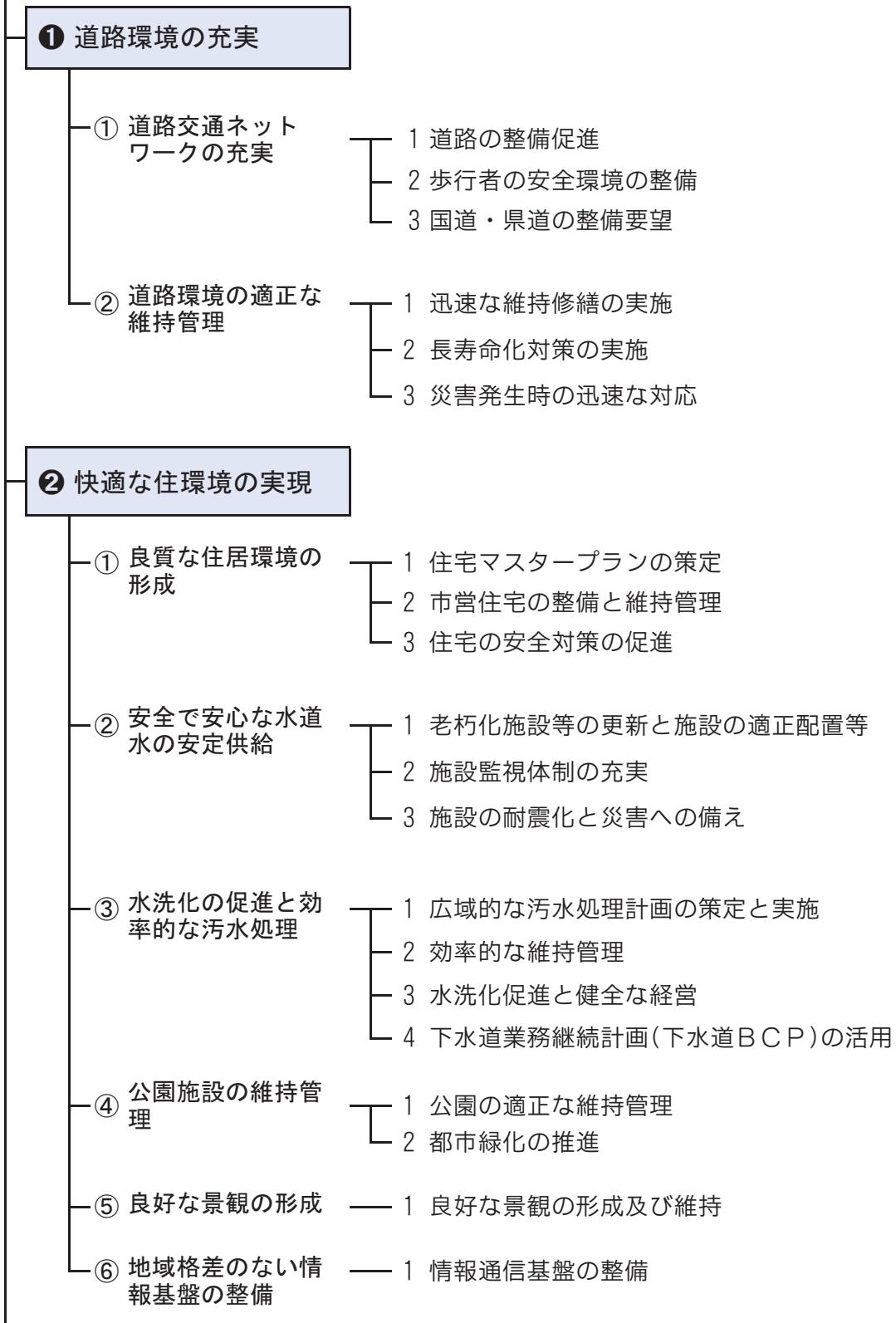
指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
コミュニティバス利用者数	人	115,935	113,000	110,000	現状維持に努めます。 ※奥州市人口ビジョンに基づく人口の将来推計減少率（約5%）を考慮

7 部門別計画

奥州市バス交通計画

総合計画基本計画（部門別計画）

大綱6 快適な暮らしを支えるまちづくり



③ 地域の特性を生かしたまちづくりの推進

① 計画的な土地利用の推進

- 1 土地利用の適正化
- 2 都市拠点のにぎわいづくり
- 3 市民との協働によるルールづくり

② 機能的な都市計画の推進

- 1 奥州市都市計画マスタープランの見直し
- 2 奥州市都市計画道路計画の見直し
- 3 奥州市都市計画用途地域計画の見直し
- 4 立地適正化計画作成の検討

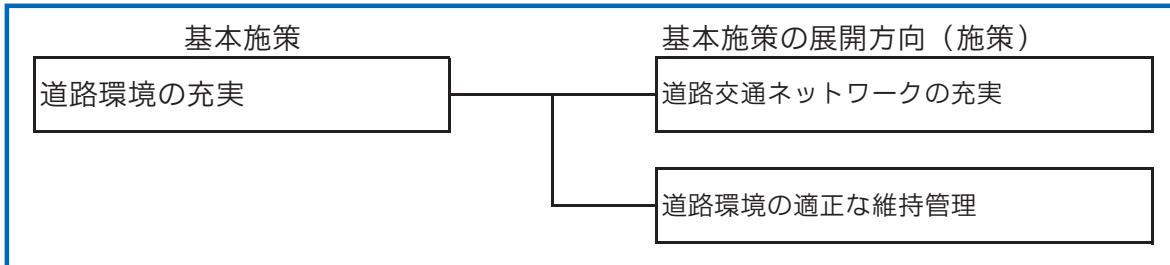
1 施策の大綱(政策の基本目標)

快適な暮らしを支えるまちづくり

2 基本施策名称

6－1 道路環境の充実

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

経済活動の基盤としての幹線道路網の充実を目指し、道路環境への対応も視野に入れ、安全・安心で快適な道路空間の創出を進めます。

また、道路や橋りょうなどの状況を的確に把握し、効率的かつ効果的な維持管理に努めます。

限られた財源を有効活用するために「整備優先道路の明確化と平準化」、「新たな道路整備から既存道路の維持への転換」、「地域に合った整備と規模の適正化」を踏まえて道路整備に努めます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・市内は、国道、主要地方道、県道や市道などにより道路交通ネットワークが整備されています。交通量の増加に伴う交通渋滞の慢性化や歩行者等へ安全確保のための歩道整備などの要望が多く寄せられています。
- ・国道4号水沢東バイパス整備事業は、事業着手から30年以上経過しており、早期の完成に向けて国への要望活動を強力的に継続実施することが必要です。
- ・限られた財源の有効活用を図り、今後整備すべき道路の位置づけを明確にするため、地区要望等で要望のある路線や維持管理上問題のある路線の路線評価を行い整備優先順位を定めることで、必要な道路整備の透明性を確保するとともに、効率性の向上を図る必要があります。
- ・市民の日常生活における移動手段は、市域が広く他の交通機関に比べて利便性が高いため自家用車が中心となっています。
- ・砂利道の舗装や劣化した舗装改修だけでなく、日常的な路面補修、倒木除去、除草など危険箇所の早期対応が求められています。
- ・冬期間においては、迅速かつ細やかな除雪対応が求められています。
- ・高度経済成長期に整備された多くの橋りょうなどの道路構造物が更新期を迎えるため、更新事業の平準化や長寿命化が求められています。
- ・台風やゲリラ豪雨による道路の冠水、土砂崩れなど、災害発生した際の迅速な対応が求められています。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-1-1 道路交通ネットワークの充実
-------	---------------------

② 施策の目標	幹線道路や生活用道路の計画的で効果的な整備を行い、利便性が高く利用者にやさしい道路環境整備の形成に努めます。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①道路の整備促進	奥州市道路整備計画を基に、地域の実情に合わせた道路整備で生活の利便性を充実させ、緊急車両などの通行を確保して、防災機能の向上を目指します。
②歩行者の安全環境の整備	公共施設などの周辺に、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる環境整備を進めます。
③国道・県道の整備要望	国道や県道の整備を促進するよう、要望活動や工事調整を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
舗装改修延長	m	0	17,930	31,580	奥州市道路整備計画に基づく目標値。
舗装整備率	%	58.90	59.20	59.40	奥州市道路整備計画に基づく目標値。
歩道設置延長	km	210.30	211.70	214.40	奥州市道路整備計画に基づく目標値。

7 部門別計画

奥州市道路整備計画

奥州市社会資本総合整備計画



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-1-2 道路環境の適正な維持管理
-------	--------------------

② 施策の目標	安心、安全な道路環境を維持します。
---------	-------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①迅速な維持修繕の実施	定期的な道路のパトロールを行うとともに、市民からも情報提供を受けて、迅速な維持修繕に努め、安心、安全な道路環境を維持します。
②長寿命化対策の実施	橋りょうなどの道路構造物の定期的な点検と、計画的な修繕を行いながら、長寿命化を図り、維持管理に要する費用の軽減を目指します。
③災害発生時の迅速な対応	災害発生時には、奥州市建設業協会や奥州市測友会などの関係団体と連携して、迅速な被害状況の把握と応急対応に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
管理瑕疵による車両損傷事故の年間件数	件	※ 12	3	※ 6	管理瑕疵による事故件数について、直近5年間の件数を半減させることを目指します。
長寿命化修繕工事の実施率	%	24.14	60.00	100.00	H27までの点検により補修が必要（健全度III及びIV）とされたものを、確実に修繕することを目指します。

※直近5年間の件数を記載

(H23…1件、H24…5件、H25…3件、H26…3件、H27…0件)

7 部門別計画

奥州市除雪基本計画

奥州市橋梁長寿命化修繕計画

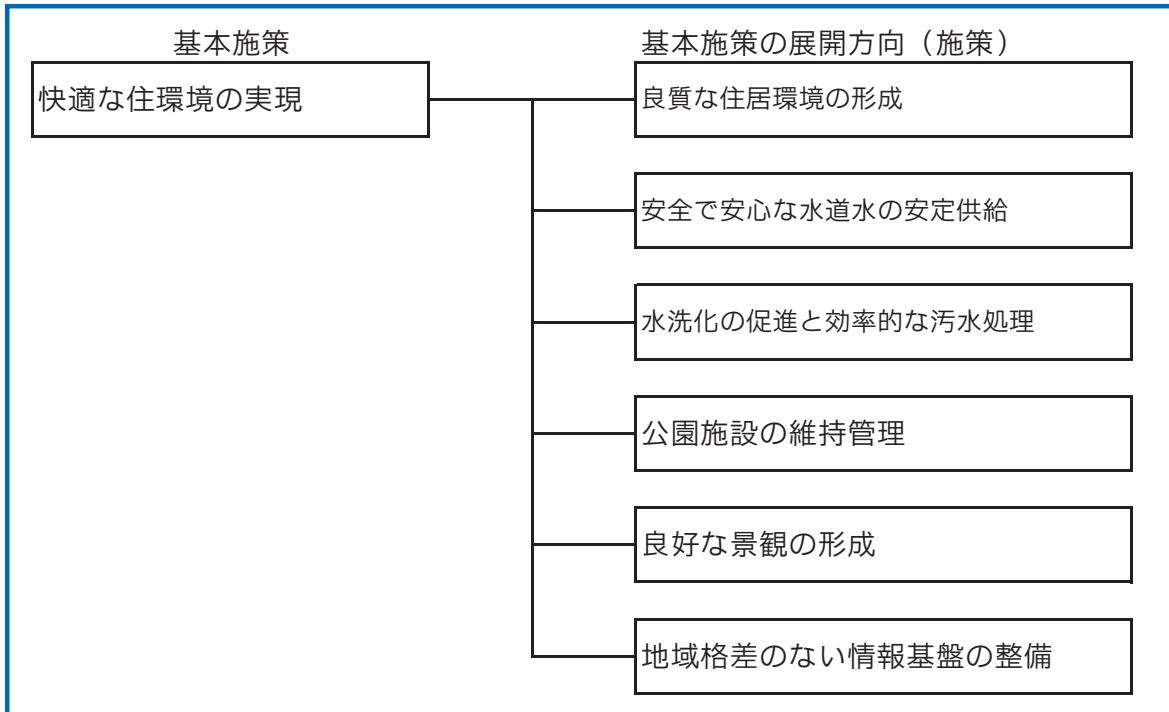
1 施策の大綱(政策の基本目標)

快適な暮らしを支えるまちづくり

2 基本施策名称

6-2 快適な住環境の実現

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

豊かな住生活を実現するため、住生活基本計画（住宅マスタープラン）を策定し、住生活の安定の確保と向上に努めます。

市営住宅の既存施設を改修整備し、長寿命化と質の向上を図ります。

安全で安心な水道水を安定供給し、災害にも強い施設整備を進めます。

効率的な汚水処理と適正な経営管理に努めます。

市民の憩いの場となり、生活にゆとりと安らぎを与える公園を適正に配置し、市民との役割分担のもと適正な維持管理に努めます。

良好な景観の保全と活用を進めて、調和のとれた景観の形成を進めます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・地域の問題を把握して快適な住まいをつくるため、住生活基本計画（住宅マスタープラン）を策定し、地域にふさわしい住宅づくりが必要です。
- ・災害から住まいの安全を確保して財産と暮らしを守るため、危険住宅の防火や耐震化などの対策が必要です。
- ・市営住宅は、耐用年限超過が28%（平成27年度末）と老朽化が進み、計画的な整備が必要です。
- ・老朽化した施設及び管路の増加や水需要の低下に伴い、施設等の計画的な更新や適正規模への見直しが必要であるとともに、これらの事業実施に当たり、水道事業を持続できるよう、水道料金の適正化について検討していく必要があります。
- ・今後とも安全な水道水を供給するため、施設及び水質を監視する体制を維持していく必要があります。

- ・災害時にも水道水を供給するため、施設の耐震化を進める必要があります。
- ・平成27年度末の汚水処理人口普及率は78.6%で、県平均の79.0%をわずかに下回っており、全国平均の89.9%には及びません。その施設を利用している水洗化人口の割合は、市民の67.3%にとどまっており、さらなる整備、普及が急務です。
- ・現在、市の汚水処理は、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、市営浄化槽により実施しています。中でも、農業集落排水は、処理施設が県内で一番多く30箇所あり、事業開始も早くから、施設の老朽化が顕著となっており、維持管理が事業費の多くを占める結果となっています。この問題を解消するために、各施設の処理能力や経済性などを総合的に判定し、施設の統廃合を早急に実施していくことが必要です。
- ・汚水処理施設整備の進展に伴い、管路延長約700km、処理場34箇所、マンホールポンプ場241基、市営浄化槽2,394基を有しています（平成27年度末現在）。汚水処理施設は日常生活に必要な施設であり、代替手段の確保が困難であることから、持続可能な事業を実施することが必要です。そのためには、維持管理に係る予算の平準化及び施設の最適化を図ることが重要であることから、ストックマネジメント手法を踏まえた計画的な維持管理が必要です。また、大規模な災害等で被害を受けた場合でも、汚水処理施設機能の維持または早期復旧を実現するため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の定期的な点検を行い、内容の充実を図ることが必要です。
- ・下水道事業は、その使用料により事業費を賄うことが理想ですが、現在は、その多くを一般会計より繰り入れて賄っております。今後は、企業会計化することにより、財政の透明化を目指し、効率的で適正な事業運営を行っていくことが必要です。
- ・都市の緑とオープンスペースとなる公園は、市民が集う憩いの場として、市民生活に潤いを与える快適な都市空間の形成など、重要な役割を担っていますが、老朽化による施設の修繕や更新などの維持管理を計画的に行う、ストックマネジメントの取組が求められています。
- ・公園や水辺環境は、地域に親しまれ大切に利用、管理される公共施設です。地域の大切な財産となるため、地域住民との役割分担など、協働事業となる維持管理のあり方の検討が必要となっています。
- ・田園とエグネを配した胆沢散居集落や蔵等を活かした歴史的な街並みの江刺区蔵町モール地区などは、本市の特徴的な景観であり、後世に継承していくため、景観の保全と育成の検討が必要です。
- ・景観形成重点地区の平泉文化遺産地区（白鳥館遺跡と長者ヶ原廃寺跡周辺）については、さらに良好な景観形成を目指していく必要があります。
- ・地区計画を持つ区画整理区域内においては、その区域のまちづくりイメージを壊すことのないよう指導していく必要があります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-2-1 良質な住居環境の形成
② 施策の目標	安全で快適な住まいづくりを進めるため、住生活基本計画（住宅マスタープラン）を策定し、良好な住居環境の形成や定住化を進めます。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①住宅マスタープランの策定	住生活基本計画（住宅マスタープラン）を策定し、住生活の安定の確保と向上を進めます。
②市営住宅の整備と維持管理	市営住宅保全計画に基づき、計画的な修繕と改築を進めます。
③住宅の安全対策の促進	市民の生命と財産を守るため、住宅などの建築物の耐震化を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
市営住宅入居率	%	93.70	94.60	95.30	現状維持に努めます。
耐震診断件数（累計）	件	469	529	589	奥州市耐震改修促進計画に基づく目標値
耐震化率	%	68.00	76.50	85.00	奥州市耐震改修促進計画に基づく目標値

7 部門別計画

奥州市市営住宅保全計画

奥州市耐震改修促進計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-2-2 安全で安心な水道水の安定供給
② 施策の目標	市民の誰もが安全で安心な水道水を利用できるよう、施設の適正な維持管理と計画的な整備を進め、水の安定供給を図ります。
施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①老朽化施設等の更新と施設の適正配置等	水道水を安定供給するため、老朽化した管路を計画的に更新するとともに、水需要の低下を見据えた適正な施設規模への見直しによる、経営の効率化を進めます。また、これらを通じ、水道事業が持続できるよう水道料金の適正化について検討を進めます。
②施設監視体制の充実	安全な水を供給するため、施設監視体制及び機能の充実を進めます。
③施設の耐震化と災害への備え	災害時にも水道水を供給するため計画的な施設の耐震化を進めるとともに、近隣事業体や市民との連携について検討を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
※有収率	%	75.8	77.7	78.7	平成33年度までに78.7%を目指します。
※水道管の耐震化率	%	13.1	15.1	16.1	平成33年度までに16.1%を目指します。

7 部門別計画

奥州市地域水道ビジョン

奥州市水道事業中期経営計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-2-3 水洗化の促進と効率的な汚水処理
② 施策の目標	市内全域を見渡した総合的な汚水処理整備計画を策定し、効率的な汚水処理の推進を図るとともに、水洗化人口の増加のために普及を促進することにより、衛生的で快適な生活環境の確保と水環境の保全に努めます。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①広域的な汚水処理計画の策定と実施	公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントの施設において、総合的に判断し統廃合することにより、効率的で経済的な事業運営に努めます。 ※ 公共下水道は、未普及地域の早期概成に努め、持続的な汚水処理システム構築に向け、整備を進めます。
②効率的な維持管理	維持管理に係る予算の平準化及び施設の最適化を図るため、ストックマネジメント手法を踏まえた計画的な維持管理に努めます。また、長寿命化や機能強化などの交付金事業を有効に活用し、施設の健全化に努めます。
③水洗化促進と健全な経営	供用開始区域における水洗化普及促進を強化し、安定した下水道サービスを提供するため、地方公営企業法を適用し企業会計方式を導入することにより、健全かつ安定的な事業経営を構築します。
④下水道業務継続計画(下水道BCP)の活用	大規模災害や長期停電などでも、ライフラインである下水道の使用を継続できるように下水道業務継続計画(下水道BCP)を活用し、市民生活の停滞を防止するように努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
汚水集合処理施設数 (公共1、農集30、コミュニティ3)	箇所	34	33	31	施設の統廃合により、処理施設を減らし、効率的で経済的な運営を目指します。
※ 汚水処理人口普及率 (汚水処理区域)	%	78.6	82.5	85.8	奥州市汚水処理計画に基づく目標値。
汚水処理水洗化人口割合	%	67.3	74.6	78.8	奥州市汚水処理計画に基づく目標値。

7 部門別計画

奥州市公共下水道全体計画

奥州市汚水処理基本計画

奥州市下水道ストックマネジメント計画

奥州市農業集落排水施設最適整備計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-2-4 公園施設の維持管理
② 施策の目標	公園の維持管理に努め、市民や地域と一体となって緑化を進めます。
施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①公園の適正な維持管理	老朽化している施設の計画的な改修・修繕により長寿命化を図ります。 また、災害時に活用できる施設の更新に努めます。 公園の清掃、植栽の手入れなど、市民との協働による適正な管理に努めます。
②都市緑化の推進	市民参加による花いっぱい運動など、市民との協働による花と緑豊かなまちづくりを進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
公園施設長寿命化整備率	%	14.6	65.9	100.0	奥州市都市公園施設長寿命化計画に基づく目標値。

7 部門別計画

奥州市都市公園施設長寿命化計画



6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-2-5 良好的な景観の形成
② 施策の目標	市民や事業者と共に、自然環境や歴史的環境と調和した奥州らしい魅力ある景観を保持するなど、良好な景観の形成を図ります。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①良好な景観の形成及び維持	市内全域において、市民や事業者などと景観づくりの意識を醸成し、景観の阻害要因となる建築物、工作物の取り扱いについて理解を求め、良好な景観形成に努めます。 地区計画を持つ区画整理区域内においても、事業主に対し、地区計画についての理解を求め、良好な景観形成に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
奥州市景観条例届出累計件数	件	93 (H26～H27)	244 (H26～H30)	358 (H26～H32)	H26年度に制定した景観条例に基づく届けを広く周知し届出件数の増加を目指します。
地区計画区域内における行為の届出累計件数	件	55	173 (H27～H31)	302 (H27～H33)	新築や改築・増築の際、届出について確認を行い、また広報等により広く周知することにより良好な景観形成を目指します。

7 部門別計画

奥州市都市計画マスターplan

奥州市景観計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-2-6 地域格差のない情報基盤の整備
② 施策の目標	全ての地域において地上デジタル放送の視聴及びICTサービスを受けられるようにするため、情報通信基盤の計画的な施設を整備を進めます。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
地上デジタル放送難視聴世帯	%	0.00	0.00	0.00	現状維持に努めます。

7 部門別計画

なし



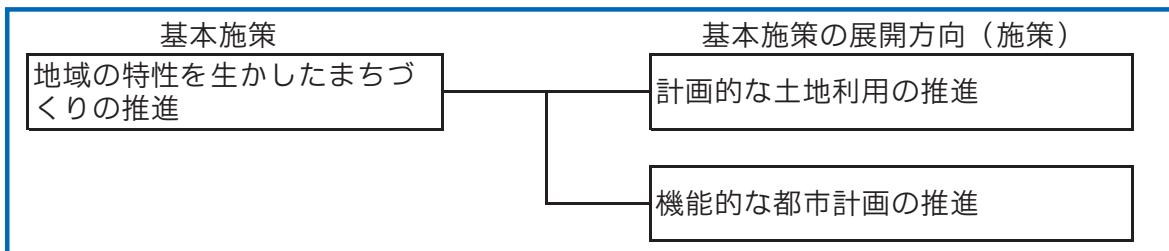
1 施策の大綱(政策の基本目標)

快適な暮らしを支えるまちづくり

2 基本施策名称

6-3 地域の特性を生かしたまちづくりの推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

市街地の無秩序な拡大を抑えるとともに、自然環境の保全に努め将来的に効率のよいまちづくりを目指します。

地域の特性を生かし、自然環境や歴史的な調和を目指した快適なまちづくりを目指し、市内全域において、計画的な土地利用を進めます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 中心市街地は、居住人口の減少、モータリゼーション（自動車社会）の進展、各種公共施設の郊外移転、大型店の郊外展開などにより空き店舗や空き地が増加し、その魅力や活力が低下しています。
- 中心市街地の活性化が求められ、既存の施設を考慮した土地利用の転換が必要です。
- 産業構造の変化により、工業跡地に住宅、商業施設に業務施設が立地するなど土地利用が混在しており、適切な土地利用が求められています。
- 高齢化による農林業の担い手の不足が進み、耕作が放棄され荒廃が進んだ農地が増加しています。
- 農地や林地の多面的機能を鑑み、継続的な生産基盤の整備をはじめ、観光、余暇活動、環境保全など、多様な分野において可能性を掘り起し、その適切な保全が必要です。
- 人口減少は深刻な問題であり、各地域はもとより市全体においてもその対策に苦慮しています。地域の特性を生かしたまちづくりをすることにより、郊外からの人口流出を抑制するとともに、市全体からの人口流出を抑制する必要があります。

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-3-1 計画的な土地利用の推進
② 施策の目標	計画的な市街地及び農山村地域の形成を図るとともに、良好な居住環境や自然環境の保全を目指し、適正な土地利用の推進を市民や事業者などと協働により進めます。
施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①土地利用の適正化	無秩序な市街化を抑制し、都市機能の向上を図りつつ、周辺地域等の適切な土地利用を図ります。 均衡と調和のとれた都市を目指し、良好な住環境や自然環境を確保するほか、都市計画用途内未利用地の土地利用推進を目指します。
②都市拠点のにぎわいづくり	土地の有効活用を目指すため、既存の都市施設や地域の景観に配慮し、多様な都市機能を誘導しながら、効率的な土地利用を進めます。
③市民との協働によるルールづくり	市民が快適な生活をするため、市民や事業者などと共に、土地利用の秩序づくりを行い、良好なまちづくりの形成を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
地目別面積における宅地の構成比	%	3.8	3.9	4.0	適正な土地利用の推進により、地目別面積における宅地の構成比率を4.0%未満に抑えることを目指します。
都市計画用途地域を有する地区人口比率	%	65.70	66.20	67.30	用途地域内の積極的な土地活用を推進し、用途地域内人口の増加を目指します。

7 部門別計画

- 国土利用計画奥州市計画
- 奥州市都市計画マスタートップラン
- 奥州市商店街活性化ビジョン
- 奥州農業振興地域整備計画

6 これからの取り組み（基本施策の展開方法（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	6-3-2 機能的な都市計画の推進
② 施策の目標	今後の人口減少を考慮しながら、将来を見据えたまちづくりを検討していきます。
施策の方向（具体的な取組策）	主な取組内容
①奥州市都市計画マスター プランの見直し	平成22年3月に策定した、奥州市都市計画マスター プランを現在の状況を踏まえたうえで再検証し、将来像を見据えながら見直しを行ってまいります。
②奥州市都市計画道路計画 の見直し	都市の将来像を誘導し適正なまちづくりができるよう、都市計画道路網の見直しを行います。
③奥州市都市計画用途地域 計画の見直し	現在の市の情勢を踏まえ、都市計画用途地域の全体的な再検討を行うことにより、適正な土地利用の推進を進めます。
④立地適正化計画作成の検討	今後のまちづくりにおいて、人口減少を見据えた都市像を検討する必要があることから、居住機能や、福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等について考慮し、都市計画マスター プランの見直し時に、作成についての検討を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H27)	中間目標値 (H31)	目標値 (H33)	目標設定の考え方
都市計画用途地域を有する 地区人口比率	%	65.70	66.20	67.30	人口減少する中において用途地域内人口比率の向上を図れるまちづくりを目指します。
奥州市都市計画審議会の開催回数	回	6 (H23～ H27)	5 (H28～ H30)	10 (H28～ H32)	直近5カ年の開催回数を現状とし、今後のまちづくりを進める上で、積極的に審議会を開催します。

7 部門別計画

奥州市都市計画マスター プラン

奥州市総合計画

実 施 計 画

平成29年度～平成33年度

【大綱 1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり】

基本施策	No.	事業名	事業概要
市民参画と協働によるまちづくりの推進	1	広報おうしゅう作成事業	市政情報の発信
	2	市ホームページ公開事業	市ホームページ編集用システムCMSを再導入し、多言語化表示、スマートフォン対応化を図る。また、閲覧者が閲覧しに来るきっかけを与える通知機能を備えたスマートフォン版アプリを提供する。
	3	奥州大使事業	奥州市を全国的に広く宣伝してもらうこと、市の発展に資する情報提供や助言を得ることを目的に、著名人を奥州大使として任命する。
	4	移住・定住促進事業	移住フェアへの出展による奥州市のPR及び移住・交流人口増の促進、空き家バンク事業の運営、移住・交流サイトの運営による奥州市の魅力及び移住情報の発信を行う。
	5	男女共同参画推進事業	講演会、セミナー等の開催。各種研修会等への派遣
	6	水沢地域交流館管理事業	水沢地域交流館の維持管理業務（指定管理施設）
	7	奥州市民憲章推進事業	奥州市民憲章を理念とした市民参画によるまちづくりの推進
	8	国際交流推進事業	市の国際化と異文化理解を促進する。
	9	多文化共生推進事業	外国人住民に対する生活環境整備、市民に対する多文化共生社会の啓発
	10	多言語表記促進事業	外国人住民、外国人観光客に対する環境整備
	11	市民活動事業	自治基本条例推進委員会の運営、協働のまちづくりフォーラムの開催、協働のまちづくりアカデミーによる人材育成、協働のまちづくり推進員による市民参画の醸成と市職員の意識啓発を行う。
	12	地区センター管理運営事業	住民主体の地域づくりの活動拠点である地区センターの適切な管理運営
	13	地域づくり推進事業	地域運営交付金、協働のまちづくり交付金、協働のまちづくり事業補助金、集会施設整備費補助金、市民活動総合補償制度
	14	市民公益活動団体支援事業	市内の専門的知識を有する中間支援NPOへの委託による、市民活動に対する各種支援
	15	協働の提案テーブル実践事業	協働の提案テーブルの運営、市民提案型協働支援事業補助金制度の運用
	16	市民活動支援センタ一体制強化事業	市民と行政が良きパートナーとしてまちづくりを推進することにより、地域の自治力を向上させるため、市民活動支援センターの体制を強化し、協働のまちづくりを推進する。
	17	姉妹都市交流事業	奥州市姉妹都市交流実行委員会への負担金交付による、姉妹都市交流の推進（各種交流事業は実行委員会が実施）
	18	協働のまちづくり基金積立金	協働のまちづくり交付金及び協働のまちづくり事業補助金への充当財源の確保
	19	地域自治組織情報共有等強化事業	全国の先進的な取組事例等の情報収集及び情報連携、地区振興会役職員を対象とした研修会の開催
	20	生母地区センター等修繕事業	生母地区センター母体分館農業集落排水接続等工事
	21	南都田地区センター改築事業	南都田地区センター改築
	22	胆沢愛宕地区センター等修繕事業	胆沢愛宕地区センター等修繕
	23	地区センター空調設備整備事業	地区センターへの空調設備の設置
	24	地区センターバリアフリー化事業	地区センターのバリアフリー設備の整備（出入口、廊下、トイレ、駐車場などのバリアフリー化）
	25	ILC推進事業	ILCの北上山地への誘致を実現するとともに、中核施設の誘致、産業拠点の創出を図る。
	26	政策調整事務経費	市が抱える課題等の解決に向け、高等教育機関と連携
	27	総合計画推進事業	市の施策決定の方向性を決定することを目的に、重要案件等について諮詢を行う。
	28	定住自立圏形成事業	定住自立圏形成に関する協定に定める政策の連携（移住・定住支援事業、職員研修等人材育成事業、6次産業化支援事業、観光ルート構築事業等）
	29	行政OA化推進事業	府内情報システム、広域行政情報ネットワーク及び事務用パソコン、プリンタ等の適正管理、障害時の対応、更新計画に基づく機器更新等
	30	新衣川総合支所庁舎開庁式式典	衣川総合支所庁舎の開庁式典の実施
	31	奥州ふるさと応援寄附事業	ふるさと納税制度の下、奥州市の特産品を寄附者への返礼品として贈答し、奥州市の魅力発進を図る。
	32	行政経営改革推進委員会開催事業	行政経営改革プランの取組検証、意見聴取、事業の外部評価などを実施
	33	奥州市長及び市議会議員選挙	奥州市長選挙及び奥州市議会議員一般選挙の執行
	34	衆議院議員総選挙	衆議院議員総選挙の執行
	35	参議院議員通常選挙	参議院議員通常選挙の執行
	36	岩手県知事県議選挙	岩手県知事県議選挙の執行
	37	胆沢平野土地改良区総代総選挙	胆沢平野土地改良区総代総選挙の執行

基本 施策	No.	事業名	事業概要
市民 参画と協働 による まちづくりの 推進	38	江刺猿ヶ石土地改良区総代総選挙	江刺猿ヶ石土地改良区総代総選挙の執行
	39	北上川東部土地改良区総代総選挙	北上川東部土地改良区総代総選挙の執行
	40	衣川土地改良区総代総選挙	衣川土地改良区総代総選挙の執行
	41	選挙管理委員会事務費	選挙管理委員会運営事務
	42	議場運営システム更新事業	議場内放送設備、議会中継システム及び会議録検索システムの更新
	43	財政事務費	発生主義及び複式簿記を導入した公会計に取り組むことにより、市財政の「見える化」を推進する。
	44	馬事文化振興事業経費	水沢競馬場への誘客を促進し、もって馬事文化振興及び市の地場産業振興の発展を図る。
	45	農業総務費(岩手競馬関連)	岩手競馬の経営基盤の安定化を図る。
	46	財政諸事業	市民サービスのために要する需用費の管理
	47	財産管理費	市有財産の適切な管理
	48	車両管理事業	老朽化した公用車の計画的な更新
	49	本庁舎管理事業	本庁舎の維持管理
	50	江刺支庁舎管理事業	江刺総合支所庁舎の維持管理
	51	前沢支庁舎管理事業	前沢総合支所庁舎の維持管理
	52	胆沢支庁舎管理事業	胆沢総合支所庁舎の維持管理
	53	衣川支庁舎管理事業	衣川総合支所庁舎の維持管理
	54	旧土地開発公社財産管理事業	旧奥州市土地開発公社土地の売却処分並びに処分又は活用までの維持管理
	55	分譲宅地管理事業	市有住宅用分譲地の売却の促進
	56	定住促進持家取得補助事業	本市への移住、定住の促進を図る。
	57	衣川支庁舎建設事業	東日本大震災で被災した衣川支庁舎を移転新築する。
	58	納税貯蓄組合事業	納税組合員の納税意識の高揚を図り、高水準の納付率を確保する。
	59	賦課徴収事務経費	公正・適正かつ迅速な市税の賦課事務を推進し、市民の税行政に対する信頼、信用を確保しながら税行政サービスの向上を図る。
	60	少子・人口対策事業	“いきいき岩手”結婚サポートセンターの運営（県、市町村及び民間団体の連携による）及び結婚支援団体の活動支援、子どもの権利の普及及び推進
豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進	61	社会教育総務費	生涯学習に係る各種事業等の実施、各社会教育関係団体に対する補助の実施
	62	江刺生涯学習センター管理運営事業	江刺生涯学習センターの維持管理業務（清掃、修繕、施設貸し出し等の運営管理）
	63	衣川セミナーハウス管理運営事業	衣川セミナーハウスの維持管理業務（清掃、修繕、施設貸し出し等の運営管理）
	64	奥州宇宙遊学館管理運営事業	奥州宇宙遊学館の維持管理業務（指定管理施設）
	65	後藤伯記念公民館管理運営事業	日本初の公民館としての歴史的価値を保持しながら現役の生涯学習推進拠点施設としての役割を果たすため、施設の維持管理を行う。
	66	生涯学習推進事業	生涯学習に係る各種事業等の実施
	67	教育振興運動推進事業	各区、各小学校区等において、家庭・学校・行政の連携により、地域の子どもを育む各種事業を行う。
	68	家庭教育支援事業	子育て広場の開設、家庭教育講演会等の実施
	69	学校支援地域本部事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを進めるとともに、地域の教育力の向上を図る。
	70	成人式開催事業	成人式の開催
	71	子どもの居場所づくり事業	子どもの居場所を開設し、それぞれの居場所にユースワーカーを配置しながら子どもたちが自由に集える空間を提供する。
	72	放課後子ども教室推進事業	各小学校区を対象に、公的な放課後の子どもの居場所を設置
	73	芸術文化振興事業	市民芸術文化祭の開催、奥州市芸術文化協会への補助 等
	74	市民参加型文化活動事業	奥州前沢劇場及び奥州胆沢劇場の制作・公演開催に対する補助
	75	俳句の里づくり事業	梧逸忌全国俳句大会開催に対する補助
	76	青少年育成事業	子ども会リーダー育成事業、異年齢間や世代間の交流事業、自然体験事業 等
	77	子どもの読書活動推進事業	親子ライブラリーの運営、中学校を中心とした読み聞かせや読書出前授業などの読書活動の推進、読書ボランティアの育成支援 等
	78	文化会館管理運営事業	奥州市民の生涯学習・文化振興の推進の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。

基本施策	No.	事業名	事業概要
・豊かな文化化な生き生きの方の推進築く生涯学習	79	図書館管理運営事業	心豊かで活力のある社会を構築するために重要な読書活動の推進のため、図書資料の整備充実とその効率的な管理運営を図る。
	80	水沢図書館管理運営事業	水沢図書館の維持管理業務（清掃、修繕、書籍貸出し等の運営管理）
	81	江刺図書館管理運営事業	江刺図書館の維持管理業務（清掃、修繕、書籍貸出し等の運営管理）
	82	前沢図書館管理運営事業	前沢図書館の維持管理業務（清掃、修繕、書籍貸出し等の運営管理）
	83	胆沢図書館管理運営事業	胆沢図書館の維持管理業務（清掃、修繕、書籍貸出し等の運営管理）
	84	奥州市文化会館設備改修事業	市民が安全安心に使用できるよう整備する。
	85	江刺体育文化会館設備改修事業	市民が安全安心に使用できるよう整備する。
	86	カヌージャパンカップ開催事業	カヌージャパンカップの開催
潤い豊かなスポーツライフの推進	87	公園管理事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動などの拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理
	88	学校体育施設開放事業	学校体育施設開放に係る維持管理
	89	体育施設維持管理事業	体育施設の維持管理
	90	旧東中運動場管理運営事業	体育施設の維持管理
	91	江刺武道館管理運営事業	体育施設の維持管理
	92	衣川体育施設管理運営事業	体育施設の維持管理
	93	カルチュアパーク管理運営事業	体育施設の維持管理
	94	保健体育総務費	奥州市体育協会、スポーツ少年団、マラソン、チャレンジデー等の事業に要する経費を補助する。
	95	生涯スポーツ推進事業	市民体育祭、スポレク奥州、スポーツ教室、スポーツ大会、スポーツ少年団厚真町交流委託、スキー教室開催委託
	96	スポーツ日本一支援プロジェクト事業	未来のトップアスリート育成事業（子どもの運動能力開発、大学陸上部合宿招聘）

5ヵ年の事業費合計 164億4,135万円

【大綱2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり】

基本施策	No.	事業名	事業概要
「生きる力」をはぐくむ学校教育環境の充実	1	教育委員会事務局総務費	教育長事務管理、教育総務課職員の出張旅費のほか、所管車両の維持管理等を行い効率的な事務の遂行を図る。また、市の教育に関する功労、功績及び善行を顕彰し、教育の発展高揚に資する。
	2	外国人講師招へい事業	市内各小中学校を中心に外国人講師を派遣し、外国語活動や英語の授業を通し児童・生徒の英語力及びコミュニケーション能力の向上等を目指す。
	3	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	スクールガードリーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施。スクールガード養成講習会の開催。子どもたちの見守り活動の実施。
	4	市内幼稚園・小学校・中学校文化発表会事業	児童・生徒による文化、芸術活動の発表会
	5	中学生海外派遣事業	中学生を海外に派遣することにより、国際的視野を広め、国際社会に対応できる資質や能力を養う。
	6	中学生体験学習事業	科学技術に関する国の研究教育機関や先端企業が立地集積する筑波研究学園都市での体験的な研修と、それに向けての事前研修
	7	児童生徒心の相談支援事業	学校不適応及び不登校の児童生徒に対して、学校の対応及び該当児童生徒とその保護者を支援して、不適応・不登校の未然防止を図るとともに再登校支援を行う。
	8	学校適応相談事業	学校不適応の生徒に対して、学校での学習や人間関係などの支援をしたり、家庭での生活について助言したりすることで、不登校生徒の学校復帰や別室登校生徒の教室復帰を目指す。
	9	適応指導教室運営事業	学校不適応の児童生徒に対して、学習や人間関係について支援することで、学校への再登校の手助けをする。
	10	学力向上支援事業	授業や研究会、講演会等を通して教師の授業力向上を図り、児童生徒の学力向上を目指す。
	11	多動性障害児等支援事業	発達障がい等を抱える児童生徒の支援にかかる諸問題への対応や指導方法等について研修を深めるとともに、奥州市の特別支援教育に対しての使命感や実践的指導力の向上を図る。
	12	就学指導委員会事業	障がいを有する児童、生徒について適切な教育的対応を行うため、各種検査や教育相談を実施することにより、就学又は入級に係る適正な判定を行う。
	13	少人数教育推進事業	1学級の人数が35人を超える小学校第5学年及び6学年を有する学校に対して、少人数指導を担当する臨時の講師を配置し、学力の向上及び学校生活へのきめ細かな支援を実施する。
	14	教育研究事業	教育活動や授業等を公開し、研究協議等をとおし、改善すべき課題等を広く参加者とともに共有することで、公開当該校のみならず、市内各小中学校・幼稚園の指導力の向上に資する。
	15	教育研究所運営費（経常）	学校訪問を通じ市内小中学校の教員（個人研究員）の指導力向上を図り、市内小中学生の教育実践及び教育研究所事業等、情報交流と成果の周知を図る。また、東北地区教育研究所連盟や県教育研究所連盟との連携を図る。
	16	教育研究所運営費（政策）	副読本及び補助資料「奥州市内訪ね歩き」を作成し、副読本は小学3年生全員に配布する。また、市内小学3年生から6年生及び中学1年生並びに2年生を対象として標準学力検査を実施する。
	17	学習対応支援員配置事業	シックスクールの発症により登校できない児童に対して、学習対応支援員が自宅を訪問し、学習内容等の補習を行う。
	18	ことばの教室管理運営事業	言葉の発達に遅れがあり、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない未就学児に対して早期に適正な教育措置を行う。
	19	小学校特別支援教育事業	個別の支援を必要とする児童が在籍する小学校に対して、学習活動や日常生活を支援する特別支援教育支援員を配置する。
	20	中学校特別支援教育事業	個別の支援を必要とする生徒が在籍する中学校に対して、学習活動や日常生活を支援する特別支援教育支援員を配置する。
	21	小学校教材整備事業	新学習指導要領に基づいた教材備品の整備を行う
	22	中学校教材整備事業	新学習指導要領に基づいた教材備品の整備を行う
	23	小学校教育振興事業	教育振興に係る経費
	24	中学校教育振興事業	教育振興に係る経費
	25	小学校教科書指導書更新事業	授業や教材研究に教科書・指導書を活用することで、分かりやすい授業を展開し、児童の基礎学力の定着を図る。
	26	中学校教科書指導書更新事業	授業や教材研究に教科書・指導書を活用することで、分かりやすい授業を展開し、生徒の基礎学力の定着を図る。

基本施策	No.	事業名	事業概要
「生きる力」をはぐくむ学校教育環境の充実	27	小学校図書館司書配置事業	学校図書館の運営管理（選書・環境整備・読書活動の取組）
	28	中学校図書館司書配置事業	学校図書館の運営管理（選書・環境整備・読書活動の取組）
	29	ふるさと教育推進事業	郷土理解学習に知見を有する地域の人に講師を依頼し、講演会及び授業を展開する。
	30	スクールバス更新事業	スクールバスを計画的に更新し、安全で安定したバス運行を確保する。
	31	学校再編基本計画検討事業	少子化、地域構造の変化に対応した、学校施設のあり方にかかる学校再編基本計画の策定に向けた検討を行う。
	32	特色ある学校づくり推進事業	小中体連体育事業及び文化大会全国大会への出場や記念事業等に必要な経費を補助し、保護者、関係者の負担を軽減することで、競技力等の向上や特色のある学校づくりを促進する。
	33	小学校管理事業	児童が義務教育を受けるために必要な施設や設備の整備、管理を行い、適切な教育環境を確保する。
	34	中学校管理事業	生徒が義務教育を受けるために必要な施設や設備の整備、管理を行い、適切な教育環境を確保する。
	35	小学校就学援助事業	経済的に就学困難な要保護及び準要保護の児童の保護者に対して学用品費、給食費、医療費の一部を補助する。
	36	中学校就学援助事業	経済的に就学困難な要保護及び準要保護の生徒の保護者に対して学用品費、給食費、医療費の一部を補助する。
	37	小学校特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級に通学する児童の保護者に対して学用品費、給食費、医療費の一部を補助する。
	38	中学校特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級に通学する生徒の保護者に対して学用品費、給食費、医療費の一部を補助する。
	39	遠距離通学対策事業	遠距離通学対象児童に対して、通学費の一部を補助することにより、通学に係る負担を軽減する。
	40	学校保健事業（小学校）	学校における児童、教職員の健康の保持増進及び安全管理
	41	学校保健事業（中学校）	学校における生徒、教職員の健康の保持増進及び安全管理
	42	学校給食施設管理運営事業	完全給食の実施
	43	学校給食施設整備事業	安心、安全な学校給食を提供するため、耐用年数の経過した厨房設備を更新し、衛生面の充実を図る。
	44	給食車購入事業	安心、安全な学校給食を提供するため、老朽化した給食車を更新する。
	45	幼稚園管理事業	幼稚園管理に係る経費
	46	預かり保育事業	教育時間以外に預かり保育を実施することで、子育て支援の推進を図る。
	47	就園奨励事業	保護者の所得に応じて保育料等を助成、または第3子の保育料等を無料化することで、就園世帯の経済的負担を軽減し、就園の促進、幼児教育の振興を図る。
	48	ことばの教室教育振興事業	児童が通う学校から、ことばの教室が設置されている学校までの旅費を補助する。
	49	通学路安全推進事業	道路管理者や警察などの関係機関、学識経験者等と協力し、通学路の危険箇所について対策を検討し、通学路の安全確保に資する。
	50	私立運営補助事業	私立学校の運営経費や、私立学校が実施する特色ある学校づくり、施設整備事業に対し補助金を交付する。
	51	私立幼稚園運営補助事業	私立幼稚園の運営経費や、私立幼稚園が実施する施設整備事業に対し補助金を交付する。
	52	奨学生貸与事業	経済的理由により修学が困難な者及びその保護者等に対して修学に必要な奨学生を貸与する。
	53	小学校維持管理事業	市立小学校の施設維持管理業務
	54	中学校維持管理事業	市立中学校の施設維持管理業務
	55	幼稚園維持管理事業	市立幼稚園の施設維持管理業務
	56	学校給食施設維持管理事業	学校給食施設の施設維持管理業務
	57	小学校施設整備事業	市立小学校の施設維持管理修繕工事
	58	中学校施設整備事業	市立中学校の施設維持管理修繕工事
	59	学校給食施設維持管理改修	市内学校給食施設の維持管理修繕工事
	60	小学校教育用コンピュータ整備事業	学習指導要領に則した情報教育推進のためのパソコン環境を整備する、パソコン教室及び職員室のパソコン、プリンターの機器、ウイルス対策ソフトの借上業務。
	61	中学校教育用コンピュータ整備事業	学習指導要領に則した情報教育推進のためのパソコン環境を整備する、パソコン教室及び職員室のパソコン、プリンターの機器、ウイルス対策ソフトの借上業務。

基本施策	No.	事業名	事業概要
「生きる力」をはぐくむ学校教育環境の充実	62	シックスクール対策事業	対象者へのマスク等の購入及び空気清浄機の借り上げ 新設学校等のTVOC測定
	63	こども園新築事業	園舎の新築
	64	水沢小学校校舎等改築事業	校舎及びプールの改築に向けた耐力度調査の実施
	65	水沢南小学校校舎等改築事業	校舎、屋体、プールの改築に向けた耐力度調査の実施
	66	佐倉河小学校校舎耐震補強事業	校舎の耐震補強
	67	玉里小学校校舎耐震補強改修事業	校舎の耐震補強及び改修
	68	胆沢愛宕小学校校舎耐震補強改修事業	校舎の耐震補強及び改修
	69	水沢中学校校舎等改築事業	校舎、屋体、プールの改築
	70	江刺第一中学校屋内運動場改築事業	屋内運動場の改築
	71	江刺南中学校屋内運動場耐震補強事業	屋内運動場の耐震補強
	72	佐倉河幼稚園園舎耐震補強事業	園舎の耐震補強
	73	羽田幼稚園園舎耐震補強事業	園舎の耐震補強
	74	奥州南給食センター新築事業	給食センターの新築
	75	奥州中央給食センター新築事業	給食センターの新築
	76	奥州北給食センター新築事業	給食センターの新築
次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用	77	えさし郷土文化館施設管理運営事業	えさし郷土文化館の主要展示物である中善觀音（市指定文化財）を保存・公開する
	78	文化財保護総務費	市の区域内に所在する文化財等の保護業務、文化財整理
	79	文化財保存活用事業	文化財活用促進に係るガイドマップの作成、市、県、国指定の重要な文化財標示看板、説明誘導板等の修繕、設置、巡回展示開催、先人顕彰事業補助等 文化財施設再編計画策定委員会の開催
	80	歴史資料等調査記録事業	文化財調査報告書（古文書解読集）の刊行。安倍家文書（胆沢区）、岩谷堂伊達家文書（江刺区） 前沢区における御堂の仏像調査
	81	史跡等公開活用事業	胆沢城跡地内の政庁地区及びあやめ苑の活用促進のため「胆沢城あやめ祭り」を開催し、併せて祭りへの来場者数の向上を図るため、「夢あかり点灯」や「あやめ苑ライトアップ」等のイベントを実施する。また、胆沢城跡公園整備後の開会イベントを実施する。
	82	史跡名勝天然記念物保存管理事業	国指定史跡の管理、除草、土地借上、指定天然記念物の管理と併せ、国指定特別天然記念物の滅失処理（ニホンカモシカ）や国指定名勝「イーハトーブの風景地（種山ヶ原）」の管理を行う。
	83	建造物等保存管理事業	旧後藤家住宅、旧岩谷堂共立病院、旧後藤正治郎家住宅、旧安倍家住宅、旧皋水記念図書館、旧吉田家住宅の維持管理及び公開、建造物調査による国登録申請等、旧高橋家住宅保存活用委員会開催、歴史建造物の大規模修繕
	84	無形民俗文化財保存活用事業	国・県・市の指定を受けた無形民俗文化財の保持団体などの育成を図り、無形民俗文化財の保存と活用を進める。
	85	歴史公園管理運営事業	歴史公園の維持管理業務
	86	武家住宅資料館管理運営事業	武家住宅資料館の維持管理業務（留守家等関連企画展の開催、機械警備、清掃、修繕などの管理運営、一般公開している県指定有形文化財武家住宅（後藤新平旧宅）と市指定有形文化財旧内田家住宅主屋及び門、平成24年度より武家住宅資料館構成施設として追加となった国指定重要文化財旧高橋家住宅国指定史跡高野長英旧宅（古稀庵含む）の保存管理等）
	87	埋蔵文化財調査センター管理運営事業	奥州市埋蔵文化財調査センターの管理
	88	衣川歴史ふれあい館管理運営事業	衣川歴史ふれあい館の維持管理業務（指定管理制度を活用した施設の管理運営）
	89	市内遺跡発掘調査事業	遺跡地内での開発行為に伴う試掘調査、発掘調査の実施 発掘調査報告書の刊行による、調査記録の公開
	90	史跡等土地購入	国指定史跡等の公有化
	91	史跡等整備事業	国指定史跡胆沢城跡に歴史公園を整備する（史跡胆沢城跡のうち南北軸主要地区を整備対象とした「第Ⅰ期外郭南門地区整備計画」に基づき、外郭南門、築地、櫓状建物及び内外溝、南大路、外郭南門と府政前門を結ぶ正面道路を復元整備する）
	92	世界遺産登録推進事業	白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡を顕著な普遍的価値を有する文化遺産として世界文化遺産に登録することにより、当該遺跡をかけがえのない人類共通の財産として国際的に保護・保全し、未来に引き継いでいくことを目的とし、世界遺産登録に向けた調査研究や、世界遺産登録に向けた機運を醸成し、遺跡に対して理解・愛着をもつ市民や団体を増やすための普及啓発活動を行う。

基本施策	No.	事業名	事業概要
次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用	93	白鳥館遺跡発掘調査事業	白鳥館遺跡について「平泉の文化遺産」拡張登録に係る5カ年の調査研究計画に基づいて発掘調査を実施し、専門家委員会等で指摘されていた課題を解決するとともに、遺跡範囲と内容確認を目的とした学術的発掘調査を継続的に実施する。
	94	白鳥館遺跡整備事業	平成32年度世界遺産登録を目指とする白鳥館遺跡について、史跡遊歩道修繕等の周辺の環境整備を行う。
	95	高野長英記念館管理運営事業	高野長英に関する企画展の開催、施設来館者への展示説明、機械警備、清掃、修繕、所蔵資料管理等の管理運営を行う。
	96	後藤新平記念館管理運営事業	後藤新平に関する企画展の開催、施設来館者への展示説明、施設設備点検、所蔵資料の適正な保存等の管理運営を行う。
	97	斎藤實記念館管理運営事業	斎藤實に関する企画展の開催、施設来館者への展示説明、機械警備、清掃、修繕、所蔵資料等の適正な保存等の管理運営を行う。
	98	菊田一夫記念館管理運営事業	来館者への展示説明、機械警備、清掃、修繕などの管理運営、一般公開している市指定有形文化財中善蔵の保存管理等を行う。
	99	牛の博物館管理運営事業	奥州市牛の博物館の維持管理業務
	100	牛の博物館事業	奥州市牛の博物館の事業（企画展、教育普及事業、ボランティア活動補助金など）に関する経費
	101	史跡保存管理計画策定事業	学識経験者を主体とした専門家委員会である「接待館遺跡保存管理計画策定委員会」の開催や、「接待館遺跡保存管理計画書」の刊行、未策定となっている接待館遺跡について保存管理計画を策定する。

5カ年の事業費合計 170億6,735万円

【大綱3 健康で安心して暮らせるまちづくり】

基本 施策	No.	事業名	事業概要
みんな で支え 合う 地域 福 祉 の 推進	1	安心生活創造推進事業 (地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業)	孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施する。
	2	権利擁護推進センター運営事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の意思決定が困難な者が、住み慣れた地域で安心して生活するための支援体制の強化を図るとともに、社会的責任のある法人が対象者の財産管理や身上看護を行い、その権利を擁護する。
	3	社会福祉総務費	社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、所轄庁として指導監査を行うことによって適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。
	4	保護司会補助金	胆江地区保護司会に補助金を交付することにより、この地域における更生保護活動の円滑な推進を図る。
	5	民生相談事務費	奥州市民生児童委員連合協議会の福祉活動の助長、相互連携に対する補助
	6	社会福祉協議会に対する運営費補助	社会福祉協議会の法人運営及び地域福祉に関わる人件費を補助する
	7	江刺総合コミュニティセンター管理運営事業	施設・設備の維持管理、施設使用者の受付関連業務、消防法に基づく業務等を行う。
	8	奥州市福祉センター管理運営費補助	奥州市総合福祉センター、胆沢総合福祉センター、すばーく胆沢（屋内ゲートボール場）に係る管理運営経費への補助 社会福祉協議会への福祉センター等社会福祉施設管理運営補助
	9	援護事業	東日本大震災により県内で居住する住宅に著しい被害を受けた被災世帯がその居住する住宅を市内で建設し、又は購入する場合に、当該世帯の世帯主に対して生活再建支援金を交付する。
	10	献血推進事業	献血推進協議会へ補助金を交付し、献血事業の円滑な運営に協力するとともに、献血思想の普及を図る。
	11	地域コミュニティを活用した被災者生活支援事業 (被災者支援総合事業)	「住民支え愛マップ」の地域による作成を支援することにより、近隣住民の再認識と地域ニーズの発掘を図り、要援護者（一人暮らし、高齢者世帯、障がい者世帯等）を把握し、平常時の見守り体制（にこにこネット）の構築や緊急連絡カードの配置、消防署等への情報提供を行うとともに、要援護者については個別の避難計画を定め、個別台帳を整備して有事の際に備える。また、避難者及び新たな場所での生活再建者等の市民の福祉や生活に関するあらゆる悩みを相談できる窓口として、定期的に相談所を開設する。
	12	ホーリークラーク奥州開設事業 (被災者支援総合事業)	避難者交流と生活再建支援に関する相談等に対応するための拠点を開設する
	13	心の復興事業 (被災者支援総合事業)	仮設住宅での避難生活の長期化とともに、新たなコミュニティづくりが重要となる中で、被災者が参画し、自ら活動する機会を創出することにより、交流機会の拡大を促し、被災者等の孤立防止を図る。
	14	災害復興支援事業補助金	東日本大震災被災者支援の一環として、被災者支援を行う市内団体に対し、「奥州市東日本大震災被災者支援補助金」を交付する。
	15	災害援護資金貸付金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。
子育て 環境 の充実	16	生活保護総務経費	生活保護業務を執行するための基礎的経費
	17	自立支援プログラム策定実施推進事業	生活保護受給者の就労の実現に必要な支援を行う。
	18	生活保護適正実施推進事業	レセプト点検・扶養義務調査等を実施する。
	19	体制整備強化事業（面接相談員配置事業）	面接相談員の配置により、適切な相談業務を確保する。
	20	生活困窮者自立支援事業	就労その他の自立に関する包括的な相談支援を展開し、生活保護に至る前の生活困窮者の自立の促進を図る。
	21	生活保護総扶助費	世帯の状況に応じて、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助を行う。
	22	児童手当支給事業	支給要件に該当する児童を養育している者から申請を受け付け、手当を支給する。
	23	子育て支援事業(子育て短期支援事業)	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育を行う。
	24	児童入所施設措置事業（母子生活支援施設入所）	対象となる母子を母子生活支援施設に入所措置し、生活を支援しながら自立を促進する。

基本施策	No.	事業名	事業概要
子育て環境の充実	25	婦人保護事業 (母子家庭等高等職業訓練促進給付金等給付費)	母子家庭の母又は父子家庭の父で看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、栄養士、柔道整復師、鍼灸師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師の資格取得のため修業を開始した者に対し、訓練促進費を支給し、修了後に一時金を支給する。
	26	婦人保護事業（母子家庭等自立支援教育訓練給付費）	対象講座の受講のために支払った費用の一部について、要件に基づき母子家庭等自立支援教育訓練給付金を支給する。
	27	障がい児保護措置費給付事業	障がい児が障害児通所支援等を利用した費用を負担し、児童が適切な支援を受けて健全な発達が出来るようにする。
	28	子ども・若者育成支援事業	ニート、ひきこもりなど困難を抱える子ども・若者やその保護者への相談、支援、関係機関との連絡調整や、「若者の居場所 ほっと広場」を開催し、家以外に安心して過ごせる居場所を提供する。
	29	児童扶養手当支給事業	支給要件に該当する者から申請を受け付け、手当を支給する。
	30	婦人保護事業	要保護女子等からの相談対応と態様に応じた効果的な指導等を行う
	31	家庭児童相談事業	児童虐待や、家庭内や学校での人間関係や生活習慣、発達の遅れなど様々な問題に悩む親や保護者の相談を受け、問題解決のためのアドバイスや指導を行う。
	32	少年センター管理運営事業	少年を取り巻く環境の浄化、少年の非行防止化を図るための専任補導員、少年補導員による活動を行う。
	33	放課後児童健全育成事業	市全域の放課後児童クラブ（41箇所）の事業委託
	34	子育て支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として組織化し、コーディネーターがマッチングする用事のある時の子どもの預かりや送迎等の相互援助活動を行う
	35	発達支援センター事業	心身の発達に課題のある児童等及びその保護者に対し、児童等の発達を促すための支援及び保護者の育児不安を軽減するための支援を行う。
	36	心身障がい児福祉推進事業	幼稚教室において、就学前の児童及びその保護者に対し、母子通所による療育指導及び療育支援を行う。
	37	生後4か月赤ちゃん全戸訪問事業	対象家庭を全戸家庭訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、傾聴を行い、子育て支援に関する情報提供を行う。また乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整を行う。
	38	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターを設置し、親子や祖父母の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、助言、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。
	39	稻瀬わかば園特別保育事業	子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、助言、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。
	40	前沢保育所特別保育事業	子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、助言、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。
	41	あゆみ園特別保育事業	子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、助言、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。
	42	エンゼルプラザ管理運営事業	市内商業施設内において、子育て親子や祖父母の交流の場の提供と交流促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。
	43	こっころひろば管理運営事業	子育て中の保護者の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、助言、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。 保育士の他助産師、保健師、臨床心理技師のいる施設として市内他支援施設にはない特色を生かし、相談しやすい場を提供していく。
	44	子育て総合支援センター施設管理運営事業	子育て総合相談として子育ての不安、悩みや子どもの発達に関する相談に応じる。 相談は保健師、助産師、保育士、臨床心理技師、児童療育指導員が受け、適切な支援や情報提供を行うほか関係機関と連携して支援を行っていく。 いずみ保育園・子ども発達支援センター、こっころひろば（地域子育て支援拠点事業）、幼児教室らを開設。
	45	前沢子育て支援センター冷暖房改修事業	前沢子育て支援センターの老朽化した冷暖房機器を更新し、子育て支援センターの環境改善を図る。
	46	子育て総合支援センター駐車場買取事業	利用者の利便のため、現借地の駐車場用地を取得し継続的に利用する。
	47	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対して費用の一部を助成する。
	48	母子保健推進事業	思春期保健事業、妊娠及び乳幼児の健康診査、健康教育、健康相談を行う。
	49	予防接種事業	定期予防接種の実施
	50	障がい児保育事業	障がい児の受けが可能な教育・保育施設等において、心身に障がいを有する児童を受け入れ個別的な支援等を行う。

基本施策	No.	事業名	事業概要
子育て環境の充実	51	私立保育所産休等代替職員補助事業	社会福祉法人等が市内に設置している認可保育所等が産休代替職員を雇用する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
	52	私立保育所延長保育事業	通常保育の開所時間を延長したうえで、更に通常保育後に延長保育を実施する。
	53	私立保育所一時預かり事業	家庭において一時に保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育所等で一時に預かり、必要な保護を行う事業を実施した私立の施設に対し補助金を交付する。また、幼稚園における預かり保育委託等による「一時預かり事業（幼稚園型）」を含む。
	54	病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）	国の病児保育事業実施要綱に基づき、看護師等を配置し、保育所等の医務室や余裕スペース等で体調不良となった通所児童に対し緊急的な対応を行う。
	55	病後児保育施設こぐま園運営事業	保護者が就労している場合等において、病気の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な児童を一時に保育する。
	56	保育所入所委託事業	私立保育所において、保育を必要とする児童の保育を実施する。
	57	保育園運営事業	公立保育所の運営管理業務
	58	認定こども園運営事業(仮称)	公立認定こども園の運営管理業務
	59	社会福祉協議会補助事業（米里保育所）	奥州市社会福祉協議会が運営する米里保育所の適正な運営
	60	いづみ保育園運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	61	みなみ保育園運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	62	田原保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	63	江刺南保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	64	玉里保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	65	梁川保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	66	広瀬保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	67	稻瀬わかば園運営事業(仮称)	就学前の子どもに対し、心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うため、認定こども園の運営・維持管理を行う。
	68	前沢保育所運営事業	保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所の運営・維持管理を行う。
	69	あゆみ園運営事業(仮称)	就学前の子どもに対し、心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うため、認定こども園の運営・維持管理を行う。
	70	保育所保育事業	保育所入所等に係る関連業務等
	71	私立保育所運営補助事業	保育所等の運営規模に応じて、補助金を交付する。
健康づくりの推進	72	子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援事業計画の検証、見直し及び新たな計画の策定、子ども・子育て会議の開催、計画における未実施事業の検討、その他新制度の実施に伴う問題解決に向けた協議を行う。また、子育て支援事業利用者支援員による子育て世帯への情報提供や相談を行うほか、保育園等の施設整備経費について補助する。
	73	子ども・子育て支援給付事業	認定こども園又は幼稚園において教育・保育を実施するための経費を施設型給付費として給付する。（施設の法定代理受領）
	74	地域子ども・子育て支援事業	家庭において一時に保育を受けることが困難となった乳幼児について、幼稚園等で預かり、必要な保護を行う事業を実施した私立の施設に対し補助金を交付する。
	75	精神保健事業	普及啓発のために各種講演会、教室等を開催するとともに、ゲートキーパー養成研修会、50歳のうつスクリーニング、庁内連携会議、相談窓口の設置を行い、家族教室等で家族の支援を行う。
	76	保健衛生総務費	健康づくり推進協議会、食育推進協議会、達者の里バス、健康増進サポーター関連業務や、電算処理関連業務、会議及び研修、避難者健康相談を行う。
	77	水沢保健センター管理運営事業	保健センターの維持管理業務
	78	江刺保健センター管理運営事業	保健センターの維持管理業務
	79	前沢健康管理センター管理運営事業	前沢健康管理センターの維持管理業務
	80	悠悠館管理運営事業	健康増進プラザ悠悠館の維持管理・運営業務
	81	衣川保健福祉センター管理運営事業	保健福祉センターの維持管理業務

基本施策	No.	事業名	事業概要
健康づくりの推進	82	結核健康診断事業	結核を早期に発見し早期治療開始に結びつける
	83	保健対策推進事業	運動教室、食育推進事業、栄養改善事業、各種がん検診、禁煙対策の実施等
	84	健康増進事業	一般健康診査、健康教育、成人歯科健診、骨粗しょう症予防検診、肝炎ウイルス検診等
	85	保健事業	特定保健指導未利用者の把握及び利用勧奨、生活習慣病予防に係る健康教育・健康相談、食生活改善事業を実施する。
	86	特定健康診査等事業	心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防、対象者の高齢期における適切な医療を確保する。
高齢者支援の推進	87	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療制度における、療養の給付等に要する費用の負担 岩手県後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用の負担
	88	後期高齢者医療特別会計繰出金	後期高齢者医療特別会計の運用に必要となる経費の繰出金
	89	後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療被保険者への健康診査を行う。
	90	老人福祉総務費	特別養護老人ホーム等の建設費に対して後年度において補助する事業や養護老人ホームの措置に関して被措置者等の負担金の管理のほか、要援護高齢者支援システム（緊急時対応）の管理運営などを行う。
	91	老人施設入所措置費	養護老人ホーム等への入所措置を行う。
	92	生活支援ハウス運営事業	高齢等のため孤立して生活することに不安がある者に対して一定期間の住宅の提供や、各種相談、助言や緊急時の対応、及び通所介護、訪問介護の利用手続きの援助、並びに地域住民等との交流を図るための各種事業及び交流の場の提供を行う。
	93	生きがい活動支援通所事業	前沢いきいきハウスの運営（直営）、大岳高齢者生きがいセンター・水沢高齢者創作館・江刺高齢者生産活動センターの運営委託（指定管理）、生きがい対応型デイサービス事業、高齢者生きがいと健康づくり事業
	94	老人福祉センター管理事業	衣川老人福祉センターの運営
	95	介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金	介護保険法による介護保険給付費等の市負担
	96	介護保険特別会計(サービス事業勘定)繰出金	まえさわ介護センターの業務（指定管理）、指定介護予防支援事業所の業務（地域包括支援センター業務）等
	97	福祉バス運行管理事業	福祉事業等に参加を希望している交通手段のない高齢者を対象に、社会参加を促進するための福祉バス運行を行う。
	98	介護職員初任者研修受講料助成	介護職員初任者研修を修了した者の研修に係る受講料に対し助成する。
	99	介護保険サービス利用者負担助成事業	介護保険サービスの訪問介護及び訪問入浴介護又は総合事業の訪問型サービスを利用している低所得世帯に対し、利用料助成を行う。
	100	老人日常生活用具給付等事業	電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付や電話加入権の貸与を行う。
	101	老人緊急通報装置貸与事業	緊急通報装置の設置及び貸与を行う。
	102	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	要援護高齢者等の属する世帯の住宅改善（段差の解消、手すりの設置等）に必要な経費に対し、補助金を交付する。
	103	有償運送事業	福祉車両を運行することにより、歩行困難な方の通院や買い物などの社会参加を支援する。
	104	老人クラブ助成事業	単位老人クラブ・奥州市老人クラブ連合会が行う生きがいと健康づくりのための多様な社会活動に対し、補助金を交付する。
	105	敬老事業	敬老会開催補助金の支給及び米寿(88歳)・白寿(99歳)対象者への記念品贈呈、並びに百歳の誕生日に市から記念品を贈呈する。
	106	介護施設等整備事業	施設整備に対し補助を行う。
	107	介護予防・生活支援サービス事業	地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画しての、現行相当訪問型サービス、現行相当通所型サービス、その他多様なサービスを実施する。
	108	一般介護予防事業	介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業 一般介護予防評価事業・地域リハビリテーション活動支援事業
	109	介護予防ケアマネジメント事業	自立した生活を送れるよう、個々に応じた必要なサービスの調整を行う。
	110	総合相談事業	要援護高齢者等に対し、保健福祉サービス及び生活支援に関する相談並びに介護予防事業に関する相談を行い、必要な支援・情報提供、関係機関への紹介等を行う。
	111	介護給付等費用適正化事業	介護保険サービス利用者に対し介護給付費の額等の実績を通知する。
	112	家族介護教室事業	在宅で介護している家族に対し、介護負担軽減のための、介護の知識の習得や技術の向上の機会、介護者同士の交流の場を提供する。
	113	在宅寝たきり老人等介護用品給付事業	寝たきり等の高齢者を在宅で介護する介護者（家族）に対し、介護用品や慰労金を給付する。

基本 施策	No.	事業名	事業概要
高 齢 者 支 援 の 推 進	114	介護相談員派遣事業	介護相談員が介護施設及び事業所を訪問し、サービスを利用する者等から話を聞き、その疑問や不満などの解消を図る。
	115	成年後見制度利用促進事業	成年後見の申立費用の負担や、後見人報酬の助成を行う。
	116	高齢者地域生活サポート事業	コールセンターに通報できる装置を提供することで、利用者から寄せられる相談等に対する指導及び助言並びに定期的な安否確認及び健康相談を実施する。
	117	生活支援介護予防サービス基盤整備事業	市全域レベル（第一層）及び生活圏域（第二層）における協議体、生活支援コーディネーターを設置し、地域資源の把握、育成を行う。
	118	認知症施策総合推進事業	医療・介護・地域支援サービスの連携を図る。 認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症の人や家族を支援する。
	119	地域ケア会議推進事業	個別事例の解決に向けた支援内容の検討、個別事例に共通する課題の分析等を通じた地域課題の発見、高齢者等の支援体制に必要な政策形成への提言及び提案
	120	在宅医療・介護連携推進事業	奥州市在宅医療介護連携推進協議会の開催、奥州市在宅医療介護連携推進部会の開催、医療・介護関係者の研修会の開催、地域住民への普及啓発
	121	まえさわ介護センター管理運営事業	まえさわ介護センターの運営(指定管理)
	122	食の自立支援サービス事業	65歳以上の高齢者または重度障がい者で、調理や食料の調達が困難で安否確認が必要な人に対し、栄養バランスのとれた夕食を配達しながら、安否確認を行う。
	123	障がい者福祉総務費	障害者福祉システム運用の委託及び社会福祉法人への補助を行う
障 が い 福 祉 の 推 進	124	特別障害者手当等支給事業	特別障害者手当等の支給（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）
	125	障がい者自立支援総務費	事業者からの介護給付費の請求に係る審査手数料及び障害支援区分の審査資料である主治医意見書の作成手数料
	126	自立支援医療費給付事業	身体に障がいのある者（18歳以上）に対し、日常生活能力や職業能力を回復又は獲得することを目的に医療給付を行う（更生医療）。 手術などを行うことにより、治療または障がいが軽減されることを目的に医療給付を行う（育成医療）。
	127	補装具費給付事業	障がい者及び障がい児において、補装具の給付若しくは修理を必要とする人へ給付・修理を行う。
	128	療養介護医療費給付事業	常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護日常生活の支援を行う。
	129	介護給付費等給付事業	障がい者が障害福祉サービスを利用した場合、その利用に要した経費について、利用者負担（上限1割）を除いた分について負担をする。
	130	相談支援事業	障がい者等の相談に応じ、福祉サービスの利用援助や必要な支援を行う相談支援事業を社会福祉法人等に委託して行う。
	131	意思疎通支援事業	身体障害者福祉相談員を配置するほか、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う。
	132	日常生活用具給付等事業	障がい者及び障がい児において、日常生活用具の給付若しくは貸与又は住宅改修を必要とする者へ給付を行う。
	133	移動支援事業	障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出の際の移動の介護を行う。
	134	地域活動支援事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の便宜を供与する事業並びに必要に応じて利用者の居宅と地域活動支援センターの送迎を行う。
	135	訪問入浴サービス事業	家庭で入浴するうえで介護を必要とし、その家族の介護を受けることができない障がい者、難病患者、高齢者等に対し、訪問入浴介護サービスを提供する。
	136	職親委託事業	知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導、技能習得訓練等を行う。
	137	日中一時支援事業	障がい者等に活動の場を提供し、見守り及び障がい者等が社会に適応するための日常的な訓練を行う。必要に応じ、学校等から施設まで及び施設から障がい者等の居宅までの送迎を行う。
	138	障がい者社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動等の社会参加促進事業を実施する。
	139	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等に基づく研修を支援する。
	140	福祉乗車券給付事業	重度障がい者等に対し、タクシー又はバスの料金の一部を助成する。
	141	在宅酸素療法酸素濃縮器使用助成事業	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者に対し、酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。
医療 の 充実	142	国民健康保険特別会計繰出金	国の通知に基づき算出された額を国民健康保険特別会計に繰出す。また、政策的な判断により、必要に応じて法定外の繰出しを行つ。

基本施策	No.	事業名	事業概要
医療の充実	143	休日診療所事業	胆江地区休日診療所の運営(日曜、祝祭日、年末年始 8時30分～16時) 夜間診療所の運営(毎日18時30分～21時) 江刺区 在宅当番医制委託(日曜、祝祭日 午前中)
	144	病院群輪番制病院運営事業	休日及び夜間の主に重症救急患者の二次救急医療確保のため、胆江管内の大規模病院が共同連帯して輪番制により休日夜間の救急患者に対応し、胆江地区において事業を実施する4医療機関のうち、奥州病院に対して補助を交付。
	145	私的二次救急医療機関支援事業	消防庁が示している条件に適合した私的二次救急医療機関が、救急隊により搬送された傷病者を受け入れた場合に、当該受入人数を算定基礎とし、補助金を交付する。
	146	病院事業会計負担金等	病院事業会計への出資金、負担金の支出
	147	国民健康保険特別会計(直診勘定)繰出金	国保直営診療所の運営に係る赤字分を補填する。
	148	医師養成奨学資金貸付事業	奥州市立医療機関で、将来医師の業務に従事しようという医学生に対し、奨学金を貸し付けることにより、市立病院等の医師確保を図る。
	149	地域医療推進事業	奥州市立病院・診療所改革プランの点検評価を行い、経営改善につなげる。今後の地域医療(在宅医療)の推進のため地域包括ケア推進室と連携を図る。
	150	重度心身障がい者医療給付事業	重度心身障がい者の医療費の一部を給付
	151	子ども医療費給付事業	子どもの医療費の一部を給付
	152	妊娠婦医療費給付事業	妊娠婦の医療費の一部を給付
	153	ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の医療費の一部を給付
	154	寡婦医療費給付事業	寡婦の医療費の一部を給付
	155	国民健康保険一般事務費	被保険者の資格管理、保険給付その他国民健康保険事業の健全運営に資する事業の支援
	156	国民健康保険連合会負担金	岩手県国民健康保険団体連合会への負担金
	157	一般被保険者療養給付費	医療費のうち、一般被保険者が保険医療機関等に支払う自己負担分(一部負担金)を除いた費用を、法定負担割合に基づき負担する。
	158	退職被保険者等療養給付費	医療費のうち、退職被保険者が保険医療機関等に支払う自己負担分(一部負担金)を除いた費用を、法定負担割合に基づき負担する。
	159	一般被保険者療養費	柔道整復、あんま、はり、きゅうなど、保険医療機関等における医療サービスとして現物給付を行うことが困難、また、緊急その他やむを得ない場合等について、一定の支給要件を備えた場合に限り、一般被保険者の療養に要した費用を事後に現金給付する。
	160	退職被保険者等療養費	柔道整復、あんま、はり、きゅうなど、保険医療機関等における医療サービスとして現物給付を行うことが困難、また、緊急その他やむを得ない場合等について、一定の支給要件を備えた場合に限り、退職被保険者の療養に要した費用を事後に現金給付する。
	161	診療報酬請求明細審査事務費	岩手県国民健康保険団体連合会が行う診療報酬請求明細書に係る一次審査及び支払業務に対し、審査支払手数料を支出する。
	162	一般被保険者高額療養費	一般被保険者が保険医療機関等で受けた療養に支払った自己負担分(一部負担金)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する。
	163	退職被保険者等高額療養費	退職被保険者が保険医療機関等で受けた療養に支払った自己負担分(一部負担金)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する。
	164	一般被保険者高額介護合算療養費	一般被保険者が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する。
	165	出産育児一時金給付費	被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給する。
	166	葬祭費給付費	被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費を支給する。
	167	後期高齢者支援金	後期高齢者医療に係る保険給付費に対する現役世代の支援分として、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に拠出(財源プール)する。
	168	前期高齢者納付金	前期高齢者(65～74歳)の保険給付費負担に係る保険者間の財政調整に対する負担分として、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付(財源プール)する。
	169	介護納付金	介護被保険者の給付費に対する負担分として、介護2号被保険者(40～65歳)から徴収した保険料(税)を元に各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付(財源プール)する。
	170	高額医療費拠出金	小規模保険者の運営基盤の安定化(リスク軽減)を図るために、高額な医療費について、県内の国民健康保険保険者が、岩手県国民健康保険団体連合会に拠出(財源プール)し、実績に応じた交付を受けることで、費用負担の調整を図る。

基本施策	No.	事業名	事業概要
医療の充実	171	保険財政共同安定化事業拠出金	県内市町村間の国民健康保険税の平準化、財政の安定化を図るため、県内の国民健康保険保険者が、岩手県国民健康保険団体連合会に拠出（財源プール）し、実績に応じた交付を受けることで、費用負担の調整を図る。
	172	医療費適正化対策事業	重複、多受診者へ看護師が訪問し服薬指導等受診指導を行う。 被保険者に健康及び国保制度に対する意識を深めさせるため医療費の通知を行う。 医療費負担の適正化の観点から、ジェネリック（後発）医薬品差額通知を行う。
	173	直営診療施設勘定繰出金	国の特別調整交付金のうち、病院事業会計及び直営診療施設における対象経費について交付された額の繰出しを行う。
	174	一般管理費	江刺区の診療所の運営
	175	後期高齢者医療制度一般事務経費	後期高齢者医療制度の被保険者証や高額療養費支給申請に係る勧奨通知の発送、被保険者管理システムの維持管理
	176	後期高齢者医療制度賦課徴収事務費	後期高齢者医療制度の保険料賦課決定通知等の調製・発送や、保険料の徴収に係る事務費
	177	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療制度の運営において、市が徴収した保険料及び保険料軽減措置の実施に係る保険基盤安定負担金を岩手県後期高齢者医療広域連合に納付する。
	178	後期高齢者医療保険料還付金	後期高齢者医療保険料の過年度分の減額更正に伴う還付を行う。
	179	新市立病院建設事業	老朽化した総合水沢病院を建替え、地域医療需要の受け皿を確保するため、新市立病院を建設する。
	180	高額医療機器（CT・MRI）更新事業	高額医療機器（CT・MRI）の計画的な更新を図ることで、安定した診療提供を行う。
	181	施設・設備整備事業	医療局施設及び設備の計画的大規模改修・修繕を行うことにより長寿命化を図る。

5カ年の事業費合計 1,730億6,208万円

【大綱4 豊かさと魅力のあるまちづくり】

基本 施策	No.	事業名	事業概要
農林業 の 振興	1	「食の黄金文化・奥州」推進事業	奥州市地域6次産業化ビジョンに沿った事業の推進、地域6次産業化に係る情報発信、民間主体による事業実施実動部隊（NPO法人など）の組織構築、6次産業化に取り組む農業者・事業者等への支援を行う。
	2	「食の黄金文化・奥州」ブランド魅力強化・発信事業	6次産業化に取り組む農業者・事業者等への支援や「食の黄金文化・奥州」に係る情報発信事業を行う。
	3	農業総務費	農林関係各種協議会の助成、農産物等放射性物質測定事業
	4	農業振興基本計画策定事業	農業振興地域整備計画を定め、土地の用途区分等の農業振興に係る事項を決定する。
	5	農業振興基金積立事業	一般会計で基金を運用した利子及び所有土地を売却した場合の基金への積立
	6	農業再生協議会運営事業	奥州市農業再生協議会が実施する経営所得安定対策推進事業に要する経費の補助や、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るための活動補助を行う。
	7	グリーン・ツーリズム推進事業	グリーン・ツーリズムに関する業務を行う臨時職員経費の負担や、おうしゅうグリーン・ツーリズム推進協議会への事業補助を行う。
	8	経営体育成支援事業	新規就農者、認定農業者、集落営農組織等を対象として、農業用機械、ハウス等のハード事業に対する助成や、被災した農業者に対して施設等、現状回復に向けての補助を行う。
	9	人・農地問題解決加速化支援事業	集落、地域での話し合いに基づき、地域農業マスターPLANの策定を行う。
	10	農地集積・集約化対策事業	農地中間管理機構を通じて農地集積に協力する者や地域に対し、補助金を交付する。
	11	産地パワーアップ事業	地域一丸となって収益力強化に取り組む産地に対し、育苗施設や乾燥調製施設等の補助金を交付する。
	12	農業経営力向上支援事業	法人を設立するための費用補助や、集落営農組織を設立するための費用補助を行う。
	13	担い手育成対策事業	パソコン農業簿記ソフトの導入に要した費用に対する補助や、認定農業者、新規就農者等の技術研修にかかる費用に対する補助、認定農業者協議会の活動支援の補助を行う。
	14	農業経営基盤強化促進対策事業	担い手の農地の利用調整や、認定農業者の経営改善支援、新規就農者の経営改善支援を行う。
	15	新規就農者支援事業	青年就農給付金（青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対する補助）
	16	農業マイスター事業	J A 岩手ふるさと管内に就農予定の18～40歳程度の新規就農希望者を1年あたり5名以内を採用し、2年間の研修を実施するJ A 岩手ふるさとへ費用負担。
	17	強い農業づくり交付金事業	共同利用施設整備の事業費補助
	18	岩手の水田農業確立推進事業	水稻の需給調整を図る
	19	地域農業マスターPLAN実践支援事業	担い手育成、産地拡大、雇用活用園芸産地育成、6次産業化に必要な農業機械・施設の整備を支援する。
	20	中山間地域等直接支払事業	集落（個人）と市が協定を締結し、「農業生産活動」及び「多面的機能増進活動」に対し補助を行う。
	21	環境保全型農業直接支援対策事業	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取り組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し助成する。
	22	産地づくり推進事業	米穀、野菜、花き、りんごの安定生産を行うための苗木助成事業をJ A等と共同で実施し、農業所得の安定・向上を図る。
	23	鳥獣被害防止総合支援事業	本市に生息する鳥獣による農林業被害を抑止し、もって地域の農林業経営の安定向上に寄与することを目的として設立された奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会が行う活動に対して補助を行う。
	24	地域ブランド推進事業	農畜産物における地域ブランド「前沢牛」「江刺りんご」の生産拡大及び販路拡大に向けた取り組みを支援する。
	25	学校給食地産地消推進事業	地元産の特別栽培米「ひとめぼれ」の提供に伴う単価の差額を助成するほか、米粉活用商品、ドリンクヨーグルト、りんごジュース等を学校給食に提供。また、奥州市産にこだわった食材や献立を提供する「奥州っ子の日」に合わせ、地場農畜産物を使用した鍋物献立において使用する食材を提供し、地産地消を推進する。
	26	新品種りんご「奥州ロマン」導入促進事業	J Aで実施する奥州ロマンの苗木購入及び改植にかかる経費の補助

基本 施策	No.	事業名	事業概要
農林業の振興	27	畜産総務費	畜産の各種共進会等の副賞、業務に係る旅費、消耗品、各種団体の負担金及び会費
	28	家畜導入資金供給事業	J Aが行う農協有導入に対しての補助
	29	県南和牛造成対策事業	県南和牛育種組合が行う育種改良事業等に対しての負担金
	30	ブロイラー価格安定対策事業	岩手県チキン協同組合が行うブロイラー価格安定対策事業に対して補助金を交付
	31	畜産振興対策事業	J A等が事業主体となって実施する繁殖基盤強化事業、管内導入肥育体制構築事業、優良乳用雌牛導入推進事業、酪農生産基盤強化支援事業、放牧推進事業に対して補助金を交付する。
	32	養豚経営安定対策事業	(独)農畜産業振興機構が実施する豚枝肉の価格差補てん事業における生産者負担金の一部を助成する。
	33	地域農業マスターPLAN実践支援事業(畜産)	農業生産施設、設備整備に対する助成
	34	安全・安心確保緊急対策事業	放射性物質により汚染された牧草・稻わらの一時保管施設を国が指導に基づき適正に管理し、国の処理方針が示され処理するまでの保管に要する支援
	35	牧野運営事業	市営牧野の運営業務
	36	胆沢牧野施設整備事業	胆沢牧野施設の修繕、放牧事業、採草事業用の作業機（農機）の計画的更新を図る。
	37	胆沢トレーニング農場セミナーハウス管理事業	指定管理による新規就農者の栽培研修等の実施及び施設の維持管理を行う。
	38	堆肥化施設運営事業	胆沢堆肥化施設の維持管理、老朽化した機械設備等の計画的修繕や、胆沢堆肥化施設利用者が行う堆肥施設への運搬事業補助を行う。
	39	堆肥化施設整備事業	堆肥化施設等の整備及び個別堆肥舎等設置補助
	40	山村活性化支援対策事業	農林水産省の山村活性化支援交付金を活用し、国見平温泉を拠点にし、専門家の指導の下、消費者のニーズを把握し、地域食材を生かしたメニューの開発や地域資源の見直し等を民間団体等と協働して実施する。
	41	いわて中山間地域いきいき暮らし活動支援事業	地域ビジョンを策定した中山間地域の集落が実施する農畜産物の加工、少量多品目生産、集落サポート、交流活動等の取組に必要な経費等を支援する。
	42	胆江地区肉用牛青年担い手育成事業	胆江地域肉用牛青年担い手協議会の負担金
	43	死亡牛処理円滑化推進事業	牛飼養農農家で死亡した牛を処理するための一次保管施設までの運搬費用を補助する。
	44	家畜導入事業資金供給事業積立事業	家畜導入事業を行うための財源を基金として積立する。
	45	水産業振興費	漁協が行う淡水魚の繁殖保護及び河川清流化運動の推進を図るために事業費の一部を補助する。
	46	農道維持管理事業	農業生産に必要な農道の維持補修
	47	排水機場維持管理事業	排水機場の保守点検、施設管理委託、施設修繕等
	48	用排水路持管理事業	草刈り、堆積した土砂の浚渫等
	49	県営防災ダム管理事業	ダム管理（施設点検・操作等）、草刈り等
	50	生態系・環境保全ため池維持管理事業	除草（ため池13箇所、小区画水田1箇所、ため池用パイプライン1箇所、都市農村交流拠点施設1箇所、農村公園用地1箇所）
	51	水と土保全基金積立事業	農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と、地域住民活動の活性化を図るため地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備事業への支援のための基金の積立
	52	土地改良事業	土地改良区が農業用水利施設等の維持管理を行うための費用の一部負担（北大堰清掃事業、水環境施設維持管理事業、土地改良区管理用水路利用調整対策事業）
	53	ふるさと・水と土保全対策事業	地域の土地改良施設において、地域住民の交流を促進し継続かつ主体的な維持管理体制を構築するため、自然保護活動や環境学習、生態系保全活動を行う。
	54	国営造成施設管理体制整備促進等事業	胆沢平野、江刺猿ヶ石用水地区において、国営造成農業水利施設の機能を適切に維持管理するための管理体制の整備に対する負担金
	55	団体営土地改良事業	胆沢平野、江刺猿ヶ石用水地区において、国営造成農業水利施設の機能を適切に維持管理するための管理体制の整備に対する補助金（小規模用排水路維持管理事業補助金）
	56	県営農業農村整備計画調査事業	県営土地改良計画調査事業費への補助金
	57	多面的機能支払対策事業	水路の泥上げや農道の砂利充填等の基礎的保全活動や水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等による農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、農業用施設の長寿命化に取り組む組織に対して助成を行う。（交付割合、国50%、県25%、市25%）

基本施策	No.	事業名	事業概要
農林業の振興	58	県営土地改良事業	當農の効率化と低コスト生産を促進するため、水田を大区画ほ場に整備する事業の負担(市10%)（経営体育成土地改良事業、中山間地域総合整備事業）
	59	基幹水利施設トックマネジメント事業	県営事業で整備した水利施設を機能診断に基づき、機能保全対策を実施し、施設を効率的に保全する。
	60	土地利用調整事業	県営土地改良事業整備地域内における土地利用調整活動及び関連業務推進への補助
	61	市有林造林事業	市有林の適正な保育管理を行う。また、各森林の機能に応じて、各種計画に基づき事業を実施する。
	62	森林病害虫防除対策事業	アカマツ林における松くい虫被害エリアの拡大防止を図るため、監視帯内の重点駆除及び被害木のくん蒸処理を実施する。また、被害拡大防止のため、薬剤散布若しくは薬剤注入による予防措置を実施する。
	63	造林促進事業	県の森林整備事業により実施する人工造林、天然林改良、復旧造林、育林及び森林整備に要する経費に対する補助
	64	森林整備地域活動支援交付金	森林経営計画の作成や、集約化施業の実施に必要となる森林の現況調査、境界の確認等など、施業集約化の推進に必要な地域活動に対する支援（森林計画作成促進、施業集約化の促進、作業路網の改良活動等）
	65	林道維持管理事業	林道の維持管理
	66	広葉樹林再生実証事業	生産が停滞している広葉樹林の伐採及び作業道の作設や森林の空間線量率、土壤、原木、放射性物質調査及び取りまとめ
	67	農地防災事業 (ため池ハザードマップ作製業務)	ハザードマップの作成
	68	林業総務費	緑の募金活動、親子森林体験教室実施、胆江地方育樹祭実施等
	69	特用林産施設体制整備事業	生産資材（きのこ原木、オガ粉）の導入、特用林産施設の整備
	70	胆沢ふるさとの森整備事業	ふるさとの森及び基金の管理
	71	鉱害災害復旧事業	過去に亜炭採掘時に利用していた坑道が陥没したものを復旧
	72	農業委員会費	農業委員会等に関する法律第6条に規定する農業委員会所掌事項の運営
商工業の振興	73	商業振興事業（経常）	水沢大町多目的広場管理費用、川原町多目的広場管理費用、岩手県中小企業団体中央会負担金
	74	商業振興事業（政策）	商工団体への事業費補助、まちづくり会社への事業費補助
	75	商店街活性化事業（全体）	商店街に魅力ある店舗を増幅させ、地域資源価値を創出し、商店街のやる気を向上させる。
	76	商店街活性化事業（重点）	新規出店に要する費用の補助や、商店街等で企画した集客力の高い事業に対する支援を行う。
	77	商店街活性化事業（水沢）	中心市街地に不足している日常生活関連テナントの誘致の推進を図る事業に対する補助、市街地の商業施設の利用推進事業に対する補助及び市街地活性化のためのイベント経費補助
	78	商店街活性化事業（江刺）	えさし蔵まち市開催事業補助（えさし蔵まち市、水曜市感謝祭等）、江刺自律的まちづくり推進事業補助（商店街振興支援事業、えさしソウルフードグランプリ事業、ご当地ヒーロー事業等）、商店街で開催する各種イベントへの支援、江刺ショッピングセンター修繕負担金
	79	商店街活性化事業（前沢）	人にやさしい商店街を実現するための各種事業補助を行うとともに、御招待セール、年末年始共同売り出し、小学生あそんど体験の事業補助を行う。
	80	中小企業融資利子補給事業	奥州市中小企業融資あっせん条例に基づく中小企業への融資あっせん及び当該融資金に係る利子の一部補給
	81	工業振興事業（経常）	貸工場の管理運営及び工業団地案内看板（水沢及び江刺）の管理等
	82	工業振興事業（政策）	産業支援コーディネーターの配置による、販路開拓、企業間のマッチング等の支援、インキュベーションマネージャー等による起業・創業支援、「産業支援センター」設置による、同センターを中心とする関係機関と連携した総合的な支援を行う。
	83	伝統産業会館管理運営事業	奥州市伝統産業会館の維持管理業務（清掃、修繕、使用料金の収受に関する業務等の運営管理）
	84	未来の活力・産業育成事業	中小企業が新規販路の開拓、人材育成、研究開発、新商品開発など、企業競争力に資する戦略的事業実施に対する補助
	85	奥州市創業支援事業	インキュベーションマネージャー等による支援窓口の設置や創業後のフォローアップ、起業・創業に向けた創業塾（創業セミナー）の開催など、他の支援機関と一体となった創業支援
	86	中小企業・小規模事業所販路開拓等支援事業	奥州市産の農林水産物を活用した食関連の新商品の販売等を目指す市内中小企業者に対し、その新製品の開発、販路開拓、生産活動の支援

基本施策	No.	事業名	事業概要
商工業の振興	87	新事業創出支援事業	新商品の事業化（生産・販売等）、事業の高度化や効率化等企業競争力の強化を目指す市内中小企業者に対し、設備投資、新製品の開発、販路開拓、生産活動等に必要な費用の一部支援
	88	伝統的工芸技術活用製品販路拡大支援事業	「岩谷堂くらしな」製品の販路拡大のための、新商品開発支援、販売体制の確立強化等
	89	江刺工業団地施設管理事業	工業排水貯溜池関係修繕及び清掃、工業排水水質検査、市有地除草等の管理
	90	企業誘致事業	既立地企業のフォローアップ事業、企業誘致促進事業、情報発信事業、調査事業及び企業誘致促進に有益な団体への各種補助金や補給金交付
	91	工業用地整備事業	新工業団地の整備を推進する。
	92	鋳物技術交流センター管理運営事業	市内鋳物産業（機械鋳物、工芸鋳物）等の需要拡大と品質向上に結びつく試験研究、製品試験、商品開発の場を提供し、必要な施設管理運営を行う。
	93	地域産業技術高度化支援事業	鋳物企業の技術力向上および大学との連携による研究開発、技術開発の支援
	94	若手南部鉄瓶伝統工芸技能継承者の育成及び独立創業支援事業	伝統工芸技能継承者育成事業により育成した若手が製作した伝統的工芸品の販路開拓、独立に向けた支援を行うとともに、新規継承者を募り、育成する。
	95	鋳物技術交流センター設備機器整備事業	市内鋳物関連企業等のニーズに即した分析・試験設備機器を計画的に導入・更新する。
観光物産の振興	96	観光振興事業	観光情報発信事業、観光サポート一養成事業委託、及び奥州市観光物産協会事業補助金、みずさわ観光物産センター運営事業補助及び指定管理委託料等、並びに市が参画する協議会及び市が加入する観光関係団体への負担金で支援する。
	97	物産振興事業	物産展等のイベント事業への補助、姉妹都市との物産販売交流、伝統工芸士会への運営補助、産業まつり、南部鉄器まつりへの開催負担金や奥州市が加入する物産関係団体への負担金で支援する。
	98	水沢まつり事業	日高火防祭、黒石寺蘇民祭、夏まつり、ざつつか、くくり雛まつり等の開催に関する経費及び補助金
	99	南岩手交流プラザ管理運営事業	南岩手交流プラザの整備及び維持管理（観光情報提供、観光施設案内、休憩所等）
	100	観光客誘致促進事業	観光拠点のルート化、観光客の受け入れ体制の整備及び観光関係団体の育成支援や、地域おこし協力隊を活用した首都圏への情報発信、受入環境の整備拡充を行うとともに、胆沢ダム周辺を観光地として整備する。
	101	訪日外国人観光客受入拡大事業	多言語によるプロモーションの実施、観光・物産・文化など多様なステージでの交流事業、外国人受入環境の実現（外国人観光客向けセミナーの実施、外国人受入店の認証事業、外国向け物産展の実施及び出展支援
	102	江刺自然活用総合管理施設運営事業	江刺自然活用総合管理施設の適切な維持管理及び改修等
	103	えさし郷土文化館施設管理運営事業	えさし郷土文化館の適切な維持管理及び改修等
	104	森林総合利用促進施設整備事業	森林総合利用促進施設の維持管理及びダム周辺観光の充実化のためキャンプ場のリニューアル
	105	黒石寺休憩所管理運営事業	黒石寺休憩所（東光庵）の維持管理（休憩所、観光情報提供、観光施設案内等）
	106	正法寺休憩所管理運営事業	正法寺休憩所（月江庵）の維持管理（休憩所、観光情報提供、観光施設案内等）
	107	道の駅交流館管理運営事業	道の駅「みずさわ」の適切な維持管理及び施設利用者への道路・観光情報の提供
	108	越路スキー場管理運営事業	越路スキー場施設の維持管理
	109	種山高原星座の森管理運営事業	種山高原交流施設（星座の森）の適切な維持管理
	110	温泉保養施設ひめかゆ管理運営事業	温泉保養施設ひめかゆの維持管理
	111	農村ふれあいセンター管理運営事業	農村ふれあいセンター（温泉保養施設ひめかゆと一体化している施設）の維持管理
	112	その他観光施設管理運営事業	観光施設等の維持管理
	113	観光案内板設置事業	市内の観光施設等、特に平泉世界遺産と関連の深い史跡、施設等の説明板の整備や市内観光主要施設への観光客誘導のための誘導案内看板を整備する。
	114	奥州湖交流館管理運営事業	奥州湖交流館（胆沢平野の歴史・自然・文化等の展示、観光情報の提供、休憩スペース等）の管理運営
	115	歴史公園えさし藤原の郷管理事業	歴史公園えさし藤原の郷の適切な維持管理及び施設改修工事
	116	口ヶ対策事業	口ヶ誘致、口ヶ協力実行委員会への補助や、口ヶを通じた市の情報発信、えさし観光交流館指定管理委託を行う。
	117	口ヶ対策事業（記念事業）	藤原の郷に口ヶセットを再現し、それらを活用した事業の展開
	118	江刺まつり事業	甚句まつり及び夏祭りまつりの開催に関する負担金
	119	商工総務費	岩手前沢牛協会の事業補助
	120	前沢まつり事業	春まつり、夏まつり、牛まつりの開催に関する負担金
	121	前沢温泉保養交流館管理運営事業	前沢温泉保養交流館の管理運営

基本施策	No.	事業名	事業概要
観光物産の振興	122	胆沢まつり事業	全日本農はだてのつどい、さくらまつり、桜の回廊ライトアップ、いさわ商工秋まつりの開催に関する経費及び補助金
	123	ひめかゆ健康の森管理運営事業	ひめかゆ健康の森（スキー場）の管理運営
	124	いきいき交流館（国見平温泉）管理運営事業	いきいき交流館（国見平温泉）の管理運営
	125	高齢者コミュニティセンター（黒滝温泉）管理運営事業	高齢者コミュニティセンター（黒滝温泉）の管理運営
	126	国見平施設管理運営事業	国見平スキー場の管理運営
	127	衣川ふるさと自然塾管理運営事業	衣川ふるさと自然塾野外活動等施設の管理運営
	128	国民宿舎サンホテル衣川荘施設改修事業	国民宿舎サンホテル衣川荘施設の改修、設備更新
	129	衣川まつり事業	衣川まつりの開催に関する経費及び補助金
	130	桜並木管理事業	お物見公園周辺、国道397号線沿線及び市道長根線等の桜並木の管理
	131	勤労青少年ホーム管理運営事業	勤労青少年ホームの管理運営
雇用環境の向上と人材育成	132	雇用対策事業	就職ガイダンスや就職面談会等の実施、Uターン促進のためのインターンシップ参加学生に対する旅費及び受け入れ事業所への助成を行うとともに、労働者の技能向上、離職者の就職促進、労働相談所設置運営補助、職業訓練等への補助を行う。
	133	労働諸費	労働者の福利厚生の向上により雇用の安定を図るための補助
	134	ジョブカフェ運営事業	若年求職者、ニートを対象とした就職支援事業を実施
	135	勤労者制度資金融資あつ旋事業	市内在住労働者および離職者に対し、臨時かつ緊急に必要な生活資金を金融機関において低利で貸し付ける制度の融資を預託する。
	136	シルバー人材センター事業	公益社団法人奥州市シルバー人材センターの運営経費の一部補助
	137	中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運営事業	中小企業勤労者の福祉の向上並びに地域社会の活性化に寄与する労働福祉事業を行っている法人の運営経費の一部補助
	138	胆江地域職業訓練センター管理運営事業	企業に雇用されている従業員、離転職者又は一般市民に対する講習、研修等教育訓練の実施並びに施設の貸与及び指導援助を行う胆江地域職業訓練センターの運営費の一部補助
	139	人材育成事業	企業ニーズ等に応じた従業員対象セミナー（キャリアアップ系）、ものづくり企業を対象とした技術系セミナーの実施
	140	江刺産業技術交流センター管理運営事業	江刺産業技術交流センターの維持管理
	141	前沢勤労者研修センター管理運営事業	前沢勤労者研修センターの維持管理

5カ年の事業費合計 261億6,283万円

【大綱5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり】

基本施策	No.	事業名	事業概要
良好な循自然型・社会活動の環境形成の保全と	1	地域エネルギー推進事業	経済性が確保された地域エネルギーを活用したシステムを構築する。
	2	木質バイオマスエネルギー利活用事業	バイオマス資源を活用したエネルギーの自給で、温泉施設等のCO ₂ 排出量の削減を図る。
	3	大袋養蚕畠地跡地活用事業	奥州万年の森植樹祭等を実施するための負担金
	4	空き家対策事業	空家等対策協議会の開催、適切な管理が行われていない空き家の解消を図る。
	5	公害対策事業（経常）	騒音・振動測定や河川・事業所等の水質検査等、公害原因者への指導等、河川油流出処理等の実施
	6	公害対策事業（政策）	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の市内での測定、除染、市民への情報提供等
	7	環境保全啓発事業	奥州市環境基本計画に掲げる環境像の実現をめざし、市民、市民団体、事業者と協働により、進行管理及び事業を推進する。
	8	環境教育事業	各こどもエコクラブの交流事業等を開催する。
	9	ごみ及びし尿処理施設運営負担事業	胆江地区衛生センターの管理及び運営に係る費用を負担する。
	10	塵芥収集事業	一般廃棄物収集運搬、資源物収集運搬、粗大ごみ収集など
	11	廃棄物処分場維持管理事業	旧5市町村が保有していた一般廃棄物最終処分場（安定型）を、法に従い安全かつ適正に閉鎖及び廃止する。
	12	環境衛生事業	リサイクルの推進、春・秋の一斎清掃の実施、奥州市環境衛生大会の開催、衛生物資の斡旋、各区衛連活動費の助成
	13	ごみ及びし尿処理施設整備事業費負担事業	胆江地区衛生センターの「し尿処理施設DCS更新工事」に係る費用を負担する。※DCS=分散型制御システム
	14	ごみ減量化促進対策事業	市内の団体が行う、資源回収事業に対する報奨金の交付
	15	用悪水路改修事業（政策）	胆江地区衛生センターの周辺環境整備を図る。
	16	農林業系廃棄物処理加速化事業	東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に汚染したため利用の自粛を余儀なくされ農家等に保管されたままの牧草、稻わら、じいたけ栽培用ほど木の農林業系廃棄物の処理
	17	えさしクリーンパーク運営事業費補助金	産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設であるえさしクリーンパークの運営事業費を補助する。
安全・安心な市民生活の実現	18	市民相談事務費	消費生活相談員による消費生活相談・市民相談の実施、岩手弁護士会との委託契約による無料法律相談の実施等
	19	食の安心・安全確保事業	検査機器を利用して、学校給食食材や自家農産物等の放射性物質を検査する。
	20	消費者救済資金貸付事業	消費者信用生活協同組合が行う消費者救済資金貸付事業と生活再建資金貸付事業の円滑化のために、金融機関に貸付原資を預託する。
	21	交通指導事業	交通指導員、交通安全教育専門員を任用して、道路交通の安全保持及び交通安全教育の推進を図る。
	22	交通安全対策事業	事故相談員報酬等及び市内の交通安全に係る総合的かつ効果的な対策を推進する奥州市交通安全対策協議会に対する負担金
	23	防犯対策事業	市内の防犯対策に係る各種活動を推進する奥州市防犯協会に対する補助金
災害に強いまちづくりの推進	24	常備消防事業	奥州金ヶ崎行政事務組合への消防負担金
	25	消防施設整備事業（広域）	奥州市と金ヶ崎町が一部事務組合（消防本部）に対して分担金を拠出し、必要な消防施設設備を整備する。
	26	非常備消防事業	消防団の経常経費、各種訓練等の補助、防火思想の普及、災害対応活動への支援
	27	消防施設設備維持管理事業	消防施設設備を維持するための管理費
	28	消防施設設備整備事業	消防施設の整備及び消防水利の充実
	29	北上川上流水防演習	各種警戒・対策・指揮本部設置訓練等
	30	防災対策事業	防災対策の義務的経費、防災セミナーの開催、防災無線戸別受信機設置工事、地域防災計画更新、防災資機材配置及び防災倉庫の整備、防災・防犯情報システムの保守及びサーバ更新
	31	ラジオ難聴対策事業	難聴地域への中継局の整備等
	32	災害対応強化事業	減災マップの作成、消防団員の確保対策等
持続可能な確公共交	33	コミュニティバス運行事業	水沢コミュニティバス、前沢バス（デマンド型）、衣川コミュニティバス、街なか循環バス（水沢区）の運行
	34	交通運輸対策事業（政策）	生活バス路線廃止に伴う代替バスと広域生活路線バスの運行補助
	35	交通運輸対策事業	江刺ターミナルプラザの運営（指定管理）
	36	江刺バス運営事業特別会計繰出金	江刺市営バス運行に係るバス事業特別会計への繰出金
	37	コミュニティバス車両整備事業	バス車両の更新
	38	市営バス運行事業	江刺バスセンターを発着点として、江刺区内各地と中心部を結ぶコミュニティバスの運行

5カ年の事業費合計 223億0,677万円

【大綱6 快適な暮らしを支えるまちづくり】

基本 施策	No.	事業名	事業概要
道路 環境 の充 実	1	土木総務費	各種団体への負担金、補助金の支出
	2	道路橋りょう総務費	道路施設、車両等の維持管理
	3	社会资本整備総合交付金道路整備事業	交付金事業を活用し市道の改良整備等を行う。
	4	道路整備事業債道路整備事業	起債事業を活用し市道の改良整備等を行う。
	5	国県道整備市道取付事業	国県道改良事業に伴う、取付道路用地買収業務
	6	道路整備単独事業	市民の生活環境の向上を図るため、市道の修繕整備事業等を行う。
	7	道路台帳整備事業	道路改良等に伴い市道の道路台帳を補正
	8	道路照明灯維持管理事業	道路照明灯の維持管理
	9	街路灯維持管理事業	地域の環境改善及び夜間における交通事故、犯罪等の防止に寄与している地元管理下の街路灯について電気料金の一部を補助する。
	10	交通安全施設維持管理事業	交通安全施設の維持管理
	11	道路維持管理事業	市道の路面補修、側溝補修、路肩等除草、道路パトロール委託、地区要望工事等
	12	胆沢ダム関連道路維持管理事業	胆沢ダム関連道路の除雪、積雪による防護柵の破損防止（ガードケーブルの弛緩緊張・ガードレールのレール撤去設置）等
	13	街路樹管理事業	街路樹の剪定・薬剤散布、街路樹の除草
	14	除雪対策事業	市道・歩道の除排雪、融雪剤の散布等
	15	河川管理事業経費	国及び県からの受託による堤防除草、河川浚渫工事
	16	交通安全施設整備事業	歩道の整備、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備
	17	道路橋りょう災害復旧事業（単独）	測量設計や応急工事等、国の補助対象とならない部分の災害復旧事業
	18	社会资本整備総合交付金（緊急合同点検）	歩道や歩行スペースの設置、交通安全施設等の整備等通学路における安全確保対策
	19	大町杉ノ堂線歩行スペース整備事業	歩行者の安全を確保する歩行スペースの設置
	20	橋りょう維持管理事業	小規模な橋りょう維持修繕工事（木橋等の簡易な修繕工事など）
	21	道路ストック長寿命化事業	道路構造物（トンネル、道路付属物、法面・盛土・擁壁等）の計画的な点検、修繕計画の策定、修繕工事の実施
	22	橋りょう長寿命化修繕事業	橋りょうの計画的な点検、修繕計画の策定、修繕工事の実施
	23	スマートインターチェンジ実施事業	スマートインターチェンジへの接続道路並びに機能回復が必要な道路の整備を行う。
	24	スマートインターチェンジ調査活用事業	奥州スマートインターチェンジ地区協議会の運営及び利用促進方策の検討・実施
	25	秋葉町前田線整備事業	道路整備 幅員W=12.0～16.0m（歩道3.0～7.0m） 延長L=463m、踏切拡幅 幅員W=13.2m（歩道3.0m） 延長L=12.0m
	26	前沢駅東西交流通路維持管理事業	前沢駅東西交流通路の維持管理（機械設備の保守点検、清掃等）
快 適 な 住 環 境 の 実 現	27	光ネット管理運営事業	江刺区及び衣川区の光ファイバネットワークの保守管理委託、電柱共架料、移転業務委託料、電気料、土地借上げ料等
	28	光ネット整備事業	江刺区の難視聴地域とブロードバンドのデジタルデバイドを解消するために整備した光ファイバネットワークを維持する設備の購入及び更新
	29	行政情報放送業務	行政情報を広く住民に周知する複数の媒体を確保するため、広報おうしゅうに掲載した内容を中心とした行政情報を奥州エフエムにより放送する。
	30	住宅対策費	当市への定住の促進を図るため、金融機関への支払利子の一部を補助
	31	住宅対策費（住生活基本計画策定事業）	住生活基本計画の策定及び見直しを行う。
	32	用悪水路改修事業	都市計画用途地域内の用悪水路（農業用用排水路）の改修事業に対し補助を行う。
	33	用悪水路改修事業（経常）	市が管理する用悪水路の維持補修
	34	宅地開発指導要綱路線整備事業	開発事業者と市が協力して行う道路の整備
	35	都市景観形成事業	重点地区に位置づけられる平泉文化周辺地区内の住民に対し、道路に面する宅地部分に設置する生垣及び板塀の補助事業を実施
	36	公園管理事業	公園の維持管理
	37	都市公園施設長寿命化事業	都市公園長寿命化計画に基づき、都市公園施設（体育施設及びトイレを除く）の計画的な更新を行う。
	38	水沢江刺駅周辺整備事業	水沢江刺駅市営駐車場が慢性的に満車状態となっていることから、駐車場を拡張・整備する。
	39	児童遊園管理事業	児童遊園の維持管理（水沢区：41箇所、前沢区2箇所）

基本施策	No.	事業名	事業概要
快適な住環境の実現	40	農村公園維持管理事業	農村公園の維持管理（水沢区：7箇所、江刺区14箇所、前沢区2箇所、胆沢区26箇所、計49箇所）
	41	水沢駅前広場環境整備事業	駅前広場の緑化、清掃及び放置自転車の整理
	42	水沢江刺駅周辺維持管理事業	水沢江刺駅周辺（駐車場、さわやかトイレ等）の維持管理
	43	乙女川遊歩道整備事業	乙女川遊歩道既設の木柵改修（既存木柵を撤去し、金属製及びコンクリート製転落防止柵を設置）
	44	水沢駅東駐車場維持管理事業	水沢駅東駐車場の維持管理
	45	環境保全啓発事業	水沢フローラーワードの花壇運営
	46	水辺プラザ維持管理事業	水辺プラザ公園の維持管理
	47	大師山森林公園維持管理事業	森林公園の維持管理
	48	釣り公園維持管理事業	釣り公園の維持管理
	49	公営住宅管理事業（経常）	公営住宅等を適切に維持管理し、住宅困窮者に賃貸する。
	50	公営住宅管理事業（政策）	市営住宅の改善工事（大規模修繕又はストック改善工事等の交付金を充当する工事）等
	51	建築指導事務経費	建築基準法や条例による建築物の規制により住みやすいまちづくりを推進する。
	52	住宅改善事業	市内施工業者による住宅リフォームを行った場合、工事区分に応じ、市内で利用できる商品券（江刺、前沢、胆沢、岩手ふるさと農協）による助成を実施
	53	耐震化支援事業	昭和56年5月31日以前の基準に基づいて建築した木造住宅の耐震診断を行い、倒壊の有無を判定し、判定により、基準値に満たない木造住宅について、改修の経費の一部に助成を行う。
	54	公営住宅整備事業	老朽化した市営住宅を計画的に整備する。
	55	生活再建住宅支援事業	東日本大震災で被災した住宅又は宅地の復旧工事費及び復興住宅新築（購入）費用の一部を補助し若しくは借入に対する利子補給を行う。
	56	下水道事業特別会計繰出金	下水道事業特別会計への繰出金
	57	農業集落排水事業特別会計繰出金	農業集落排水事業特別会計への繰出金
	58	浄化槽事業特別会計繰出金	浄化槽事業特別会計への繰出金
	59	下水道事業償還基金積立事業	下水道事業債の元利償還に充てるための減債基金の積立金
	60	農業集落排水事業償還基金積立事業	下水道事業債の元利償還に充てるための減債基金の積立金
	61	浄化槽市町村整備推進事業償還金積立事業	下水道事業債の元利償還に充てるための減債基金の積立金
	62	浄化槽設置整備事業（個人設置補助）	公共下水道の整備予定の定まっていない区域内の個人設置浄化槽に対し補助金を交付する。
	63	雑排水処理施設管理運営事業	水質障害対策施設及び沈殿槽の点検、清掃及び沈殿物の廃棄処分等を行う。
	64	汚水処理施設維持管理事業	施設の点検、清掃及び修繕等の適切な維持管理を行う。
	65	水道事業会計への繰出	水道事業会計への負担金及び出資金
	66	簡易水道事業会計への繰出	簡易水道事業会計への繰出金
	67	奥州金ヶ崎行政事務組合負担金（広域水道）	水源開発施設及び広域化施設整備に係る構成市町の出資金（単独費分）
	68	奥州金ヶ崎行政事務組合負担金（広域水道）	水源開発施設及び広域化施設整備に係る構成市町の出資金（補助事業分）
	69	遊休施設取壊事業	水道事業施設や旧簡易水道事業施設に係る遊休施設の解体処分を行う。
	70	奥州市遠距離給水工事費補助金	遠距離の給水工事申込者が行う遠距離給水工事に要する経費に対する補助金
	71	公共下水道事業地方公営企業法適用	地方公営企業の法適用にあたり、資料整理、固定資産台帳の作成、公営企業会計システムの構築並びに組織体制の検討や職員研修、条令改正等を実施する。
	72	農業集落排水事業地方公営企業法適用	地方公営企業の法適用にあたり、資料整理、固定資産台帳の作成、公営企業会計システムの構築並びに組織体制の検討や職員研修、条令改正等を実施する。
	73	下水道普及事業	未接続世帯に再度資料の配布及び説明を行い、接続を促すとともに現況の調査を行う。
	74	流域下水道整備負担事業	北上川上流流域下水道事業に係る下水道事業の整備に係る負担金を支出する。
	75	流域下水道維持管理負担事業	岩手県が管理する北上川上流流域下水道事業施設の管理費用の一部を負担金として支出する。
	76	施設整備事業（補助：社総交）	社会資本整備総合交付金を活用し、公共下水道計画区域の公共下水道を整備する。
	77	施設整備事業（起債）	下水道事業債を活用し、公共下水道計画区域の公共下水道を整備する。
	78	市営浄化槽整備事業	市営浄化槽の整備を行う。
	79	施設整備事業（補助：防安交）	防災・安全交付金を活用し、各施設の長寿命化対策対策を行う。
	80	前沢下水浄化センター維持運転管理事業	前沢下水浄化センターの適正な維持運転管理を行う。
	81	下水道施設維持管理事業	公共下水道施設の点検、清掃、修繕及び台帳整備等の適正な維持管理を行う。

基本施策	No.	事業名	事業概要
快適な住環境の実現	82	都市下水路維持管理事業	施設の点検、清掃及び修繕等の適正な維持管理を行う。
	83	農業集落排水施設維持管理事業	農業集落排水施設の点検、清掃及び修繕等の適正な維持管理を行う。
	84	農業集落排水施設機能強化事業（補助）	農山漁村地域整備交付金を活用し、農業集落排水施設の改築、更新等による機能強化対策を行う。
	85	農業集落排水施設機能強化事業（起債）	下水道事業債を活用し、農業集落排水施設の改築、更新等による機能強化対策を行う。
	86	市営浄化槽施設維持管理事業	市営浄化槽の維持管理を行う。
	87	アセットマネジメント	水道施設の整備更新費用の平準化を図るための施設評価及び投資費用の算定を行う。
	88	創設事業	胆江広域水道用水供給事業からの受水に対応した配水管及び配水池等の整備
	89	水道管路耐震化事業	震災に対応した重要拠点施設への水道管路の耐震化
	90	水道施設耐震化事業	水道水供給に係る基幹施設の耐震化
	91	水道施設整備事業	自己水源系の水道施設において、自然災害や渴水時の水源水質異常が発生した場合に対応できるろ過施設を建設し、安心・安全な水の安定供給を図る。
	92	水沢区管網解析事業	水沢区内の配水管網状況を把握し、桜屋敷及び見分森配水系の大ブロック化を図る。
	93	老朽管更新事業	老朽管を布設替し、漏水事故対策、有収率の向上を図る。
	94	管路布設替事業	公共事業等による配水管路の布設替（移設）事業
	95	管路布設事業	新小谷木橋建設に伴い、水沢区の旧羽田簡易水道の区域を上水の配水系に統合することにより、安定給水の向上を図る。
	96	石綿セメント管更新事業	老朽管（石綿セメント管）を布設替し、漏水事故対策、有収率の向上を図る。
	97	分限城地区整備事業	江刺区分限城地区統合基本整備計画に基づく整備更新を実施
	98	橋梁長寿命化に係る水管橋布設替事業	橋梁長寿命化事業に伴う水管橋の布設替（移設）事業
	99	水道設備修繕・改良・更新	機械設備・電気計装設備・動力設備の計画的な修繕、改良及び更新を行う。
地域の特性を生かしたまちづくりの推進	100	水道施設補修・改修事業（建築物・構築物）	基幹となる水道施設の計画的な補修・改修を行う。
	101	水道施設配水池清掃点検事業	配水池内部及び付属設備の点検と、堆積物の清掃（衛生管理）を行う。
	102	計装設備・監視装置整備事業	計装設備、監視装置の新設により監視機能の充実を図る。
	103	配水管洗浄事業	前沢区内の配水管路内に付着しているマンガン除去を目的とした水質対策を行う。
	104	有収率向上対策事業	冬期間における橋梁添架管、凍結防止排水を止め有収率の向上を図る。
	105	漏水調査事業	定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
	106	水圧適正化事業	水道法及び水道事業基本計画に基づく整備更新を実施し、適正な配水水圧を保持することで漏水事故対策、有収率の向上を図る。
	107	鉛給水管布設替事業	鉛給水管を鉛溶出のないポリエチレン管に布設替する。
	108	管路情報システム更新事業	システム端末の整備、配水管、給水管の台帳整備更新及び保守管理
	109	国土調査事業	土地一筆毎に、所有者、地番及び地目の調査並びに境界を確認し、境界標識を設置。地籍の測量を行い、地籍図及び地積簿を作成する。その成果を国の認証を受け、登記所へ送付する。
	110	国土調査成果利活用事業	地積調査が完了した地域の成果について、維持管理の上、適正なデータを提供する。
	111	都市計画総務費	特定事業に属さない課内一般の庶務事務経費。都市計画法に基づく都市計画審議会の運営、その他、旅費、需用費、公用車維持管理経費、電算システム関連経費、各種団体会費など
	112	都市計画道路見直し業務	岩手県が策定した都市計画道路見直しマニュアルにより、交通量推計や路線の費用対効果を算出し、都市計画道路の変更や廃止を含めた検証を行う。
	113	都市計画用途地域見直し業務	適正な市街地を形成・誘導するため、都市計画マスタープランに基づき都市計画用途を見直す。
	114	奥州市都市計画マスタープラン見直し事業	計画策定から中間年である10年目を目標とし、諸条件の変更によるマスタープランの見直しを行う。
	115	統合型GIS地形図情報修正業務	国土地理院撮影による奥州市都市計画区域の空中写真を利用し、地形図情報を修正する。
	116	国土利用計画奥州市計画（第2次）策定事業	国土利用計画法に基づき、奥州市の区域における国土の利用についての基本的な事項を定めた新たな国土利用計画を策定する。

5ヵ年の事業費合計 353億3,836万円

資料編

総合計画策定の経過

年月日	内容
平成27年8月7日～24日	市民アンケートの実施
平成28年 5月16日	庁議 (策定方針及び策定要領の検討)
5月19日	関係部長会議(第1回)
6月22日	関係部長会議(第2回)
6月30日	臨時庁議 (策定方針及び策定要領決定)
7月12日	総合計画策定に係る市長訓示
7月22日	総合計画審議会委員委嘱交付及び第2回奥州市総合計画審議会 (策定方針及び策定要領の説明、4分科会の設置)
7月28日	奥州市総合計画策定委員会設置要綱の制定
9月27日	関係部長会議(第3回)※専門部会 (基本構想及び基本計画の中間素案の検討)
10月13日	第1回奥州市総合計画策定委員会 (基本構想及び基本計画(案)の検討)
10月17日	市議会全員協議会 (策定方針及び策定要領の説明)
10月18日	第2回奥州市総合計画策定委員会 (基本構想(案)についての検討)
10月20日	第3回奥州市総合計画策定委員会 (基本構想(骨子案)の検討)
10月26日	第3回奥州市総合計画審議会 (基本構想(骨子案)の検討)
10月26日	第1回分科会 (分科会長の選任及び分科会の役割の確認)
10月28日	第4回奥州市総合計画策定委員会 (基本計画の調整方法の検討)
11月2日	関係部長会議(第4回)※専門部会 (基本計画に対する庁内意見の調整、基本計画体系図の確認)
11月9日	第5回奥州市総合計画策定委員会 (基本構想(素案)及び基本計画の検討)
11月11日	市議会議員説明会 (基本構想(骨子案)の説明)
11月16日	第4回奥州市総合計画審議会 (基本構想(素案)の検討)
11月16日	第2回分科会 (基本計画体系図の確認、基本計画(素案)の検討)
11月25日	第1分科会:第3回検討会(基本計画(素案)の検討)
11月26日 ～ 12月12日	市政懇談会による市民説明(基本構想(素案)の説明)
11月26日 ～ 12月19日	基本構想(素案)へのパブリックコメント募集
11月28日	第4分科会:第3回検討会(基本計画(素案)の検討)

年月日	内容
平成28年11月30日	第2分科会：第3回検討会（基本計画（素案）の検討）
12月1日	第3分科会：第3回検討会（基本計画（素案）の検討）
12月7日	第3分科会：第4回検討会（基本計画（素案）の検討）
12月14日	第1分科会：第4回検討会（基本計画（素案）の検討）
12月15日	第2分科会：第4回検討会（基本計画（素案）の検討）
12月19日	第4分科会：第4回検討会（基本計画（素案）の検討）
12月27日	第6回奥州市総合計画策定委員会 (基本構想(原案)及び基本計画(案)の検討)
平成29年1月12日	第5回奥州市総合計画審議会 (基本構想(原案)の検討、各分科会からの検討結果報告)
1月18日	市議会全員協議会 (基本構想(原案)の説明)
1月27日	前沢区地域協議会(基本構想(原案)の説明)
1月30日	水沢区地域協議会(基本構想(原案)の説明)
2月1日	胆沢区地域協議会(基本構想(原案)の説明) 江刺区地域協議会(基本構想(原案)の説明)
2月2日	衣川区地域協議会(基本構想(原案)の説明)
2月9日	第7回奥州市総合計画策定委員会 (基本構想(最終案)及び基本計画(案)の検討、実施計画(案)及び財政計画(案)の検討)
2月17日	第6回奥州市総合計画審議会 (基本構想(最終案)の諮問、 基本計画(案)の検討、実施計画(案)及び財政計画(案)の説明)
2月17日	総合計画基本構想案を市長に答申(総合計画審議会長)
3月7日	奥州市総合計画基本構想の議決
3月22日	奥州市総合計画前期基本計画・実施計画の府議決定

○奥州市総合計画審議会条例

(平成18年5月15日条例第343号)

改正 平成20年3月7日条例第3号 平成24年3月21日条例第10号

(設置)

第1条 市政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項の調査及び審議を行わせるため、市長の附属機関として奥州市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の5の規定に基づく地域協議会の構成員
- (2) 公共的団体等の役員又は職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に委員の互選により会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月7日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

奥州市総合計画審議会委員名簿

(任期：平成28年7月22日～平成30年7月21日)

※敬称略

区分	推 薦 団 体 等	氏 名	性別	備 考	分科会
1号委員	水沢区地域協議会	瀬川 巍	男	会長	一
	水沢区地域協議会	藤波 洋香	女		第2
	江刺区地域協議会	廣野 雅喜	男		第1分科会長
	江刺区地域協議会	小澤 光男	男		第4
	前沢区地域協議会	三浦 清司	男		第3
	前沢区地域協議会	小野寺 敏光	男		第2
	胆沢区地域協議会	小野寺 功	男	会長職務代理者	第2分科会長
	胆沢区地域協議会	千田 和子	女		第4
	衣川区地域協議会	小原 里司	男		第4
	衣川区地域協議会	菊地 清子	女		第2
2号委員	奥州商工会議所	菅原 新治	男	平成28年11月16日まで	第3
		高森 俊文	男	平成28年11月17日から	第3
	前沢商工会	菅原 繁夫	男		第3
	岩手ふるさと農業協同組合	後藤 元夫	男		第3
	岩手江刺農業協同組合	明神 キヨ子	女		第3
	胆沢平野土地改良区	及川 正和	男		第3
	江刺猿ヶ石土地改良区	渡邊 幸貫	男		第3
	奥州市観光物産協会	菊池 達哉	男		第3
	奥州市社会福祉協議会	昆野 宏彦	男		第2
	奥州市民生児童委員連合協議会	鈴木 公男	男		第2
	奥州市PTA連合会	井上 建志	男		第2
	奥州市芸術文化協会	田代 良子	女		第1
	一般社団法人奥州市体育協会	長野 耕定	男		第1
	奥州市公衆衛生組合連合会	菊池 典郎	男		第4
	奥州市環境市民会議「奥州めぐみネット」	若生 和江	女		第4
	公益社団法人水沢青年会議所	浅間 光将	男		第1
	公益社団法人江刺青年会議所	菅野 麻里絵	女		第2
	奥州市地域婦人団体協議会	松平 アイ子	女		第4
	特定非営利活動法人奥州・いわてNPOネット	菅原 民子	女		第1
	奥州市防犯協会	及川 正幸	男		第4
	奥州市国際交流協会	渡部 千春	女		第1
3号委員	学識経験者（岩手大学）	小野寺 純治	男		第3
	学識経験者（岩手県立大学）	山本 健	男		第3分科会長
	学識経験者（岩手県県南広域振興局）	四戸 克枝	女		第1
4号委員	公募委員	行方 啓師	男		第4分科会長
	公募委員	皆本 秋子	女		第1

※ 分科会所管事項：第1分科会(市民協働、芸術文化スポーツ)、第2分科会(教育、健康、福祉、医療)、第3分科会(農業、商工業)、第4分科会(都市整備、市民生活)

奥政第815号
平成29年2月17日

奥州市総合計画審議会
会長 濑川 巖様

奥州市長 小沢昌記

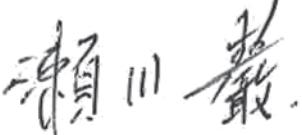
奥州市総合計画について（諮問）

奥州市総合計画の策定にあたり、奥州市総合計画審議会条例（平成18年奥州市条例第343号）第1条の規定に基づき、奥州市総合計画（案）について、貴審議会の意見を求める。

平成29年2月17日

奥州市長 小沢 昌記 様

奥州市総合計画審議会

会長 

奥州市総合計画（案）について（答申）

平成29年2月17日付け奥政第815号により当審議会に諮問のありました奥州市総合計画（案）について、慎重に審議した結果、奥州市における今後10年間の行政運営の指針として適切であるものと認めます。

なお、その実現に当たっては、次の事項に十分留意し、計画の円滑な推進に努められたい。

記

- 1 目指すべき都市像として掲げられている「地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち」の実現に向け、着実に施策の推進に取り組まれたい。
- 2 新市立病院の建設については、将来世代に大きな負担が課せられることのないよう、広く市民に説明をしながら進め、市の医療環境の充実に努められたい。
- 3 次世代を担う人を育てる教育環境、そして急激な少子高齢社会に対応できる福祉環境の充実を図られたい。
- 4 各施策の取り組みにあたっては、事業の効果を検証しながら、実施に当たられたい。

奥州市総合計画策定委員会設置要綱

平成28年7月28日 奥州市告示第155号

(設置)

第1条 奥州市総合計画（以下「計画」という。）の策定事務を円滑に推進するため、奥州市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に係る必要な事項に関すること。

2 委員会は、必要に応じて計画の策定に係る事務の取りまとめ状況等を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び奥州市病院事業管理者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長部局 総務企画部長、総務企画部参事（地方公共団体の組合に派遣されている者を除く。）、財務部長、協働まちづくり部長、市民環境部長、商工観光部長、農林部長、健康福祉部長、都市整備部長、総合支所長及び会計管理者
 - (2) 議会事務局 事務局長
 - (3) 教育委員会事務局 教育部長
 - (4) 水道部 水道部長
 - (5) 医療局 経営管理部長
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(施策調整会議)

第5条 委員会の会議に付する事案について、事前に調整、審査等を行うため、委員会に、委員により構成する施策調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(施策検討会議)

第6条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行うため、調整会議に施策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議の区分及び所管事項は、別表のとおりとする。
- 3 検討会議は、市の職員及び各種団体等の構成員のうちから委員が指名する者をもつて構成する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、総務企画部政策企画課に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び事務局職員をもって組織する。

3 事務局長は総務企画部政策企画課長を、事務局職員は総務企画部政策企画課、総合支所総務企画課及び水沢総合支所事務局の職員をもって充てる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表（第5条関係）

区分	所管事項
市民協働・文化・スポーツ部門	地域コミュニティ、国際交流、男女共同参画、IT社会、情報提供の充実、市民サービスの充実、生涯学習、教育施設（図書館、公民館等）、芸術文化振興、生涯スポーツ、競技スポーツ 等
教育部門	子育て支援（教育関係）、学校教育、教育施設（学校、博物館等） 等
健康・福祉・医療部門	児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援（教育関係以外）、地域医療、生活保護、介護保険、健康づくり、食品衛生 等
農林業部門	農林業振興、農林業経営基盤 等
商工業部門	商工業振興、観光振興、労働環境、中心市街地活性化、公営企業 等
都市整備部門	都市計画、区画整理、市街地再開発、公園、緑化、景観形成、市営住宅、建築、道路、河川、上下水道、地域情報化 等
市民生活部門	環境保全、新エネルギー活用、ゴミ・リサイクル問題、公害・廃棄物対策、公衆衛生、交通安全、国民年金、消費生活、消防防災 等
総務部門	総務、行財政改革 等

奥州市総合計画策定委員会委員名簿

委 員 長	副市長	江 口 友 之
副 委 員 長	教育長	田 面 木 茂 樹
副 委 員 長	病院事業管理者	柏 山 徹 郎
委 員	総務企画部長	佐 藤 良
委 員	総務企画部参事	佐 藤 教 雄
委 員	総務企画部参事	千 田 良 和
委 員	財務部長	及 川 哲 也
委 員	協働まちづくり部長	鈴 木 美 喜 子
委 員	市民環境部長	阿 部 敏 秋
委 員	商工観光部長	福 嶋 真 里
委 員	農林部長	菅 原 千 秋
委 員	健康福祉部長	佐 々 木 正 悅
委 員	都市整備部長	新 田 伸 幸
委 員	会計管理者	高 橋 進
委 員	水道部長	千 田 正 幸
委 員	医療局経営管理部長	鈴 木 良 光
委 員	議会事務局長	菊 池 敏 彦
委 員	教育委員会事務局教育部長	藤 原 佐 和 子
委 員	江刺総合支所長	石 母 田 俊 典
委 員	前沢総合支所長	及 川 敏 幸
委 員	胆沢総合支所長	安 倍 研 也
委 員	衣川総合支所長	佐 々 木 廉 一

事務局

事 務 局 長	政策企画課長	浦 川 彰
事 務 局 員	政策企画課職員	

アンケート調査結果

1 アンケート調査の概要

調査名	まちづくり市民アンケート調査		
調査目的	総合計画に掲げる施策の実施に対する市民の意向を調査するとともに、市民意見を総合計画前期基本計画策定及び今後のまちづくりに反映させることを目的として実施する。		
調査項目	1 奥州市の暮らしやすさについて 2 これからの奥州市のまちづくりについて 3 市民参画と地域活動について		
調査対象	20 歳以上の市民 3,000 人		
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出		
調査方法	質問紙調査（郵送による配布、回収）		
調査期間	平成 27 年 8 月 7 日から 8 月 24 日まで (18 日間)		
回収状況	発送数	回答数	回答率
	水沢区	1,449	460
	江刺区	684	226
	前沢区	348	126
	胆沢区	410	136
	衣川区	109	34
	不明	—	13
	計	3,000	995
			33.2%
備考	(1) この報告書は、総合計画策定に係る市民アンケート調査結果について、単独集計のみを分析しとりまとめたものです。 (2) 複数回答の設問に関しては、回答者数に対する各項目の回答数割合（小数点以下第2位を四捨五入したもの。）も併せて表しています。 (3) 回答者属性の集計で示す百分率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入したものであるため、同一設問の個々の値の合計が100%にならない場合があります。		

2 アンケート調査結果

回答者の属性

【問1-① 性別】

男性	女性	無回答
428人	565人	2人
43.0%	56.8%	0.2%

【問1-② 年齢】

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
61人	109人	105人	201人	215人	198人	112人
6.1%	10.9%	10.5%	20.1%	21.4%	19.8%	11.2%

※重複回答あり

【問1-③ 居住地区】

水沢区	江刺区	前沢区	胆沢区	衣川区	無回答
460人	226人	126人	136人	34人	13人
46.2%	22.7%	12.7%	13.7%	3.4%	1.3%

【問1-④ 職業】

農林業	自営業	会社員等	パート等	家事専業	学生	その他	無回答
125人	74人	297人	102人	196人	4人	177人	20人
12.6%	7.4%	29.8%	10.3%	19.7%	0.4%	17.8%	2.0%

【問1-⑤ 居住期間】

~1年	1~5年	5~10年	10~20年	20年以上	無回答
15人	31人	34人	82人	818人	15人
1.5%	3.1%	3.4%	8.3%	82.2%	1.5%

奥州市の暮らしやすさについて

【問2-①】

あなたは、奥州市の暮らしやすさについてどのようにお感じですか？次の中から1つだけ選び、番号に○をつけてください。

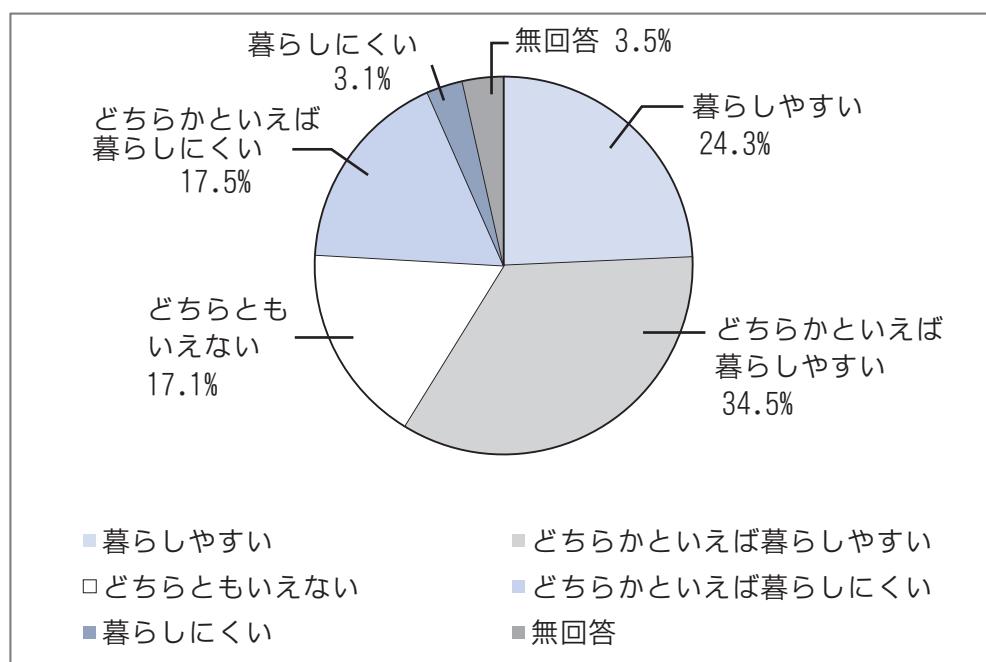
〈結果〉

市民が感じる「暮らしやすさ」については、「暮らしやすい」「どちらかといふと暮らしやすい」の割合が58.8%で、前回調査時の56.1%から、2.7ポイント増えました。

一方、「暮らしにくい」「どちらかといえば暮らしにくい」の割合も20.6%と0.8ポイント（以下「Pt」と表記。）増えました。

選択肢	回答者数	割合	H22との比較	
			H22	Pt
1暮らしやすい	242	24.3%	18.5%	+5.8Pt
2どちらかといふと暮らしやすい	343	34.5%	37.6%	△3.1Pt
3どちらともいえない	170	17.1%	16.4%	+0.7Pt
4どちらかといえば暮らしにくい	174	17.5%	17.0%	+0.5Pt
5暮らしにくい	31	3.1%	2.8%	+0.3Pt
6無回答	35	3.5%	7.7%	△4.2Pt

奥州市の暮らしやすさ【全市】



【問2-②】

問2-①で1又は2と答えた方にお聞きします。

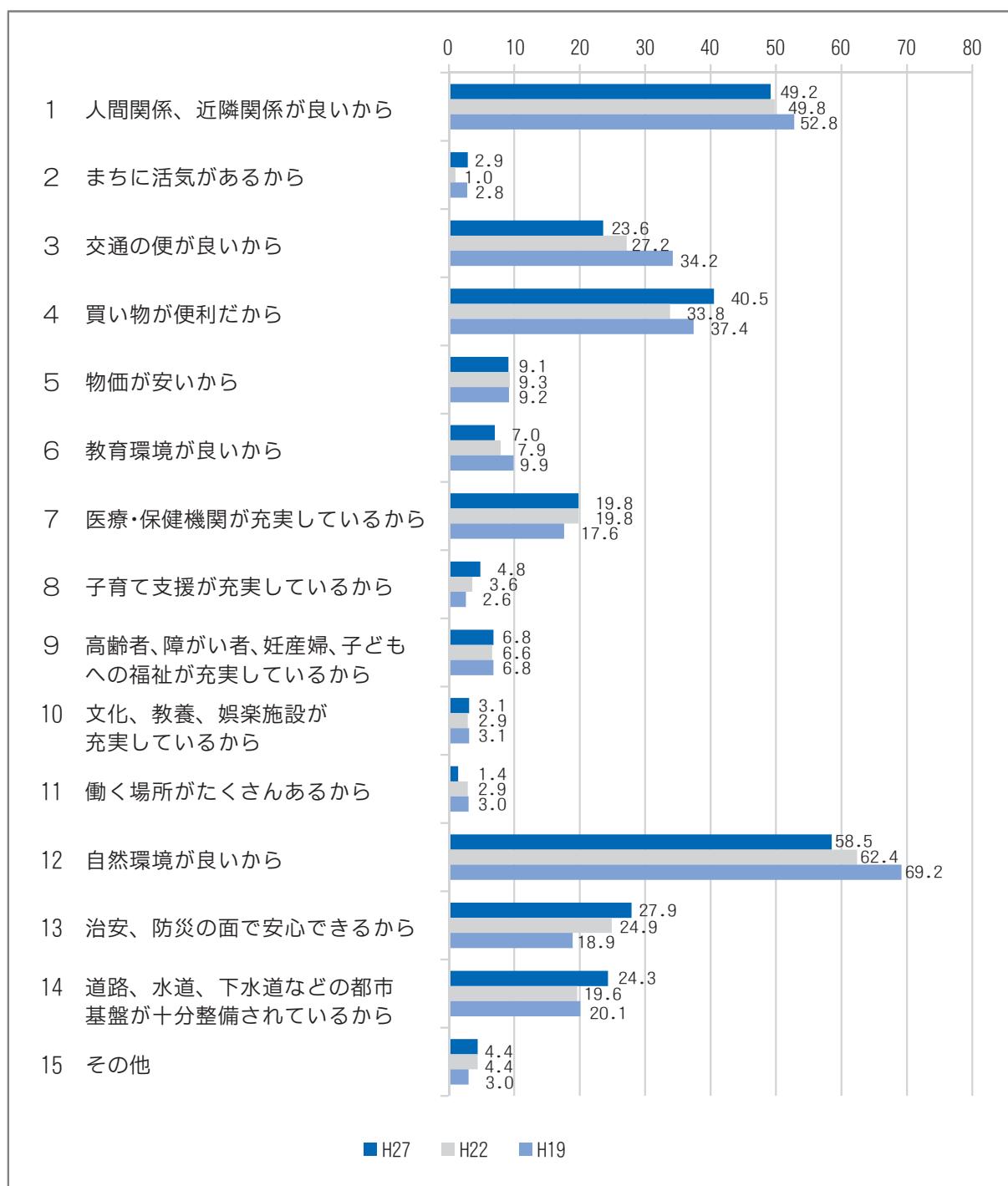
それはどのような理由からですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

前回調査と比較して回答の傾向に大きな変化はなく、「自然環境が良い」、「人間関係、近隣関係が良い」と回答した割合が高い。

「買い物の便」、「治安、防災の面で安心できる」、「道路、水道、下水道などの都市基盤が十分整備されている」と回答した割合が伸びる一方、「交通の便が良い」、「自然環境が良い」と回答した割合が大きく減少している。

暮らしやすい理由【回答者数（%）】



【問2-③】

問2-①で4又は5と答えた方にお聞きします。

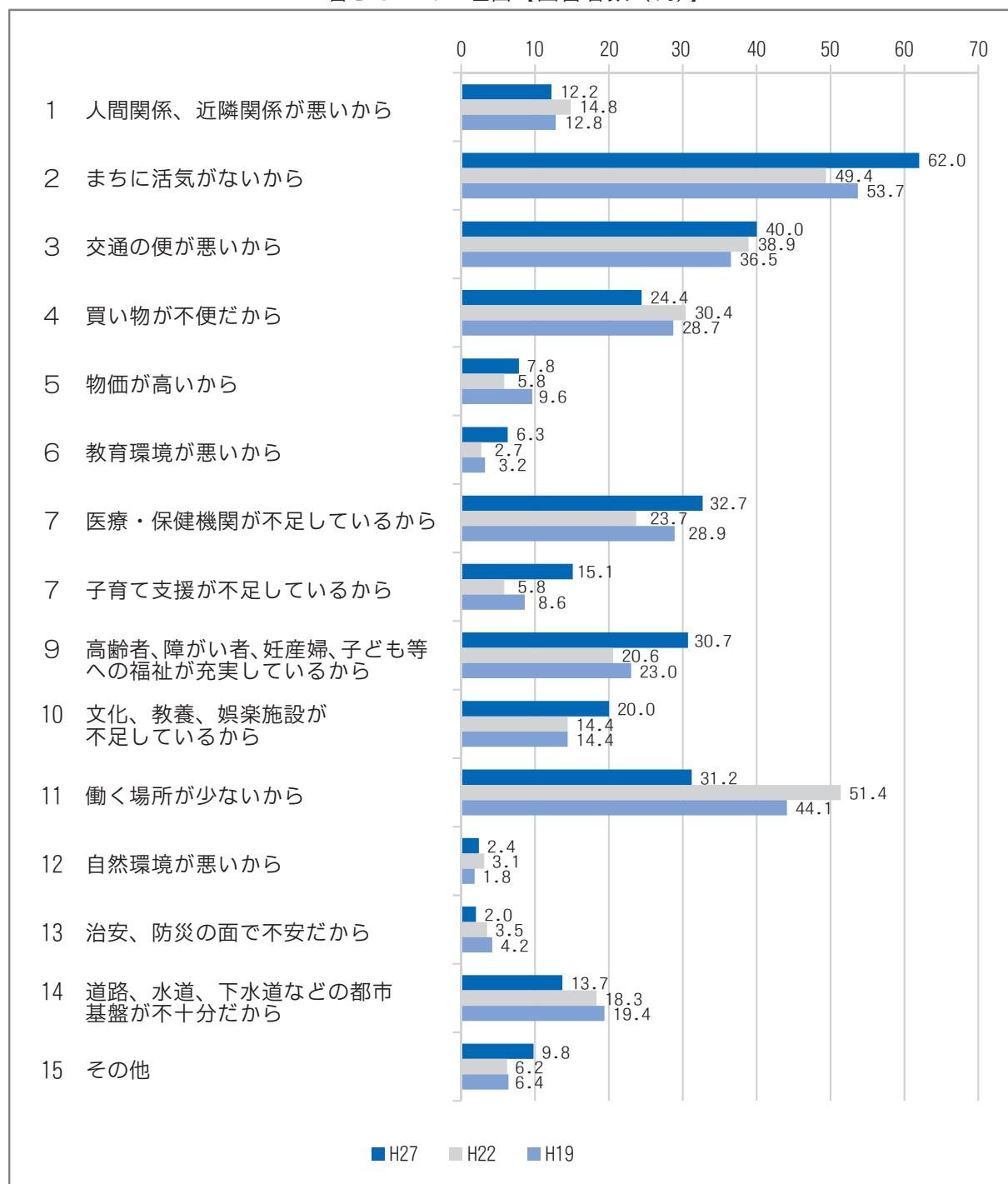
それはどのような理由からですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は前回調査時から大きく変化しておらず、「まちに活気がない」、「交通の便が悪い」と回答した割合が引き続き高く、「まちに活気がない」については、回答割合が大きく増加している。

「暮らしやすい」理由においては比較的回答割合が高い「交通の便」、「買い物の便」、「医療・保健機関」については、「暮らしにくい」理由においても、同様に高い回答割合であるという傾向が見られる。

暮らしにくい理由【回答者数（%）】

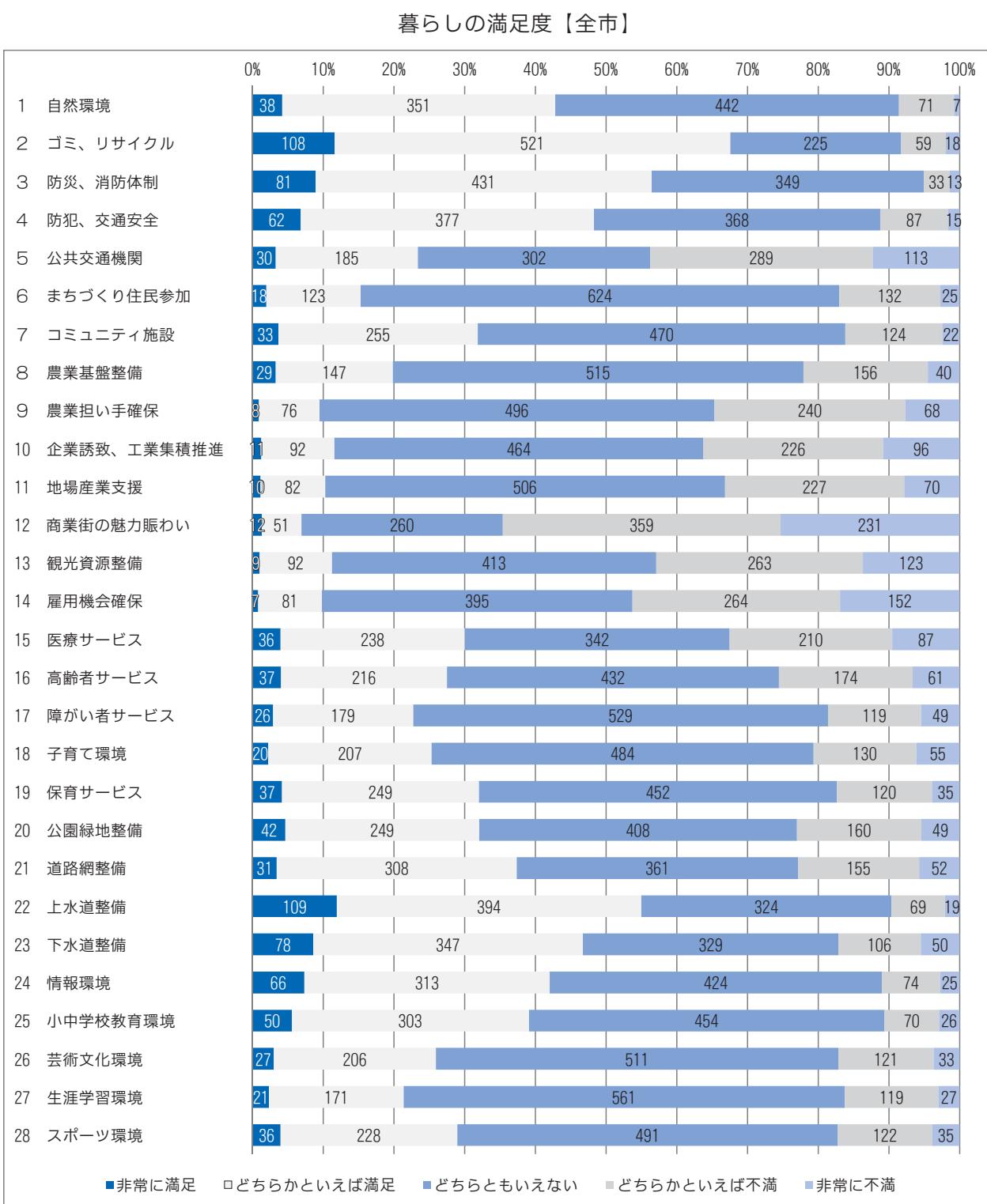


【問2-④】

あなたは、次に掲げる項目について、日ごろどのように感じていますか？それぞれの項目について該当する番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〈結果〉 ※前回調査時「わからない」という回答項目を「どちらともいえない」に変更

「ゴミ、リサイクル」、「防災、消防体制」、「上水道整備」については高い満足度が得られている一方、「商店街の賑わい」、「雇用機会確保」、「公共交通機関」については、満足度が低いという結果になっている。



【問2-⑤】

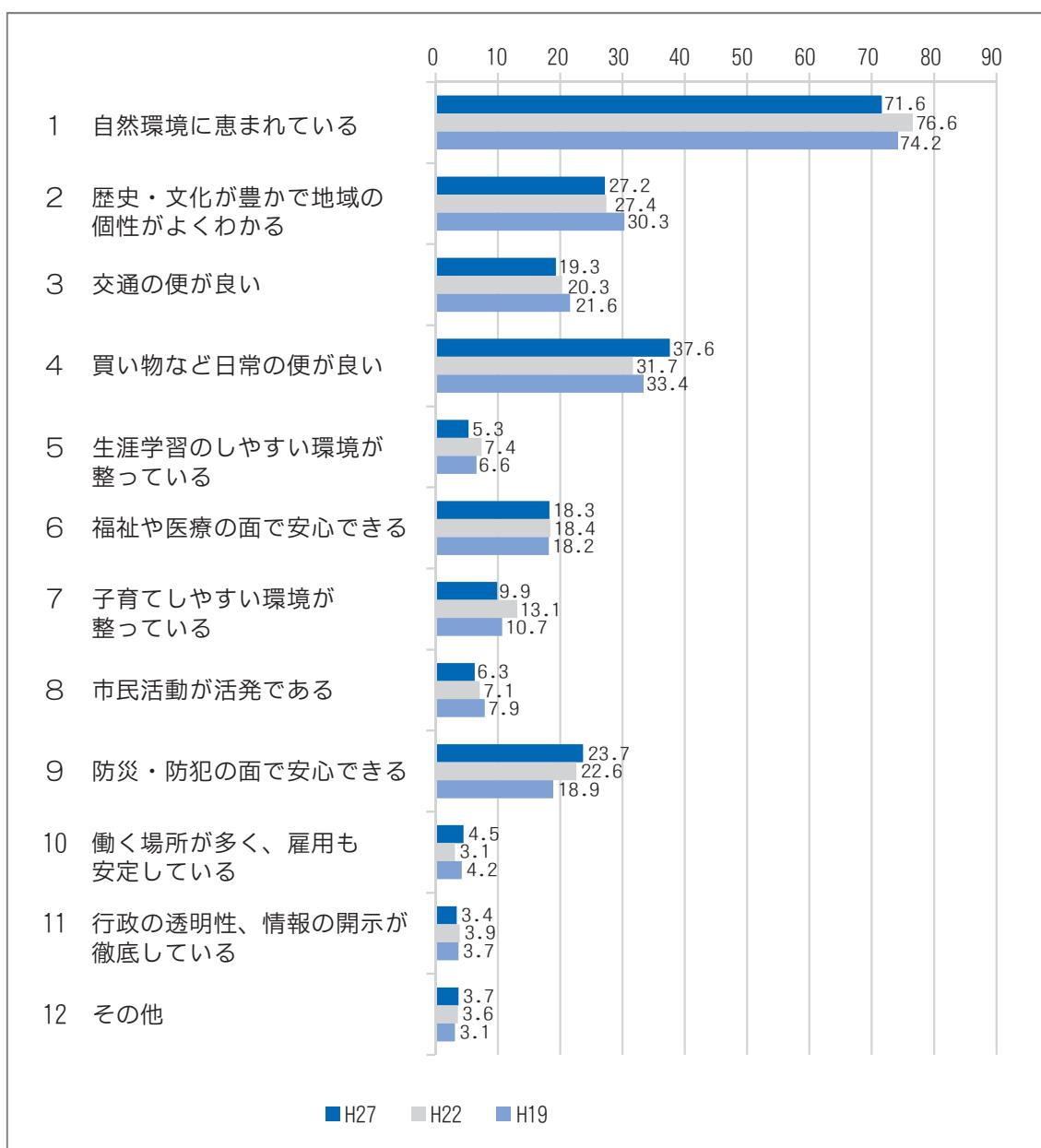
あなたが考える奥州市の魅力は何ですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、「自然環境の良さ」、「歴史・文化が豊かで地域の個性がよくわかる」、「日常生活の便が良い」を魅力とする回答割合が高い。

「日常生活の便が良い」、「防災、防犯の面で安心できる」を魅力とする回答割合が前回調査時から伸びている。

奥州市の魅力【回答者数（%）】



これからの奥州市のまちづくりについて

【問3-①】

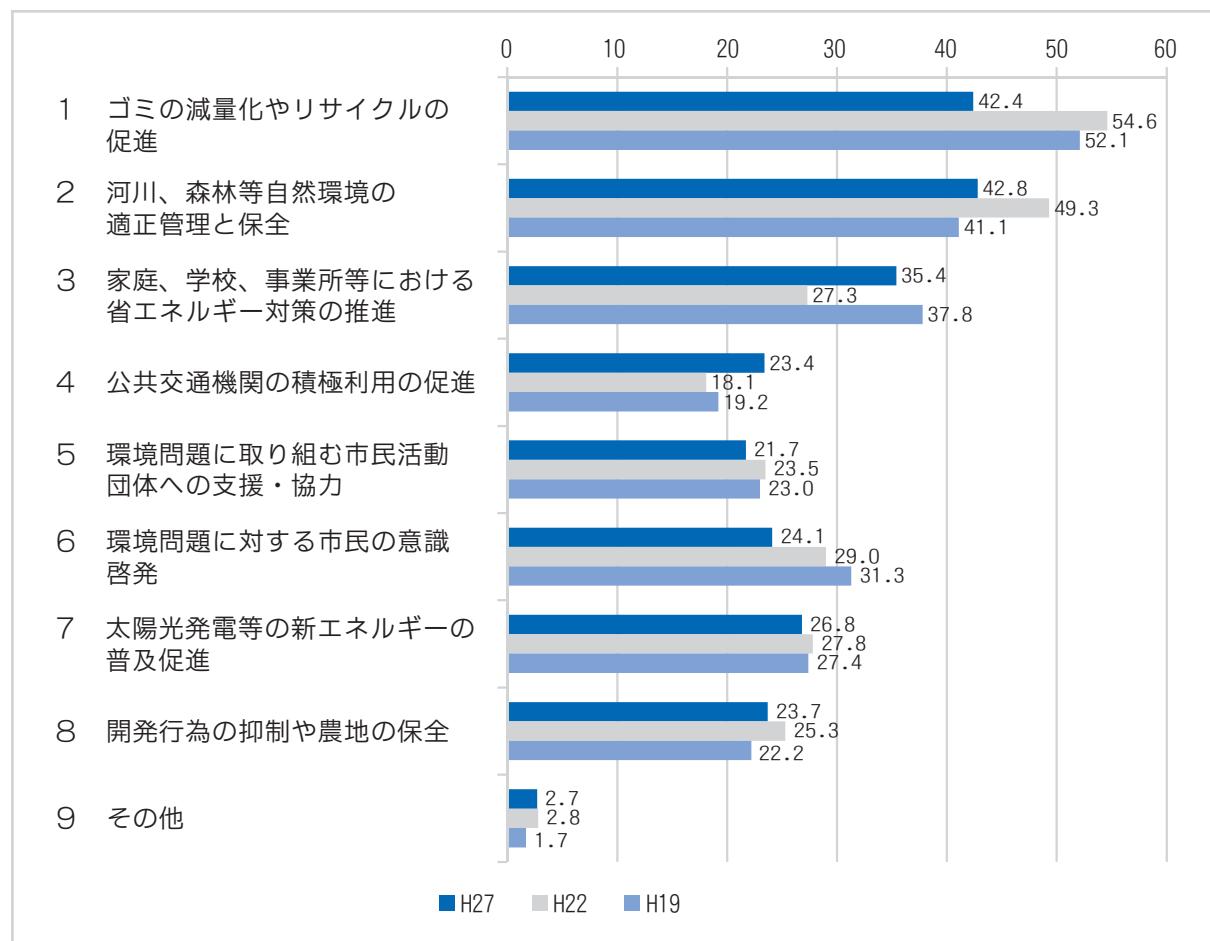
豊かな自然環境との共生に関して、今後特にどのようなことに力を入れて取り組むべきとお考えですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、「ごみ減量化やリサイクル促進」、「自然環境の適正管理と保全」などに対する回答割合が引き続き高い。

「家庭、学校、事業所等における省エネルギー対策の推進」、「公共交通機関の積極利用の促進」については、前回調査時から回答割合が大きく増加している。

豊かな自然環境との共生のため取り組むべき項目【回答者数（%）】



【問3-②】

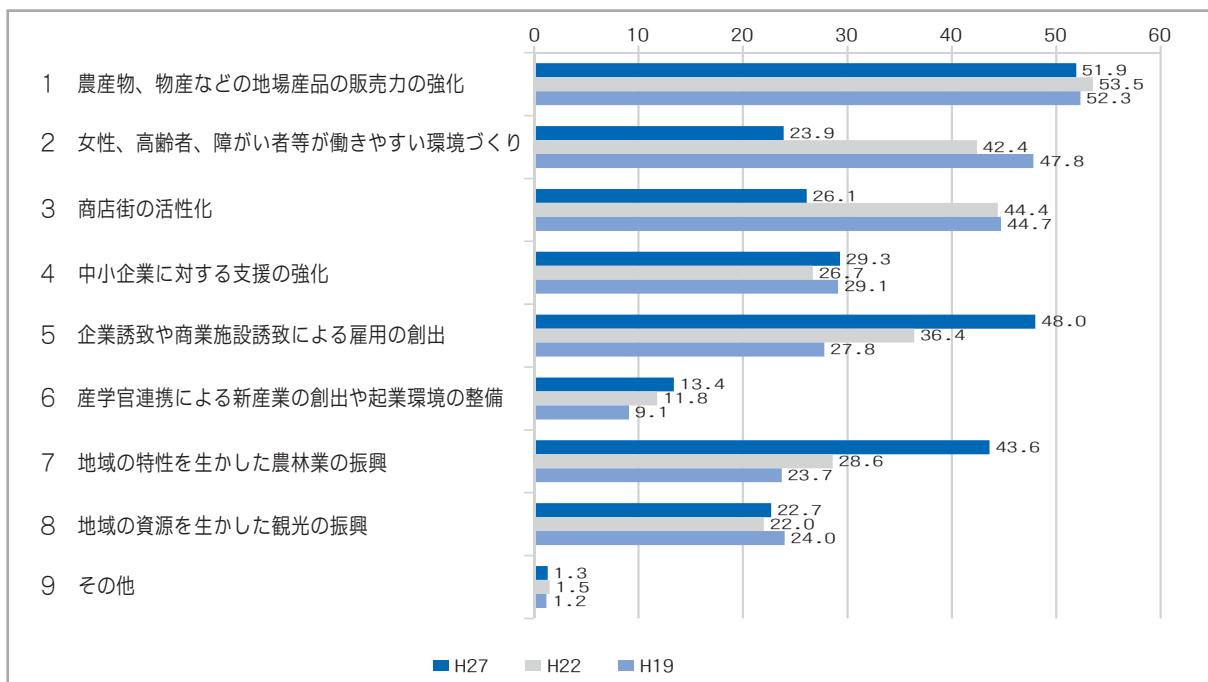
産業振興に関する取組について、今後特にどのようなことに力を入れて取り組むべきとお考えですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

「誘致による雇用の創出」、「農林業の振興」において、前回調査時に比べ回答割合が増加している。

一方、「女性等が働きやすい環境づくり」、「商店街の活性化」は、回答割合を大幅に減少させている。

産業振興のため取り組むべき項目【回答者数（%）】



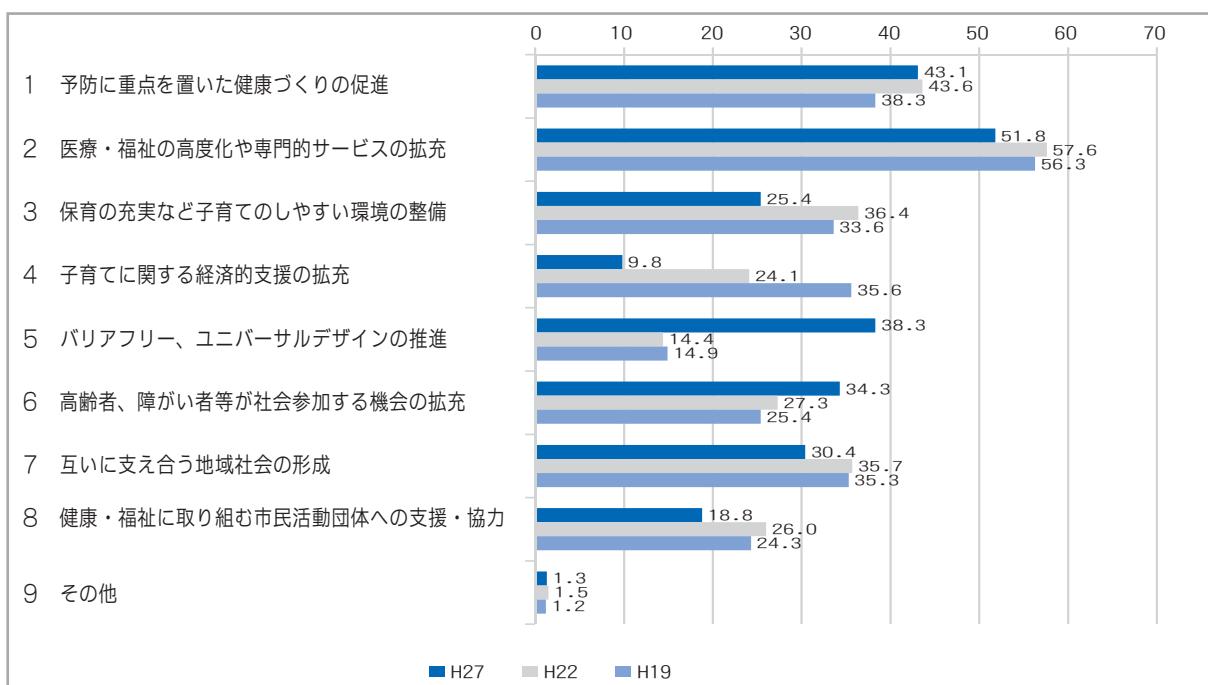
【問3-③】

健康・福祉に関する取組について、今後特にどのようなことに力を入れて取り組むべきとお考えですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、「医療・福祉の高度化や専門的サービスの拡充」、「予防に重点をおいた健康づくりの促進」などに対する回答割合が引き続き高いが、「子育てに関する経済的支援の拡充」については、回答割合を大幅に減少させている。

健康福祉のため取り組むべき項目【回答者数（%）】



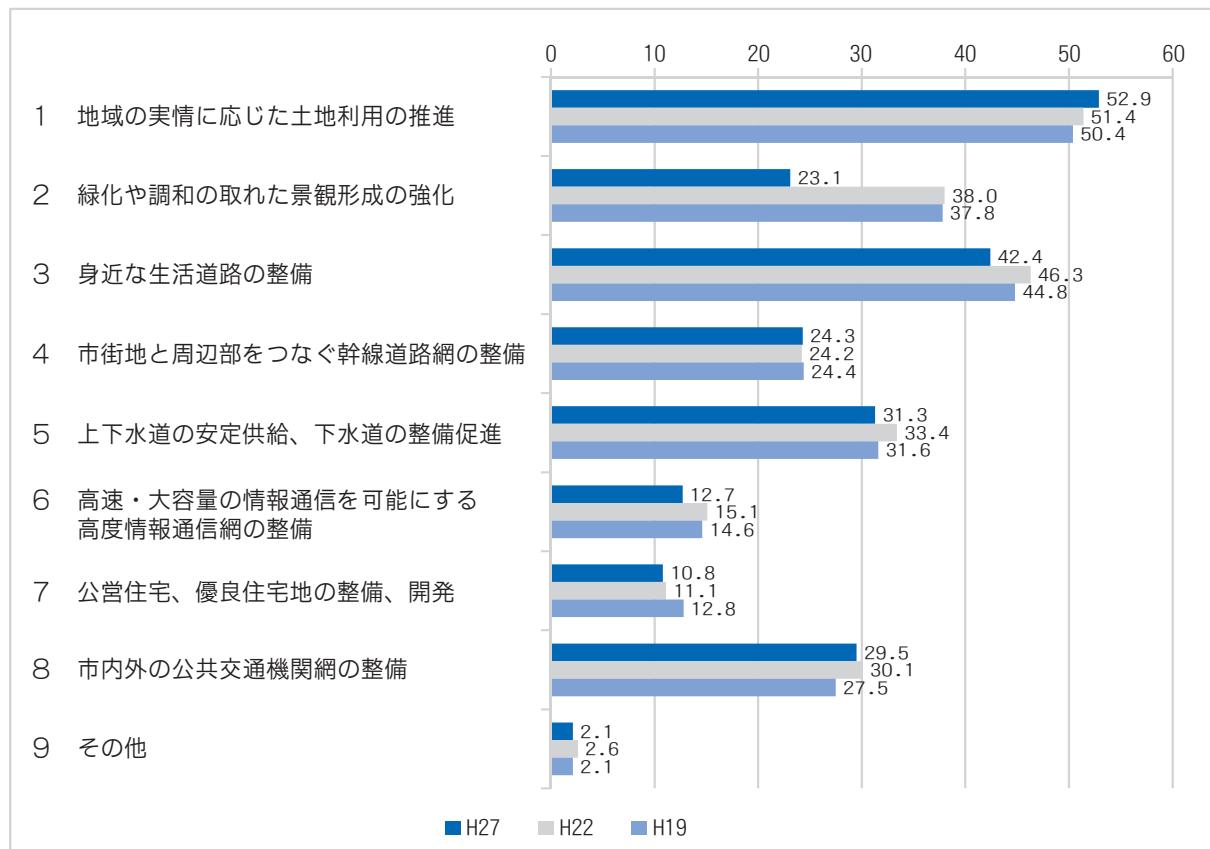
【問3-④】

都市基盤の整備に関する取組について、今後特にどのようなことに力を入れて取り組むべきとお考えですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、「地域の実情に応じた土地利用の促進」、「身近な生活道路の整備」などに対する回答割合が引き続き高いが、「景観形成の強化」については、回答割合を大幅に減少させている。

都市基盤整備のため取り組むべき項目【回答者数（%）】



【問3-⑤】

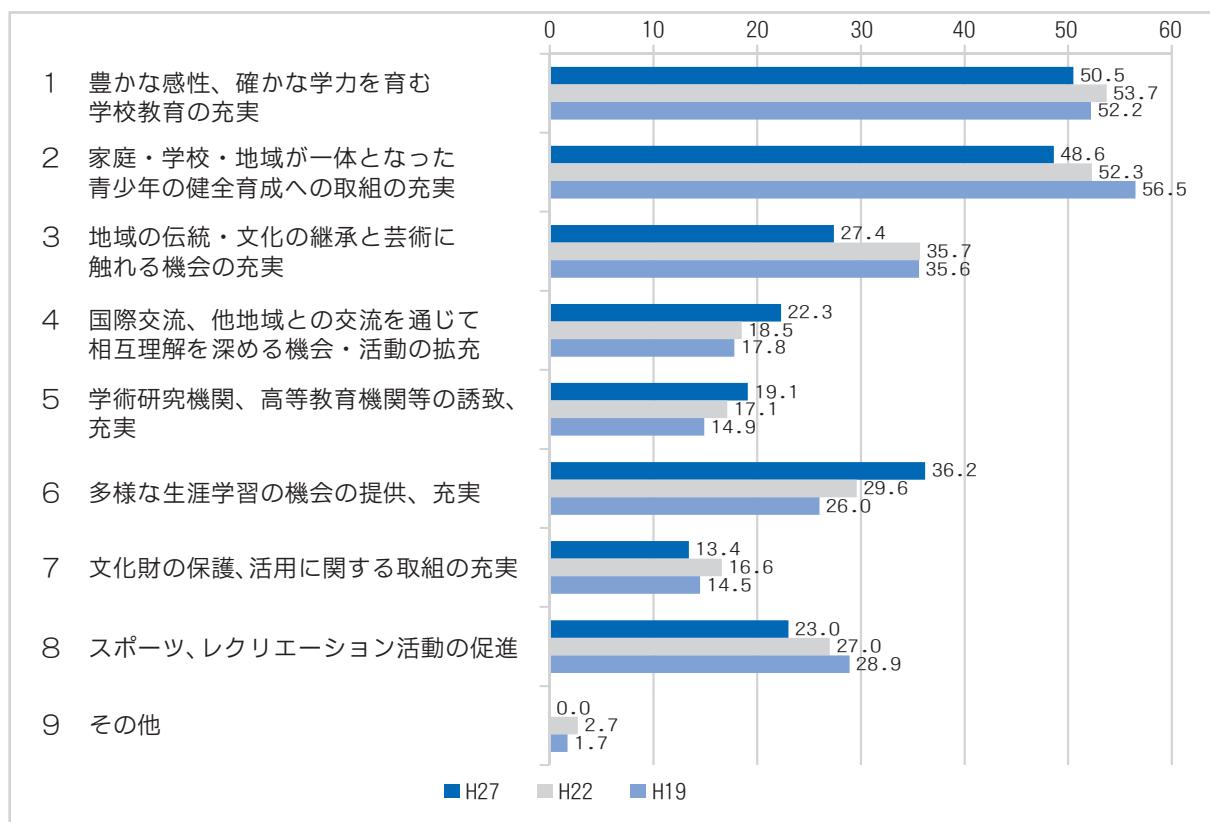
教育、文化、スポーツに関する取組について、今後特にどのようなことに力を入れて取り組むべきとお考えですか？次の中から3つまでを選び、番号に○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、「学校教育の充実」、「青少年の健全育成への取組」など、子どもの教育環境に対する項目の回答割合が引き続き高い。

「生涯学習の充実」については、回答割合が前回調査時から伸びている。

教育・文化・スポーツのため取り組むべき項目【回答者数（%）】



【問3-⑥】

次に掲げる項目は、あなたの生活にとってどの程度重要とお考えですか？それらの項目について該当する番号を1つずつ選んで○をつけてください。

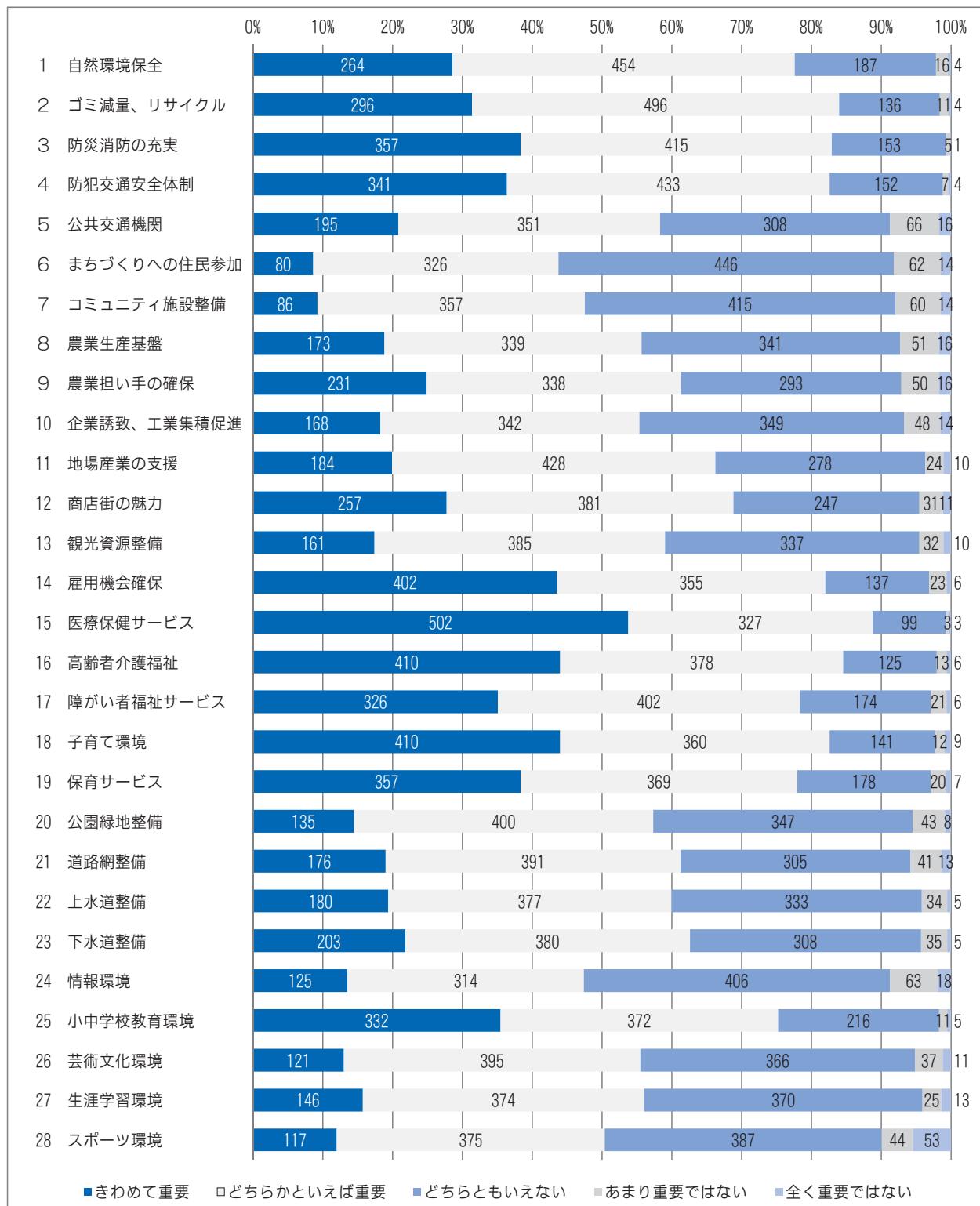
〈結果〉 ※前回調査時「わからない」という回答項目を「どちらともいえない」に変更

全体的な回答傾向は前回調査時とほぼ同様である。

項目別には「医療・保健体制の充実」について「重要」とする回答が前回同様もっとも高く、「働く場所、雇用対策」、「高齢者に対する介護・福祉の充実」も同様に高い割合となっている。

一方で、「情報環境」、「スポーツ環境」は重要度が低い割合となっている。

施策の重要度



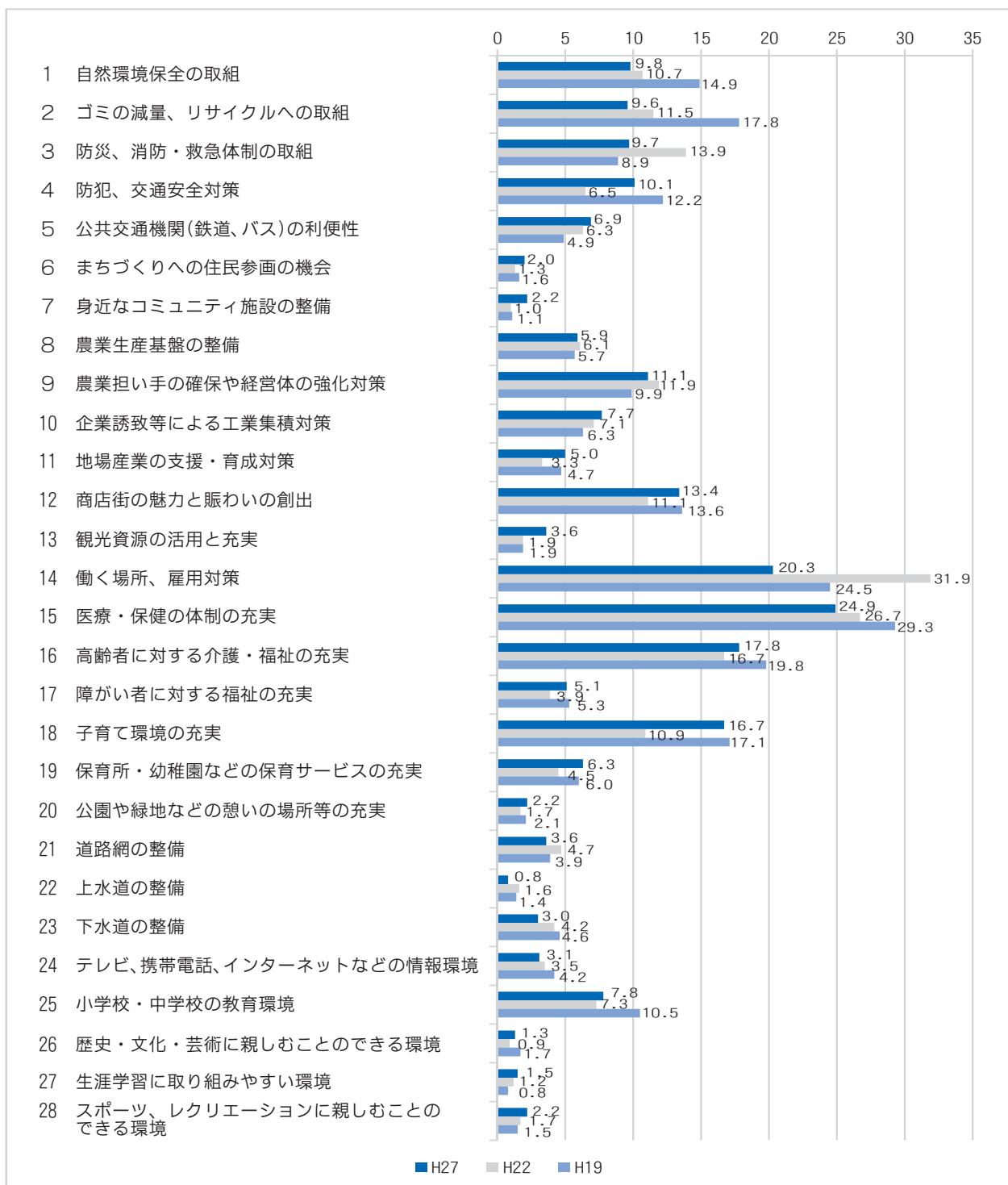
【問3-⑦】

問3-⑥に掲げている項目の中で、特に重点的に取り組むべき項目とそのためであれば我慢できる項目をそれぞれ3つずつ選び、その番号を記入してください。（番号は前の質問の項目番号1から28を記入してください。）

〈結果〉

「雇用対策」、「医療・福祉の充実」などに対する回答割合が引き続き高いものの、「雇用対策」については、回答割合を低下させている。一方、前回調査時に回答割合を低下させた「防犯、交通安全対策」、「子育て環境」については、回答割合を増加させている。

特に重点的に取り組むべき項目【回答者数（%）】



〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、「レクリエーションに親しむことのできる環境」、「テレビ、携帯電話、インターネットなどの情報環境」、「公園や緑地などの憩いの場所等の充実」、「コミュニティ施設整備」などハード事業に対する回答割合が引き続き高くなっている。

そのためであれば我慢できる項目【回答者数（%）】



市民参画と地域活動について

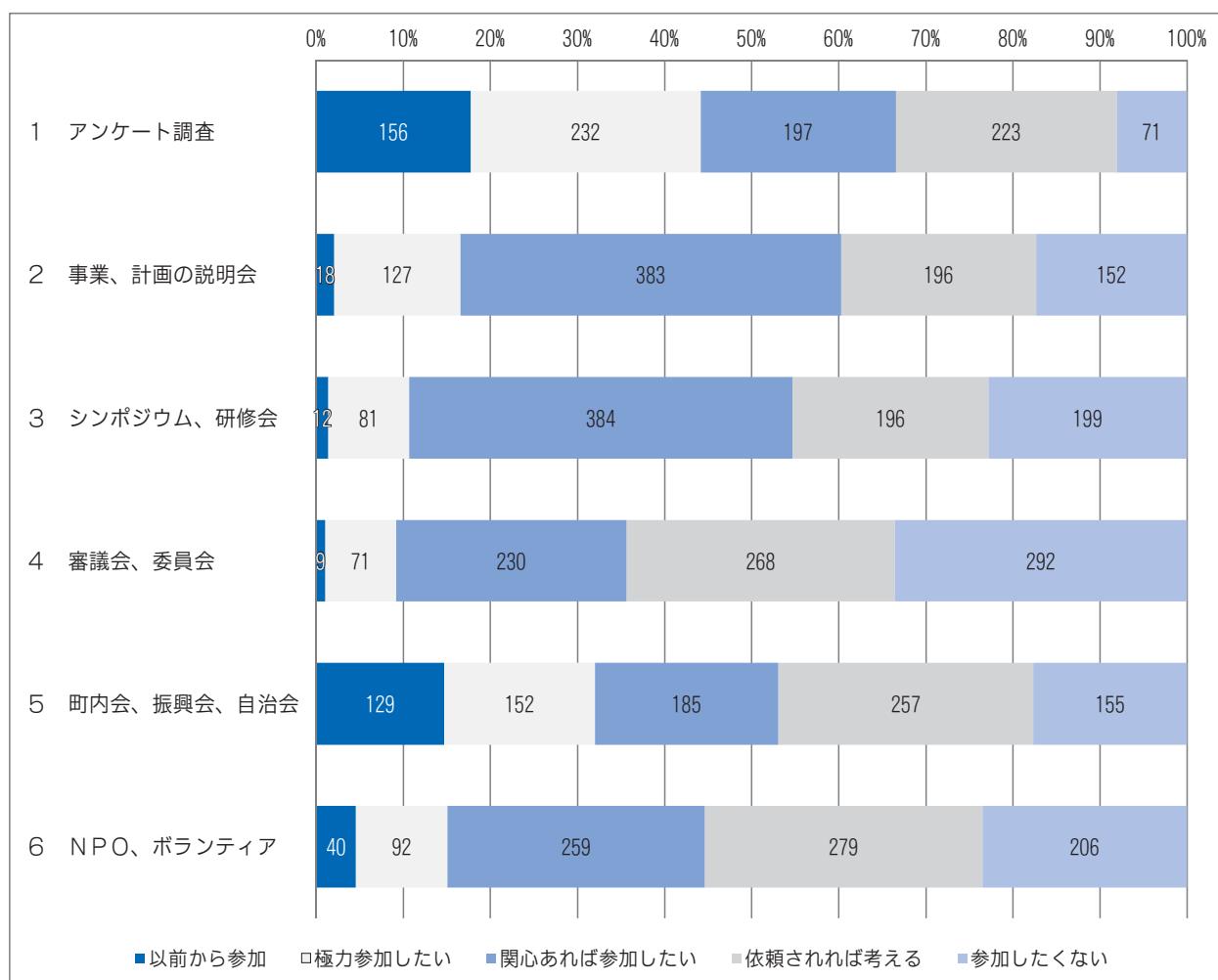
【問4-①】

奥州市では、市民、市民活動団体のみなさんとのパートナーシップ 協働によりまちづくりを進めていくことが重要と考えますが、まちづくりの市民参画についてあなたはどのように考えていますか？それぞれの項目について該当する番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、アンケートや地域活動への参加意識は高いが、審議会委員など、自ら積極的行動を起こして関わるようなものについての参加意識は低い傾向にある。

市民参画に対する意識



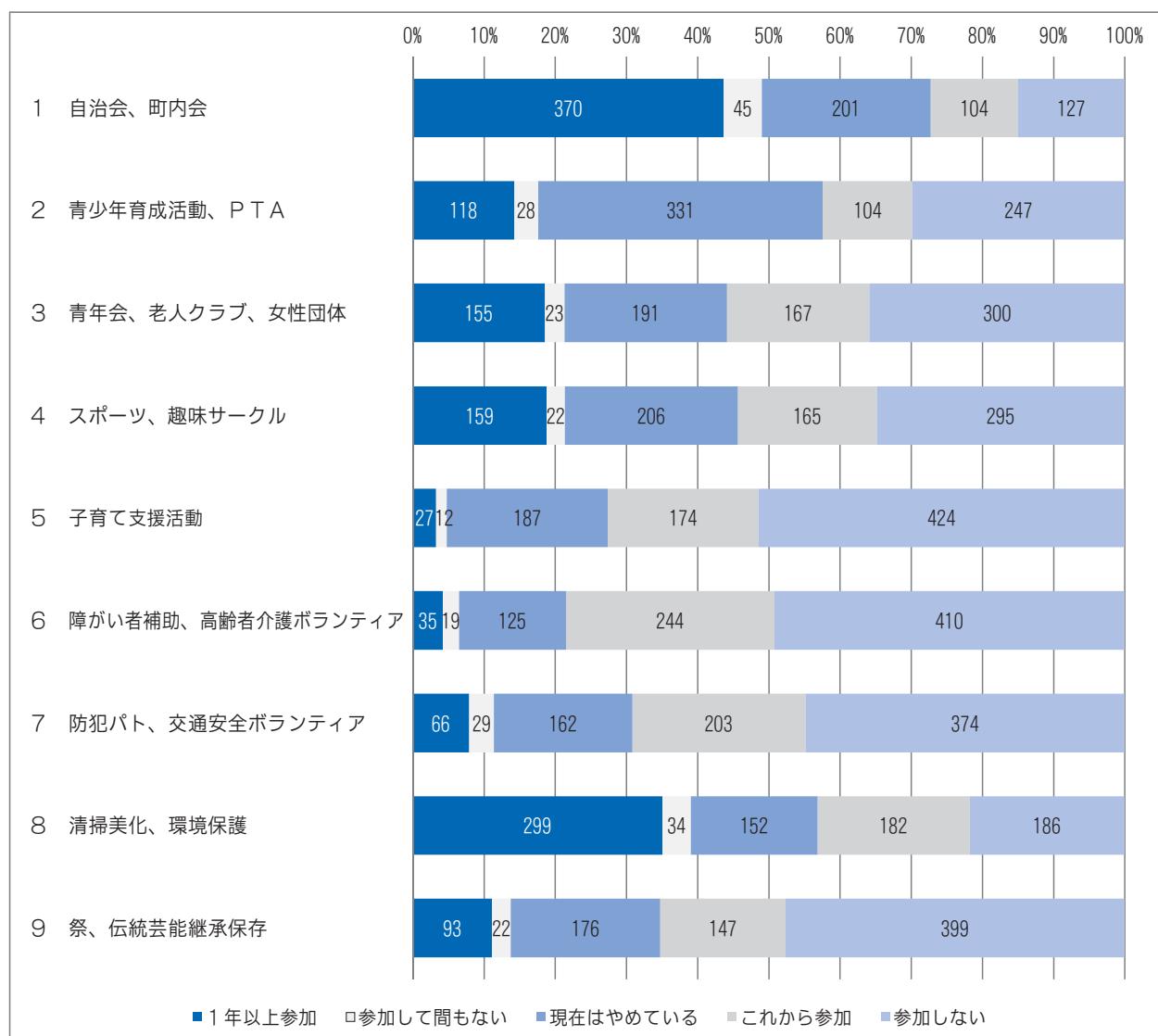
【問4-②】

あなたは、どのような市民活動、地域活動に参加していますか？それぞれの項目について該当する番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〈結果〉

全体的な回答傾向は、前回調査時から大きく変化しておらず、「自治会等の活動」、「地域の清掃等の市民活動」などの参加率は高いが、ボランティア活動や伝統芸能の継承・保存活動等については、参加したくないという意識が強い傾向がある。

市民活動、地域活動への参加状況



用語解説

あ行

用語	該当項目	解説
空き家対策	5-1-1 自然環境保全対策と環境学習の推進	年々増加傾向にある「空き家」は、適正に管理されず、放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼす恐れが生じてあり、これらを防止するため、市では平成29年3月に「奥州市空家等対策計画」を策定し、空き家対策を推進している。
I L C (国際リニアコライダー)	基本構想【戦略プロジェクト】	全長約20~50kmの地下トンネル内に建設される、電子・陽電子衝突型の線形加速器を中心とした大規模研究施設のこと。質量の起源や時間と空間、宇宙誕生の謎の解明を目指す。 (International Linear Colliderの略)
I C T(情報通信技術)	1-1-1 開かれた市政の推進 6-2-6 地域格差のない情報基盤の整備	コンピュータやインターネットなど情報・通信に関連する技術一般の総称。 (Information and Communication Technologyの略)
インターンシップ	4-4-2 人材育成の推進	学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。
エグネ	基本構想【まちづくりの課題】 6-2-5 良好な景観の形成	冬の季節風から屋敷を守るために家の周囲に植えた防風林のこと。
N P O	1-1-3 市民公益活動の推進	非営利組織。自主的、自発的に活動を展開する民間の非営利組織(団体)のこと。 (Non-Profit Organizationの略)
おうしゅうエコ事業所登録制度	5-1-4 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進	事業者が環境負荷を低減させるための取組を自主的に定め、市に登録し実践するというもの。登録区分は、取組項目数などにより「☆☆☆」、「☆☆」、「☆」の3種類の登録区分がある。

汚水処理人口普及率	6-2-3 水洗化の促進と効率的な汚水処理	汚水処理人口普及率={下水道や農業集落排水にいつでも接続できるように整備された区域内の住民基本台帳人口及びコミュニティ・プラント、浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る）が整備された世帯の住民基本台帳人口]÷市住民基本台帳人口。
温室効果ガス	5-1-4 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。

か行

用語	該当項目	解説
概成	6-2-3 水洗化の促進と効率的な汚水処理	ほぼ、出来上のこと。ここでは、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。
キャリア教育	4-4-2 人材育成の推進	キャリアは就業生活のこと。望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育てる教育のこと。
協働の提案テーブル	1-1-3 市民公益活動の推進	市民公益活動団体と市が、地域の課題を解決するため提案を持ち寄り、協働事業の具体化に向けて話し合いを行う場のこと。平成28年度から正式運用。
緊急告知ラジオ	5-3-1 防災対策の充実	災害時に地域FM局が出す特別な電波信号で自動的にスイッチが入り、放送される緊急情報を伝えるシステム、又はその受信機。
グリーン・ツーリズム	4-1-5 活力ある農村の形成	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その土地の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。
ゲートキーパー	3-3-2 心の健康づくりの推進	家族や仲間の変化に気づいて声をかけ傾聴し、早めに専門家に相談することを勧め、温かく寄り添い見守ること。

健康寿命	3-3-1 予防を重視した健康づくりの推進	介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間のこと。
合計特殊出生率	3-2-3 安心して出産できるための支援の充実	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が一生の間に産むとしたときの子ど�数に相当する。
ご近所福祉スタッフ	3-1-2 福祉サービス提供の仕組みづくり	奥州市社会福祉協議会の会長が委嘱する地域福祉の推進者。関係機関と連携し、地域で困っている高齢者や障がい者等、援助を必要とする本人及び家族の日常生活のサポートや近所の助け合い活動を促し、住民参加の地域福祉活動のリーダーとして、行政区長や民生委員等とともに活動する。
子ども発達支援センター	3-2-2 子育て家庭への支援の充実	心身障がい及び発達に課題のある児童とその保護者に対する相談、検査、療育指導を行う拠点のこと。
コミュニティバス	5-4-1 公共交通対策の充実	自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのことをいう。一般的に、民間バス事業者に運行を委託するなどし、必要に応じ地方公共団体が経済的支援を行う。

さ 行

用語	該当項目	解説
再生可能エネルギー	5-1-4 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
産業クラスター	4-2-5 企業誘致の推進	特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態のこと。
指定管理（指定管理者制度）	1-1-2 地域コミュニティ活動の活性化 1-2-1 生涯にわたる学習活動への支援 2-2-4 文化財保護体制の充実ほか	地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て指定された法人その他の団体が公の施設の管理に関する権限の包括的な委任を受け管理を行う制度。

市民活動支援センター	1-1-3 市民公益活動の推進	市民と行政、企業等との協働によるまちづくりを進めるための奥州市の施設。市民の活動力を高め、市民による「より良いまちづくり」を目指している。
小地域福祉ネットワーク	3-1-1 福祉で地域づくり	在宅の一人暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり親、障がい者世帯等の要援護者に対し、地域住民等が見守りや安否確認を中心に日常生活の援助を行う基本単位のこと。要援護者1名に対し、3～5名の地域協力者で支援する。
食の黄金文化奥州	4-1-6 地域6次産業化の推進	奥州市地域6次産業化ビジョンに掲げる基本理念で、市の地域資源に磨きをかけ、奥州市の知名度を高めていくこうとする取組のこと。
ジョブカフェ奥州	4-4-1 雇用環境の向上	若者が自分にあった仕事を見つけるためのいろいろなサービスを1か所で受けられる場所。就職セミナー・職場体験、カウンセリングや職場相談などを行っている施設のこと。
水道管の耐震化率	6-2-2 安全で安心な水道水の安定供給	水道管総延長に占める耐震管延長の割合。
スクリーニング	3-3-2 心の健康づくりの推進	ふるい分けること。多数の中から特定の条件に合うものを抽出するために選別すること。ここでは、集団の中から特定の病気や異常のある者をふるい分けたり、個人に対しては、受診科の決定に利用したりすることを指す。
スポーツリーダーバンク	1-3-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	岩手県広域スポーツセンターが、県内各地域のスポーツ活動・スポーツレクリエーション活動の普及と発展をめざし、また地域のスポーツ振興、スポーツを通じたコミュニケーションのさらなる充実を促進させることを目的として設置しているもの。
3R（スリーアール）	5-1-3 ごみ減量化に向けた3Rの推進	REDUCE（リデュース：減らす）、REUSE（リユース：再利用）、RECYCLE（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字をとった3R（スリーアール）と呼ぶ。限りある資源を有效地に繰り返し使う社会をつくろうとするもの。

世界遺産（世界文化遺産「平泉」）	2-2-2 文化財の調査研究の推進	「世界遺産」とは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、全世界の人々の共有財産として国際的に保護・保全していくことが義務付けられている「遺跡」や「建造物」、「自然」などのこと。「平泉」は、平成23年の第35回ユネスコ世界遺産委員会において、「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」として世界遺産登録された。
接続カリキュラム	2-1-1 学校教育の充実	保育所・幼稚園の連携を強化し、子どもたちが小学校生活への円滑な移行のため、「生活の接続」と「学びの接続」を考え、互いを理解し見通しを持った保育・教育が進められるよう、保育者及び教職員等の指導の目安として作成するもの。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	2-1-1 学校教育の充実	文部科学省で全国的に子どもたちの体力状況を把握するために実施している体力調査のこと。
総合型地域スポーツクラブ	1-3-3 スポーツを支える基盤の整備	地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する。
SNS（ソーシャルネットワークサービス）	4-3-4 観光物産関係団体との連携	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。 (Social Network Serviceの略)

た行

用語	該当項目	解説
多文化共生	1-1-5 多文化共生・姉妹都市交流の促進	国籍や民族などの異なる人々が文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら共に生きていくこと。
地域コミュニティ計画	1-1-2 地域コミュニティ活動の活性化	地域づくりの指針であり、地域の方々で目指すべき目標や課題解決に向けて、話し合いながら策定したもの。
地域包括ケアシステム	3-4-1 高齢者の生活支援の充実	高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域サポートし合う社会のシステムのこと。

地域包括支援センター	3-4-1 高齢者の生活支援の充実	介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を置き、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。
長寿命化	基本構想【財政基礎の確立】	公共施設等の予防保全的な修繕を計画的に進め、耐用年数の延長を図る取組のこと。
定住自立圏（奥州・北上・金ヶ崎・西和賀定住自立圏）	基本構想【広域的連携の推進】	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町が相互に役割分担し、連携、協力することにより、必要な生活機能等を圏域全体で確保し、定住の受け皿となる地域を形成する取組のこと。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	3-2-2 子育て家庭への支援の充実	配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係（過去も含む）にある男女間での暴力行為。身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力など多岐にわたる。
特別支援教育コーディネーター	2-1-1 学校教育の充実	児童生徒への適切な支援のために、関係機関・関係者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として指名されている者。

な行

用語	該当項目	解説
内発型産業	4-2-4 産業間連携の促進と新事業育成の支援	公共事業や誘発型産業に依存するのではなく、地域の特性を活かしながら、自らの創意に基づいた産業を興すことで、地域経済の自立を目指す産業形態のこと。
ノーマライゼーション	3-5-1 障がい者にやさしい地域づくり	障がい者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそがノーマル（正常）な状態であるという考え方のもとに行われる施策、またはその推進のための運動のこと。

は行

用語	該当項目	解説
廃止代替路線バス	5-4-1 公共交通対策の充実	乗合バス路線が廃止された場合、その代替として地方公共団体等がバス事業者に替わって運行するバスのこと。原則として、地方公共団体は、乗合バス事業を直接実施できないため、市町村が貸切バス事業者に当該路線の運行を委託し、路線維持を図る。
バイオディーゼル燃料	5-1-4 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進	菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。
バイオマス	5-1-4 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進	再生可能な植物由来の有機性エネルギー資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。
ハザードマップ	5-3-1 防災対策の充実	洪水による浸水想定地域、土砂災害危険箇所等の情報や避難所、避難場所等の防災情報を表示した地図のこと。
ファミリーサポートセンター	3-2-2 子育て家庭への支援の充実	地域において、子育ての手助けをしてほしい人、子育ての手助けができる人が会員になり、助けたり、助けられたりして子育ての相互援助活動を行う拠点のこと。
プライマリーバランス	基本構想【財政基盤の確立】	基礎的財政収支のこと。借入金を除いた税金等の正味の歳入と、借入金返済のための元利払を除いた歳出の収支。収支が均衡していれば、財政は健全であることを示す。
放課後児童クラブ	3-2-1 子育てを支える環境の整備	共働き家庭など、下校後保護者が家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び場や生活の場を提供し、保護者の就労支援、児童の健全な育成を図るもの。

ま行

用語	該当項目	解説
まなびフェスト	2-1-2 安全・安心な教育環境の充実	教職員、児童生徒、保護者等が目標を共有し、協同して達成を目指すという考え方のもと、目標が達成できたかどうかの判断基準となる数値や状態を目標に取り入れた教育活動の計画のこと。
メタボリックシンドローム	3-3-1 予防を重視した健康づくりの推進	内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。内臓脂肪症候群。
木質バイオマス	5-1-4 地球温暖化対策・再生可能エネルギー活用の推進	木材に由来する再生可能な資源のこと。山間地域の振興の点からも木質バイオマスのエネルギーへの期待が高まっている。

や行

用語	該当項目	解説
有収率	6-2-2 安全で安心な水道水の安定供給	供給した配水量に対する料金徴収の対象となつた水量の割合のこと。水道事業の効率性を計る一つの指標。

ら行

用語	該当項目	解説
6次産業化	4-1-6 地域6次産業化の推進	農業の6次産業化とは、第1次産業（農林漁業）従事者が、生産だけでなく、加工・流通販売を行い、経営の多角化、収益向上を目指すもの。
ローリング	基本構想【実施計画】	毎年度、社会情勢の変化に応じて、事業計画の見直しや部分的な修正を行い、計画と現実が大きくずれるのを防ぐ方法のこと。

わ行

用語	該当項目	解説
ワンストップサービス	4-2-2 中小企業の経営基盤の強化ほか	関連するすべての作業・手続きを、一度であるいは1ヶ所で完了できるようになっているサービスのこと。

奥州市総合計画

発行／平成 29 年 3 月

編集／奥州市

〒023-8501 岩手県奥州市水沢区大手町1-1

TEL 0197-24-2111

<http://www.city.oshu.iwate.jp/>

印刷／鈴木印刷株式会社 TEL0197-35-4515



奥州市